

神奈川県内市町村 精神保健福祉サービス
精神障がい者福祉サービス事業所等補助事業

2024年度神奈川県精神保健福祉に関する

市町村補助事業調査報告

— 2024年9月30日現在 —

県精連要望調査委員会

特定非営利活動法人 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会

調 査 概 要

事業名：神奈川県内市町村精神保健福祉サービス及び地域活動支援センター・グループホーム等補助事業調査

実施主体：（NPO）神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会要望調査委員会

調査目的：当会では、精神障害者地域活動支援センターをはじめとした事業への市町村単独補助調査を毎年実施している。障害者総合支援法により障がい福祉サービスは市町村が主体となって実施され、サービスの内容や制度に非常に格差が生じてきている。市町村の医療費助成・在宅福祉手当等、地域格差がみられる項目や神奈川県と市町村の協調事業の実施状況を調査し、精神障がい者の方々やご家族、関係者が、居住する市町村でどのようなサービスが受けられるかを周知すること及び格差是正のためのデータとすることを目的とする。

調査内容：

1. 精神保健福祉（障害者総合支援法関係事業等）に関するサービスについて
2. 障害者虐待防止対策について
3. 障害者総合支援法による事業への市町村補助について
4. 神奈川県との事業について

調査期間：2024年12月1日（金）～12月28日（木）調査対象：神奈川県内の33市町村

調査方法：各市町村障害福祉担当課にアンケートを送付し回答を得た。回答回収：33対象（回答率100%）

※ 市町村ホームページからの調査内容も補足として、掲載。

2024年度
精神保健福祉に関するサービス
障害者総合支援法関係

福祉サービス事業所数（介護給付）

市町村名		介護給付 事業所													
		居宅介護		重度訪問介護		行動援護		生活介護		療養介護		短期入所		施設入居支援	
		総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数
政令市	横浜市	743	623	595	544	118	97	276	93	4	0	78	12	25	0
	川崎市	236	205	189	165	54	49	96	43	1	定めなし	29	10	6	2
	相模原市	167	140	133	116	16	15	86	39	3	0	62	38	8	2
横須賀・三浦	横須賀市	59	37	46	33	1	1	45	12	1	0	20	5	7	0
	鎌倉市	32	24	26	21	3	3	14	4	1	0	7	1	1	0
	逗子市	11	7	10	0	1	0	3	0	0	0	2	0	0	0
	三浦市	5	0	5	0	0	0	4	0	0	0	4	1	0	0
	葉山町	2	1	2	2	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0
湘南東部	藤沢市	76	61	69	55	7	5	35	14	0	0	24	14	3	0
	茅ヶ崎市	34	26	31	28	2	2	19	10	0	0	9	4	2	0
	寒川町	8	6	7	5	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0
湘南西部	平塚市	32	28	29	24	0	0	27	13	0	0	20	9	6	0
	秦野市	18	14	18	15	5	13	24	7	1	0	24	6	9	0
	伊勢原市	17	14	15	11	1	1	6	2	0	0	3	2	1	0
	大磯町	2	0	2	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	0
	二宮町	3	3	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0

市町村名		介護給付 事業所													
		居宅介護		重度訪問介護		行動援護		生活介護		療養介護		短期入所		施設入居支援	
		総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数
県央	厚木市	41	31	37	34	7	5	19	4	1	0	18	3	9	0
	大和市	33	27	30	25	3	2	20	6	0	0	6	2	1	0
	海老名市	16	15	15	15	1	1	8	4	0	0	4	3	1	0
	座間市	19	19	16	16	0	0	6	2	0	0	6	2	1	0
	綾瀬市	5	0	5	0	0	0	9	0	0	0	3	0	3	0
	愛川町	3	3	2	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	清川村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0
県西	小田原市	28	25	26	26	3	3	16	7	2	0	18	8	4	1
	南足柄市	5	5	4	4	0	0	6	3	0	0	4	3	1	0
	中井町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0
	大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松田町	2	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	山北町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	開成町	3	2	1	1	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0
	箱根町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町	4	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

福祉サービス事業所数（訓練等給付）

市町村名		自立訓練				就労移行支援	就労定着支援	自立生活援助	就労継続支援								
		機能訓練		生活訓練					A型（雇用）		B型（平均工賃型）		B型（一律評価型）				
		総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数
政令市	横浜市	1	0	32	29	90	80	64	59	43	29	34	32	237	168	0	0
	川崎市	1	0	16	16	41	38	27	26	3	3	22	22	81	66	0	0
	相模原市	0	0	8	7	18	17	13	12	3	3	16	15	88	81	3	3
横須賀・三浦	横須賀市	0	0	4	3	7	7	5	4	2	0	4	4	32	0	0	4
	鎌倉市	0	0	2	2	5	4	3	3	0	0	5	4	15 (※1)	13 (※2)	15 (※1)	13 (※2)
	逗子市	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	3	2	0	0
	三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0
	葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0
湘南東部	藤沢市	0	0	6	5	21	18	15	13	2	1	5	4	40	32	0	0
	茅ヶ崎市	0	0	1	1	3	3	1	1	0	0	3	3	14	12	0	0
	寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	4	0	0
湘南西部	平塚市	0	0	1	1	9	8	5	4	0	0	5	4	28	21	0	0
	秦野市	1	0	1	0	2	1	2	1	2	1	0	0	24	18	0	0
	伊勢原市	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	3	3	7	7	0	0
	大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0
	二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	0	0

市町村名		自立訓練				就労移行支援		就労定着支援		自立生活援助		就労継続支援					
		機能訓練		生活訓練								A型（雇用）		B型（平均工賃型）		B型（一律評価型）	
		総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数	総事業所数	主たる対象が精神障がいである事業所数
県央	厚木市	1	0	4	3	7	7	6	6	0	0	1	1	29	22	0	0
	大和市	0	0	3	3	4	3	6	4	0	0	3	3	23	17	0	0
	海老名市	0	0	0	0	8	7	4	3	0	0	5	5	15 (※3)	12	15 (※3)	0
	座間市	0	0	0	0	2	1	2	1	0	0	1	1	21	18	0	0
	綾瀬市	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0
	愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	7	4	0	0
	清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
県西	小田原市	1	0	0	0	5	3	2	1	0	0	2	2	27	23	-	-
	南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	6	4	0	0
	中井町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	開成町	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	3	3
	箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

※1：総事業所数の合計。内訳は不明。

※2：主たる対象が精神障がいである事業所数の合計。内訳は不明。

※3：非雇用と合算数。内訳不明。

市町村名		共同生活援助（グループホーム）									
		介護サービス包括型				外部サービス利用型				日中サービス支援型	
		総事業所数		主たる対象が 精神障がいである 事業所数	総事業所数		主たる対象が 精神障がいである 事業所数	総事業所数	主たる対象が 精神障がいである 事業所数		
		サテライト型	サテライト型		サテライト型	サテライト型					
政令市	横浜市	284	141	39	23	0	0	0	0	8	2
	川崎市	112	45	12	11	2	2	0	0	5	3
	相模原市	97	67	24	19	0	0	0	0	23	22
横須賀・三浦	横須賀市	65	26	0	0	0	0	0	0	2	2
	鎌倉市	19	11	1	0	0	0	0	0	0	0
	逗子市	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	三浦市	9	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	葉山町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
湘南東部	藤沢市	47	47	6	6	0	0	0	0	9	9
	茅ヶ崎市	61	35	0	0	0	0	0	0	3	3
	寒川町	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0
湘南西部	平塚市	34	27	0	0	0	0	0	0	4	3
	秦野市	37	28	0	0	0	0	0	0	4	4
	伊勢原市	13	9	0	0	1	0	0	0	1	1
	大磯町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二宮町	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0

市町村名		共同生活援助（グループホーム）									
		介護サービス包括型				外部サービス利用型				日中サービス支援型	
		総事業所数		主たる対象が 精神障がいである 事業所数		総事業所数		主たる対象が 精神障がいである 事業所数		総事業所数	主たる対象が 精神障がいである 事業所数
			サテライト型		サテライト型		サテライト型		サテライト型		
県央	厚木市	22	11	0	0	0	0	0	0	4	0
	大和市	31	19	0	0	0	0	0	0	3	2
	海老名市	11	4	0	0	0	0	0	0	2	2
	座間市	16	12	0	0	0	0	0	0	2	2
	綾瀬市	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛川町	10	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	清川村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
県西	小田原市	57	26	0	0	0	0	0	0	4	4
	南足柄市	3	3	0	0	0	0	0	0	2	2
	中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	大井町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	箱根町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地域生活支援事業

市町村名		相談支援事業（委託）			相談支援事業（特定指定）			意思疎通支援事業		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
政令市	横浜市	無	36	無	-	0	-	-	-	-
	川崎市		26	なし						
	相模原市	基幹相談支援センター等機能強化事業として実施。市内に住所を有する又は市の援護を受けている障害児者及びその家族等	3	無料	なし			<手話通訳者・要約筆記者の派遣>聴覚障害または音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害による身体障害者手帳の交付を受けている者	-	なし
横須賀・三浦	横須賀市	横須賀市民	5	無料	精神障害者	13	無料	精神障害者は対象となっていない		
	鎌倉市	市内在住の障害者等	3	なし	各事業所の運営規定による	8	なし	市内在住の障害者等	0	なし
	逗子市	障がい者手帳または自立支援(精神通院)受給保持者、難病の方	1	0円				市内居住者	1	0円
	三浦市	障害をお持ちの方	3							
	葉山町	町内在住の障害者、障害者の保護者または介護をする者	1	無				聴覚障害のある者		無

市町村名		相談支援事業（委託）			相談支援事業（特定指定）			意思疎通支援事業		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
湘南東部	藤沢市	藤沢市在住の障がい者等とその家族	4	なし	障がい者(地区は事業所によって異なる)	16	なし	精神障がい者は対象外*ただし、藤沢市内在住で聴覚、音声機能または言語機能の身体障がい者手帳の交付を受けている方は対象	-	-
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市在住で障がいのある方とご家族など	4	無	茅ヶ崎市在住で障がいのある方とご家族など	13	無	市内に住所を有する聴覚障がい者等(聴覚障がい、音声機能障がい、言語機能障がいの身体障害者手帳を所持する方)	直営	無
	寒川町	寒川町内在住の障がい者とその家族、支援をしている方	2	無	寒川町内在住の障がい者とその家族、支援をしている方	2	無			
湘南西部	平塚市	精神に障がいのある児者、その保護者、介護者等	1	無	障害福祉サービスもしくは地域相談支援を利用する方で、サービス等利用計画の作成を希望する方	20	無	聴覚障がい者等		無
	秦野市									
	伊勢原市	原則、市民の方	19	なし	-	-	-	-	-	-
	大磯町	原則手帳所持者、精神障害を事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者	1	無	原則手帳所持者、精神障害を事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者	1	無	原則手帳所持者、精神障害を事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者	0	無
	二宮町		1	0		2	0			

市町村名		相談支援事業（委託）			相談支援事業（特定指定）			意思疎通支援事業		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
県央	厚木市	厚木市の援護を必要とする障がい者等	9			19				
	大和市	市内在住の精神保健福祉手帳保持者、自立支援医療(精神通院)受給者とその家族	3	無						
	海老名市		5	0	総合支援法に規定する障がい福祉サービス利用者	9	0	対象外		
	座間市	市内に住所を有するか、市が援護の実施者となる精神障がい者及びその家族	3	0	市内に住所を有するか、市が援護の実施者となる精神障がい者及びその家族	6	0			
	綾瀬市		1			6			0	
	愛川町	精神障害、自立支援医療受給等の方	1	0						
	清川村	村内在住で手帳を所持している者、または自立支援医療(精神通院)を利用している者及びその家族	0	無						
県西	小田原市	市内(小田原市と協定を締結した自治体も含む)に住所を有する障がい者等	1	無	障害福祉サービスを利用している者	16	原則1割	音声・言語機能障害がある方で、社会生活上で手話通訳が必要な方	-	4,000円～
	南足柄市	市内に住所を有する障害者 等	1	無						
	中井町	町内に住所を有する障がい者(足柄上地区1市5町と共同で設置)	3障がい対応	無						
	大井町	町内に住所を有する障害児者	0	無						
	松田町	町内に住所を有する障がい児者等		無	町内に住所を有する障がい児者等		無	町内に住所を有する聴覚障がい者		無
	山北町	町内に住所を有する障害児・者(足柄上地区1市5町で共同設置)	0	無		0	無	町内に住所を有する聴覚障害を有する方	0	無
	開成町	町内に住所を有する障害者等(足柄上地区1市5町で共同設置)	0	無	町内に住所を有する障害者等	2	無			
	箱根町	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等からの相談	0		-	0		町内に居住地を有する聴覚障がい者等で手話通訳者等がいなければ健聴者との円滑な意思相通を図ることが困難な方	0	
	真鶴町		0			0			0	
	湯河原町					1				

市町村名		日常生活用具給付等事業			手話奉仕員養成研修事業			移動支援事業		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
政令市	横浜市	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する方であって、要綱別表1の各品目に定める対象者要件に該当する方	-	1割負担(減免や対象外あり)	障害の有無を問わず参加できる講座を実施	-	-	【ガイドヘルプ(a)】 【ガイドボランティア(b)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する者(知的障害児・者を除く)で外出に支援を要する者	(a) 456 (b) 22	(a) 原則1割 (b) 無償
	川崎市	別紙要綱参照						・障害支援区分1以上 ・行動援護などの障害福祉サービス対象者は利用不可※詳細は要綱参照		利用料の1割(自己負担上限あり)
	相模原市	精神障害者保健福祉手帳1～2級の方(一部品目) ※障害者本人のみの世帯及びこれに準ずる世帯(頭部保護帽を除く)	-	原則1割負担(品目ごとに上限額有)	聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し、社会参加を促進するため、手話奉仕員を養成することを目的として研修を実施	-	テキスト・動画視聴代(入門基礎講座のみ)	社会生活上必要不可欠な外出又は社会参加のための外出(宿泊を伴う外出など対象外あり)	-	所得による
横須賀・三浦	横須賀市	精神障害者は対象となっていない			一般市民が対象の手話講習会を開催する事業で、障害の有無や種別は不問	-	無料	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの	39	1割負担(上限額あり)
	鎌倉市	市内在住の障害者等		所得に 応じる	市内に住所を有する者	0	なし	各事業所の運営規定による	15	原則1割 所得に応じた自己負担上限月額あり
	逗子市	市内居住者	0	0円	市内居住者	1	0円	障がい者手帳または自立支援(精神通院)受給保持者、難病の方	4	0円
	三浦市							市内在住の手帳交付を受けたもの 本誌以外の住所を有する者で、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者	3	
	葉山町	品目によって異なる		原則1割	手話の技術を習得したい者		無	重度の視覚障害者・全身性障害者・知的障害者・精神障害者のうち、国の事務処理要領に規定する障害支援区分1以上の手帳所持者		原則1割

市町村名		日常生活用具給付等事業			手話奉仕員養成研修事業			移動支援事業		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
湘南東部	藤沢市	藤沢市在住で、在宅の障がい児・者(種目別に規定あり)*ただし、次の場合は対象外・18歳以上:本人又は配偶者のうち最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合・18歳未満:住民票上の世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合	-	世帯の所得状況に応じて自己負担(1割)	藤沢市内在住の方(一部のコースに習熟度等の要件あり)	-	テキスト代	(1)身体障がい者手帳1・2級で四肢体幹機能障がいの方 (2)身体障がい者手帳3級以上で単身世帯の方 (3)療育手帳所持者(または判定機関で判定を受けた方) (4)精神障がい者保健福祉手帳所持者または自立支援医療(精神)受給者 (5)診断書等により、精神障がいや発達障がいがあることを確認できる方 (6)障がい者総合支援法の対象疾病に該当し、対象疾病に罹患していることが、特定医療費(指定難病)医療受給者証や診断書により確認できる方	140	課税世帯は5%
	茅ヶ崎市	市内に住所を有する障害者手帳(身体・療育・精神)所持者等	直営	有	市内在住・在勤・在学の方等	直営	有	余暇活動等社会参加のための外出において、屋外での移動が困難な市内に住所を有する障がい児者	20	有
	寒川町	各用具につき、条件を満たす等級の手帳、該当の症状がある方		所得による自己負担あり				手帳取得者	2	所得による自己負担あり

市町村名		日常生活用具給付等事業			手話奉仕員養成研修事業			移動支援事業		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
湘南西部	平塚市	給付対象品目 ・頭部保護帽: てんかんの発作などにより頻繁に転倒する方 ・火災警報器/自動消火器: 火災発生の感知・避難が困難な重度障がい者(世帯に1回のみ) ただし、18歳以上の障がい者及びその配偶者のうち、市民税所得割額の最多納税者が46万円以上の場合は対象外 ※世帯の範囲:対象者が18歳以上の場合は、本人及び配偶者。18歳未満(施設入所中の場合は、18歳、19歳を含む。)の場合は、保護者の属する住民票上の世帯		市民税所得割額が課税世帯の場合、給付物品全額10%	市が主催する手話講習会に参加を希望する方		1,000円または5,300円	市内に居住する全身性障がい児者、知的障がい児者、精神障がい児者、難病患者等(18歳未満は外出時に保護者が付き添えない場合)		サービスに要した費用の10%(所得により上限あり)
	秦野市							本市援護者であり、屋外の移動が困難な精神障害者	7	障害福祉サービスに準ずる
	伊勢原市	障害者手帳の交付を受けている方で必要と認められる方、難病で必要と認められる方	23	原則10%非課税者・生活保護世帯はなし	-	-	-	精神保健福祉手帳の交付を受けている方、自立支援医療(精神科通院医療)の受給者証をお持ちの方	10	原則10%非課税者・生活保護世帯はなし
	大磯町	原則手帳所持者、精神障害を事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者	1	1割	原則手帳所持者、精神障害を事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者	0	無	原則手帳所持者、精神障害を事由とする年金等受給者、自立支援医療受給者証所持者	0	1割
	二宮町									

市町村名		日常生活用具給付等事業			手話奉仕員養成研修事業			移動支援事業		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
県央	厚木市							精神保健福祉手帳の交付を受けている精神障害児・者、精神障害を支給事由とする年金等の受給者又は自立支援医療(精神通院)支給決定者	59	
	大和市	・発作等により転倒する恐れがあり頭部保護帽を必要としている方 ・火災報知器、自動紹介については1・2級の方		有(一部無)	市内在住在勤の方で、本研修をはじめて受講する方で、すべての日程に参加可能な方		無(テキスト第のみ負担有)	精神保健福祉手帳保持者、自立支援医療(精神通院)受給者、精神障がい等を事由とする年金等を受給している方	13	有(一部無)
	海老名市	頭部保護帽:精神保健福祉手帳を所持し、てんかんの発作により頻繁に転倒するもの。		課税者1割	参加可能			精神手帳1,2級	37	
	座間市							精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、屋外での移動が困難なもの。	7	1割負担上限あり
	綾瀬市		0			1		①視覚障害児者 ②肢体不自由1級所持者で、両上下肢の機能障害及びこれに準ずる者、 ③知的障害児者 ④精神障害児者及び精神通院支給決定者	5	①市民税課税世帯は、基準単価の10%。 ②低所得者(市民税非課税世帯)及び生活保護者は、負担なし。
	愛川町									
	清川村							精神保健福祉手帳所持者		原則1割負担

市町村名		日常生活用具給付等事業			手話奉仕員養成研修事業			移動支援事業		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
県西	小田原市	障害に伴い日常生活用具を必要としている者 (品目ごとに対象要件あり)	-	原則1割	手話通訳者の養成講座の受講希望者	-	無	屋外での移動が困難な障害者等	15	原則1割
	南足柄市							精神保健福祉手帳又は自立支援医療 (精神通院)受給者	1	有
	中井町							町が認めた業者であること		サービスの1割 +運賃
	大井町							町内に住所を有する障害児者	0	1割
	松田町	町内に住所を有する方で、身体障害者手帳、難病(要件に該当する方)対象者		無	町内に住所を有し、町が認める方		無	町内に住所を有する方で、身体障害者手帳(視覚または車椅子利用者)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証所持者		無
	山北町		0	無	町内に住所を有する障害者	0			0	
	開成町	精神障害でてんかんの発作により頻繁に転倒する者		所得による				障害者手帳の交付を受けているもの	2	所得による
	箱根町	町内に住所地を有する者であって種目ごとに対象者・障がい程度要件となっている	0		-	0		障害支援区分1以上の方	0	
	真鶴町		0			0			0	
	湯河原町								1	

市町村名		地域活動支援センター機能強化事業								
		Ⅰ型			Ⅱ型			Ⅲ型		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
政令市	横浜市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	川崎市	川崎市内に住所を有する障害者	7	無		0		川崎市内に住所を有する障害者	8	無
	相模原市							精神障害等があり、企業等に就労することが困難であるため、地域活動支援センターの利用が適当であると市長が認める者(利用料は無料、ただしイベント・研修等での実費徴収あり)	4	無
横須賀・三浦	横須賀市	横須賀市では、事業を実施していない	0		横須賀市では、事業を実施していない	0		横須賀市では、事業を実施していない	0	
	鎌倉市	市内在住の障害者等	1	なし	市内在住の障害者等	0	なし	市内在住の障害者等	2	なし
	逗子市					1	0円			
	三浦市		0		満15歳以上の在宅障害者	1		満15歳以上の在宅障害者	3	
	葉山町									

市町村名		地域活動支援センター機能強化事業								
		Ⅰ 型			Ⅱ 型			Ⅲ 型		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
湘南東部	藤沢市	藤沢市在住の障がい者等	1	無				藤沢市在住の障がい者等	2	無
	茅ヶ崎市	市内に住所を有する障がい者手帳(身体、療育、精神)所持者等	1	無	-	-	-	市内に住所を有する障がい者手帳(身体、療育、精神)所持者等	7	無
	寒川町							精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている物、精神障害を支給理由とする年金給付を受けている者又は自立支援の支給認定を受けている者	1	無
湘南西部	平塚市									
	秦野市	精神の障害をもち住民票のある人	1	無料						
	伊勢原市	-	-	-	-	-	-	原則、市内在住で地域において就労が困難な者等	2	なし
	大磯町	-	0		-	0		-	0	
	二宮町									

市町村名		地域活動支援センター機能強化事業								
		Ⅰ 型			Ⅱ 型			Ⅲ 型		
		利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料	利用要件	事業所数	利用料
県 央	厚木市							原則として市内に住所を有する者で、当該地域活動支援センターの利用者が適当であると市長が認めた者 ※精神障がい者が利用している事業所数	5	無
	大和市	精神障がいがあって、病状がある程度安定している市内在住の方	1	無						
	海老名市	手帳の有無は問わない	1	無	無し		無	無し		無
	座間市	市内に住所を有する精神障がい者	1	〇				市内に住所を有する精神障がい者	3	〇
	綾瀬市		1			〇			1	
	愛川町		1	〇						
	清川村									
県 西	小田原市							市内(小田原市と協定を締結した自治体も含む)に住所を有する障がい者等	3	無
	南足柄市	市内に住所を有する障害者 等	1	無						
	中井町	町内に住所を有する障がい者	1							
	大井町	町内に住所を有する障害児者	〇	無						
	松田町	町内に住所を有する障がい児者等		無						
	山北町		〇	無						
	開成町	町内に住所を有する、障害者手帳等の交付を受けているもの	1	無						
	箱根町		〇			〇		身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方	1	無
	真鶴町		〇			〇			〇	
	湯河原町								1	

地域生活支援事業 その他

市町村名	その他			
	名前	利用要件	事業所数	利用料
葉山町	地域活動支援センター事業	町内に住所を有する精神障害者及びその家族等であって、地域における生活支援を必要とする者	1	無
茅ヶ崎市	日中一時支援事業	日中活動の場が必要な市内に住所を有する障がい児者	11	有
	福祉ホーム	福祉ホームを運営するために必要な管理人の給料、共益費、需要費(消耗品及び印刷製本費)、役務費、(通信運搬費)使用料、賃借料及び備品購入費等	0	無
秦野市	日中一時支援	本市援護者であり、精神保健福祉手帳1級所持者	7	障害福祉サービスに準ずる
小田原市	訪問入浴サービス事業	精神障害者保健福祉手帳1級または障害年金1級で、入浴に介助を必要とし、居宅以外の入浴が困難な方	2	収入に依る
	日中一時支援サービス事業	日中に介助者が不在となり、一時的な見守り支援が必要となる障がい児者	3	収入に依る
	重度障がい者緊急通報システム	65歳未満の単身または、対象者以外が高齢者のみの世帯で、精神障害者保健福祉手帳1級または障害年金1級	1	無
	食の自立支援事業	精神障害者保健福祉手帳1級または障害年金1級の単身者	7	1食500円

「成年後見制度利用支援事業」実施体制（平成24年4月から、国の制度改正等により市町村地域生活支援事業の必須事業）

●＝実施

市町村名		実施主体				
		市町村	委託	利用要件	事業所数	利用料
政令市	横浜市	●		・区長申立における審判の請求に要する費用の助成 →精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、区長が審判請求を行う者のうち、収入基準および資産基準要件に該当する者。 ・後見人、保佐人、補助人に対する報酬の全部又は一部の助成(ただし、任意後見人の報酬を除く。) →親族を除く者が後見人等に選任されており、かつ収入基準および資産基準要件に該当する者。	-	-
	川崎市	●		別紙要綱参照		
	相模原市	●		1 市町村長申立て 次に掲げる事項を総合的に考察し、必要と認められるとき ア 対象者の事理を弁解する能力の程度 イ 対象者の生活状況及び健康状態 ウ 対象者の親族存否、当該親族による対象者の保護可能性及び当該親族が対象者に係る審判請求を行う意思の有無 エ 行政が行う各種施策及びサービスの活用による対象者に対する支援策の効果 オ 対象者の生活、資産及び収入の状況 2 申立て費用及び後見人等報酬助成 以下のいずれかに該当する方 ア 生活保護受給者 イ 中国残留邦人等支援給付受給者 ウ 資産、収入の状況等から費用を負担することが困難であると市長が認める者	-	-
横須賀・三浦	横須賀市	●		後見等を必要とする状態にある者で、親族がいない、又は所在が不明な者		
	鎌倉市		社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会、社会福祉法人ラファエル会、特定非営利活動法人地域生活サポートまいんど、特定非営利活動法人e-ライフサポート	市内在住の障害者等であって、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者等	4	なし
	逗子市		委託先:特定非営利法人ゆうほ(相談事業所カモミール)		1	0円
	三浦市	●				
	葉山町	●		・町長が成年後見等開始審判申立を行う者のうち、次のいずれかに該当するもの (1)生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 (2)その他該当開始審判申立に要する費用等を負担することが困難であると町長が認める者		助成対象費用は、成年後見等開始審判申立に要する費用及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。ただし、成年後見人等の報酬助成の金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とする。

市町村名		実施主体				
		市町村	委託	利用要件	事業所数	利用料
湘南東部	藤沢市		●	・市長申立て:市内に住所を有する者、本市の措置等により他市町村の施設に入所している者 その他要件有 ・報酬助成:生活保護受給者、市民税非課税世帯等その他要件有		
	茅ヶ崎市	●		市内在住または本市援護者		
	寒川町	●		生活保護等の理由により経済的に自ら制度を利用するのが困難な方		無
	平塚市	●				
湘南西部	秦野市			障害福祉サービス等を利用している、または利用しようとする知的障害者及び精神障害者で、 成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬等について、 補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者	2	無料
	伊勢原市	●		成年後見制度の利用が必要であるが、後見等の申立てを行う親族がいない方。※報酬助成は別途要件あり。	-	-
	大磯町					
	二宮町	●		精神保健福祉手帳を取得している方で、 親族がいない、または存在が明らかでないもので、且つ判断能力を欠くもの。		
県央	厚木市	●				
	大和市	●		・生活保護受給者で預貯金額と家庭裁判所が審判により付与した報酬額を加算した額が60万円以下である方。 ・世帯全体が非課税で成年後見制度を活用できる資産を持たない方。		
	海老名市	●				
	座間市	●		判断能力が十分でない精神障害者等であって、生活保護費受給者等または、成年後見人等への報酬を負担することが困難であると市長が認める者		
	綾瀬市	●				
	愛川町					
	清川村	●	清川村社旗福祉協議会			
県西	小田原市	●		成年後見制度の利用が必要であるが、判断能力が不十分かつ、親族による申立ができない場合に、市長申立てを行っている。 また、申立て費用・報酬費用の助成を小田原市後見開始等の審判請求費用及び成年後見人等の報酬費用の助成に関する要綱に基づき行っている。		
	南足柄市	●				
	中井町					
	大井町	●		町長が申立てした方	0	無
	松田町	●		町実施要綱による		
	山北町	●		町実施要領による		
	開成町	●		(1)生活保護を受けている者及びこれに準ずる者 (2)前号に定めるほか審判申立てに要する費用の全部又は一部の助成を受けなければ、審判申立てを行うことが困難であると町長が認める者		
	箱根町	●				
	真鶴町	●				
	湯河原町					

計画相談（利用計画作成）等の取り組み状況

市町村名		障害福祉サービス受給者数		計画作成済人数		セルフプラン等人数		貴市町村の指定特定相談支援事業所の数	左記について従事している専門相談員の数	相談支援専門員の質と量の確保のための取り組みはなされていますか。
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度			
政令市	横浜市	26,990	28,050	16,802	17,374	10,188	10,676	286	689	相談支援事業所の開設説明会の開催や、相談支援専門員に対する研修の実施など、事業者及び相談員の確保・養成に取り組んでいます。 また、新たに「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対する助成を実施し、計画相談支援の実施率向上に向けた取組を推進しています。
	川崎市	7,975	8,453	7,975	8,453	5,123	5,900	98	222	- 相談支援従事者研修(初任・現任・スキルアップ)の効果的な実施に向けて、研修講師・ファシリテーターと共に研修の在り方検討に係る協議の場を設置。 - 相談支援専門員をはじめ地域の相談支援従事者が一堂に会し、情報共有や意見交換等を行うための連絡会を定期的に開催。 - 地域のOJT機能強化のため、主任相談支援専門員、認定相談支援リーダー(市独自資格)の活用に向けた連絡会を設置予定。
	相模原市	6,681	6,749	4,465	4,492	2,216	2,257	68	124	- 相談支援従事者等の人材育成のため、グループスーパービジョン(事例検討の手法)を実践する機会を各区で設けている。 - 福祉研修センター(市社会福祉事業団内・指定管理事業)において、相談支援専門員(相談支援従事者)向けの各種研修を実施している。 - 基幹相談支援センター(市社会福祉事業団内・指定管理事業)において、県が実施する相談支援従事者初任者研修に係る強化研修を市独自に実施している。
横須賀・三浦	横須賀市	2,646	3,090	1,477	1,510	1,017	1,356	25	59	質の確保のために、自立支援協議会内に相談支援専門員で構成される部会を設置し、事例を素材としたグループスーパービジョンによる人材育成を実施している。 また量の確保のために、困難ケースの抱え込み防止や収入増による事業運営の安定化を目指し、複数事業所の協働による機能強化型計画相談支援費(Ⅰ)算定のための支援を実施している。
	鎌倉市	1,235	1,276	1,235	1,276	255	257	15	40	- 相談支援事業所連絡会の開催(事例検討会等) - 相談支援専門員への助言・指導(主任相談支援専門員を配置) - 市職員との困難事例の処遇検討を月1回実施

市町村名		障害福祉サービス受給者 人数		計画作成済 人数		セルフプラン等 人数		貴市町村の 指定特定相 談支援事業 所の数	左記につい て従事して いる専門相 談員の数	相談支援専門員の質と量の確保のための取り組みはなされていますか。
		2 0 2 3 年 度	2 0 2 4 年 度	2 0 2 3 年 度	2 0 2 4 年 度	2 0 2 3 年 度	2 0 2 4 年 度			
横須賀・三浦	逗子市	440	432	434	430	1	2	5	12	基幹相談支援センター連絡会及び自立支援会議定例会議にて、相談支援事業所及び市で定期的に意見交換、勉強会、事例検討会を月1回実施している。基幹相談支援センターによる研修会を実施している。
	三浦市	327	348	298	316	29	32	3	9	市と相談支援事業所で定期的に相談支援調整会議を開催し、ケースについての情報共有とケース検討を行うことで、相談支援専門員の質の向上を目指している。
	葉山町	194	191	194	191	0	0	1	3	・基幹相談支援センターが実施する研修開催 ・自立支援協議会相談支援ネットワーク委員会での情報交換、事例検討会
湘南東部	藤沢市	3,808	3,761	3,808	3,761	1,865	2,156	22	78	委託相談支援事業所連携会議、計画相談支援・障がい児相談支援連絡会の開催、研修会(グループスーパービジョン・障がい別勉強会)の実施。
	茅ヶ崎市	1,497	1,607	516	501	981	1,106	14	26	・相談支援事業所連絡会等で必要な情報提供を行っている。 ・臨床心理士の資格を持つ発達障がい専門相談員が、市内相談支援事業所等へ巡回相談を行っている。
	寒川町	560	577	210	212	350	365	2	7	相談支援事業所連絡会、県等が開催する研修の案内
湘南西部	平塚市	2,071	2,137	1,524	1,520	547	617	26	59	障がい者自立支援協議会(計画相談支援分科会主催)にて、相談支援専門員が相談し合える関係作りを目指し、連絡会や研修を開催しています。 令和6年度には、令和6年度報酬改定の内容と、指定特定(障害児)相談支援事業所がとれる加算について、市(基幹相談支援センター)が講師となり研修を行いました。 また、基幹相談支援センターによる事業所訪問を全事業所に対して行っています。(実施中)
	秦野市	1,402	1,456	1,003	1,056	399	400	20	51	相談支援事業所連絡会や研修会の開催
	伊勢原市	923	921	887	892	36	29	19	37	「伊勢原市障がい者くらしを考える協議会 相談支援部会」において、相談支援専門員等の資質向上のため、事例検討や勉強会等を実施。具体的な検討が必要な場合は、相談支援事業検討ワーキングを開催している。
	大磯町	188	202	188	201	0	1	4	7	自立支援協議会の枠組みにて定期的に研修会を開催している。また、相談支援ネットワークにて事例検討会等を行っている。
	二宮町	249	304	249	304	17	15	2	7	自立支援協議会にて定期的な研修を実施

市町村名		障害福祉サービス受給者 数		計画作成済 人数		セルフプラン等 人数		貴市町村の 指定特定相 談支援事業 所の数	左記につい て従事して いる専門相 談員の数	相談支援専門員の質と量の確保のための取り組みはなされていますか。
		2 0 2 3 年 度	2 0 2 4 年 度	2 0 2 3 年 度	2 0 2 4 年 度	2 0 2 3 年 度	2 0 2 4 年 度			
県 央	厚木市	1,694	1,798	1,012	1,107	682	691	19	55	基幹相談支援センターが中心となり、協議会の相談支援プロジェクトにおいて、情報交換やグループスーパージョンを用いた事例検討会、講師を招いた研修会を開催している。
	大和市	1,655	2,138	1,386	1,905	269	233	10	34	相談支援事業所連絡会等を活用し定期的な協議の場を持つことで課題を共有し、解決策を検討する
	海老名市	994	1,209	653	768	341	441	9	3	相談支援事業所連絡会の定期開催 障がい者相談支援事業所サポート事業(相談支援専門員の育成) 基幹相談支援センターとの連携・情報共有
	座間市	982	1,059	770	796	163	217	10	30	毎月、基幹相談支援センターによる事例検討会や研修を実施している。 また、毎月、基幹相談支援センターが各計画相談支援事業所へ赴き、相談しやすい体制を構築している。
	綾瀬市	570	587	411	425	159	162	6	11	
	愛川町	412	426	78	77	334	349			研修への参加依頼、定期的協議の場を持っている。
	清川村	25	26	25	25	0	1	5		
	小田原市	1,687	1,724	1,152	1,199	535	409	16	48	地域障害者自立支援協議会の中で相談支援部会があり、圏域の指定特定相談支援事業所が集まり研修や課題に対する協議等を行っている。また、基幹相談支援センターで指定特定相談支援事業所等の立ち上げ支援を行っている。
県 西	南足柄市	350	358	273	282	77	46	3	13	地域自立支援協議会の相談支援部会を通じて定期的に協議の場を持つ。
	中井町	76	76	62	62	14	14	0	0	
	大井町	121	188	121	121	25	67	0	0	
	松田町	122	123	94	97	18	14	2	4	
	山北町	120	189	94		23		0	0	・相談支援従事者初任者or現任者研修の受講について推奨している。
	開成町	124	134	106	108	18	26	2	5	
	箱根町	71	78	61	66	10	12	0	0	
	真鶴町	69	73	56	59	9	10	0	0	
	湯河原町	236	242	210	176	26	66	1	1	

市町村名		今後の相談支援体制に対して協議はなされていますか					市町村独自の補助等の実施			
		している				していない	有			無
		自立支援協議会	計画策定委員会	相談事業所連絡会	その他		補助制度等の名称	補助内容	補助を受けるための要件	
政令市	横浜市	●					横浜市新規相談支援専門員配置等補助金	対象となる相談支援専門員一人あたりの人件費として 30 万円	ア 4月1日以降に、新たに常勤かつ専従の相談支援専門員を配置し、交付申請日及び実績報告日時点において、常勤かつ専従の相談支援専門員の配置を継続していること。 イ 上記に該当する相談支援専門員の配置日以降	
	川崎市	●					・川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金 ・川崎市計画相談支援体制安定化事業費補助金	要件によって 100万円、130万円、150万円を上限に補助とする。 補助回数は1年度に月いずれか1回とし、同一法人につき1事業所限りとする。	（1）相談支援事業所として、国が定める機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から（Ⅳ）の要件のいずれかに該当すること。 （2）相談支援事業所として、本市受給者の計画相談支援を常勤換算で相談支援専門員1人あたり、35件（小数点以下切り捨て）以上契約していること。 （3）相談支援事業所として、本市受給者の計画相談支援の契約件数が、次の①～③のいずれかに該当すること。 ①計画相談支援契約件数60件以上 のうち訪問系サービス等加算対象件数 40件以上 ② 計画相談支援契約件数70件以上のうち訪問系サービス等加算対象件数 50件以上 ③ 計画相談支援契約件数80件以上のうち訪問系サービス等加算対象件数 60件以上	
	相模原市	●								●
横須賀・三浦	横須賀市	●								●
	鎌倉市			●	鎌倉市基幹相談支援センターとの定例会議					●
	逗子市	●			基幹相談支援センター連絡会					●
	三浦市				相談支援調整会議					●
	葉山町					●				●
湘南東部	藤沢市	●			委託相談支援事業所連携会議					●
	茅ヶ崎市	●		●						●
	寒川町			●						●

市町村名		今後の相談支援体制に対して協議はなされていますか					市町村独自の補助等の実施			
		している				していない	有			無
		自立支援協議会	計画策定委員会	相談事業所連絡会	その他		補助制度等の名称	補助内容	補助を受けるための要件	
湘南西部	平塚市	●								●
	秦野市									●
	伊勢原市	●					伊勢原市障害者相談支援事業（生活応援プラン）	生活応援プラン費 23,553円/件 継続生活応援プラン費	計画相談につながらない人（一般相談）を対象	
	大磯町	●								●
	二宮町	●								●
県央	厚木市	●								●
	大和市	●		●						●
	海老名市			●			障がい者相談支援事業所サポート事業	相談支援専門員を目指す人員の補助員の人件費	総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年規則第26号)第3条の規定により、市長から指定を受けたもの	
	座間市	●		●	相談支援部会					●
	綾瀬市	●								●
	愛川町	●								●
	清川村	●								●
県西	小田原市					●				●
	南足柄市	●								●
	中井町	●								●
	大井町	●								●
	松田町	●								●
	山北町	●		●						●
	開成町	●								●
	箱根町	●								●
	真鶴町	●								●
	湯河原町	●								●

市町村名		基幹相談支援センター						
		設置している	設置を検討している	検討していない	設置している場合、現在の体制			
					市町村が運営	運営を委託	設置されている内容	運営を委託している場合、検討されている内容
政令市	横浜市	●				社会福祉法人型地域活動ホーム(各区1館)	社会福祉法人型障害者地域活動ホームに基幹相談支援センターを委託し、18区で1か所ずつ運営している。 業務内容は①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組、③地域移行・地域定着の促進の取組、④権利擁護・虐待の防止の取組、⑤その他地域の状況に応じた独自の取組、⑥地域生活支援拠点機能の整備に向けた取組という6本を柱にしている。	
	川崎市	●				社会福祉法人	市内7区に各1か所の体制から、令和3年10月に南部(川崎市・幸区)、中部(中原区・高津区・宮前区)、北部(多摩区・麻生区)の3か所の体制に再編を行い、社会福祉法人へ委託している。地域の相談支援機関等に対する後方支援や広域的な調整、地域移行の取組等、基幹型固有の業務に特化し、体制を整備している。業務内容等詳細は別紙実施要綱を参照。 委託先:(南部)社会福祉法人川崎聖風福祉会、(中部)社会福祉法人川崎市社会福祉事業団、(北部)社会福祉法人セイワ	
	相模原市	●					総合的・専門的な相談支援の実施 市内の相談支援体制強化の取組 権利擁護・虐待の防止 ※令和6年度から中央区にキーステーションを開設、南区、緑区合わせて3区にキーステーションを設置	
横須賀・三浦	横須賀市	●			●		障害福祉課内に設置。相談支援専門員へのOJT等の一部業務は、主任相談支援専門員の配置がある一般相談支援事業所(障害者相談支援事業受託事業所)へ委託している。	
	鎌倉市	●				社会福祉法人ラファエル会	(1)総合相談・専門相談 多方面からの障害に関する相談への助言、関係機関紹介 (2)権利擁護・虐待防止 障害者虐待対応における市との協力 市民等への啓発を目的として障害理解に関する講演会等の企画・開催 (3)地域移行・地域定着 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する市の取組への協力 (4)地域の相談支援体制の強化 相談支援事業者への専門的指導、助言 相談支援事業者の人材育成 相談支援事業者との連携強化 市職員への研修 (5)地域生活支援拠点等の整備 社会資源の利活用、開発に関する市の取組への支援、協力 専門性向上のための支援者向け研修 地域生活支援拠点コーディネーターの配置 (6)障害者支援協議会の運営 障害者支援協議会の企画運営、事務局業務 障害者支援協議会に関する広報、発行物の更新、配布 障害福祉事業に係る各種協議体への参加 (7)重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画の取組 市が開催する支援会議において、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報の共有や必要な支援体制の検討 多機関協働事業者が開催する重層的支援会議で整理された地域の支援関係機関間の役割分担に基づく対応、他の支援機関等と連携・協働による支援の提供 地域づくり事業により構築される地域のネットワークとの連携	

市町村名		基幹相談支援センター						
		設置している	設置を検討している	検討していない	設置している場合、現在の体制			
					市町村が運営	運営を委託	設置されている内容	運営を委託している場合、検討されている内容
横須賀・三浦	逗子市	●				社会福祉法人湘南の風	1 総合・専門的な相談支援の実施 2 地域の相談支援体制の強化の取組 3 権利擁護・虐待の防止等への取組 4 地域移行・地域定着促進の取組 5 その他の事項	
	三浦市	●				こころの相談センターチームブルー	(1)総合的かつ専門的な相談支援に関する事項 (2)地域の相談支援体制の充実・強化に関する事項 (3)地域移行及び地域定着の促進への取り組みに関する事項 (4)三浦市障害者自立支援協議会（三浦市障害者自立支援協議会に関する要綱 平成 23 年三浦市告示甲第 32 号。）に規定する協議会をいう。以下同じ。）に関する事項 (5)障害者等の権利擁護及び障害者等への虐待の防止に関する事項	
	葉山町	●				支援センター風	業務内容: 1.総合的・専門的な相談支援の実施 2.地域の相談支援体制の強化及び地域移行・地域定着の促進の取組 3.葉山町自立支援協議会の企画・運営 4.権利擁護のために必要な援助に係る措置	
湘南東部	藤沢市	●				NPO法人藤沢相談支援ネットワーク	・処遇困難ケース等に関する事業所支援事業 ・人材育成支援に関する事業 ・相談支援ネットワークの構築及び連携機能の強化に関する事業 ・権利擁護等の普及啓発に関する事業 ・地域移行支援・地域定着支援の促進に関する事業 ・藤沢市障がい者総合支援協議会への参画	
	茅ヶ崎市	●				社会福祉法人 碧	・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行支援・地域定着支援の促進 ・権利擁護、虐待の防止及び差別解消に関する取組 ・茅ヶ崎市自立支援協議会の運営等 ・医療的ケア児等の支援に関する取組 ・その他基幹相談支援センターの運営にあたり必要な業務	
	寒川町	●				特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク	令和2年10月1日より設置 業務内容については、添付の要綱を参照	
湘南西部	平塚市	●			●		障がい等の種別によらない総合的な相談受付や、支援上の悩みを抱えた事業所に対して支援を行います。障がい種別に応じた3つの委託相談支援事業所と連携をしながら平塚市が運営しています。 ・インターバル実習の受入れや相談支援事業所訪問による相談支援専門員の支援 ・委託相談支援事業所とのケース共有会議(困難事例共有会議)の開催 ・自立支援協議会の運営による地域づくり ・地域生活支援拠点等の体制整備による地域移行・地域定着の促進	
	秦野市	●				一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構	利用者の支援に係る広域的な調整、相談支援専門員の人材育成、市内の相談支援事業者との連絡調整、関係機関との連携、権利保障実践チームの運営、緊急時の対応など	
	伊勢原市	●			●		・障がい福祉課内に設置（直営） ・困難事例への対応、協議会運営（地域のネットワークづくり、相談員の人材育成等）、権利擁護虐待防止（虐待防止センター兼務）、地域移行、地域定着支援など	
	大磯町	●				社会福祉法人 素心会	生活支援事業の契約の中に基幹相談支援センターの設置・運営を入れている。	
	二宮町	●				●	・総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取り組み ・地域移行、地域定着の促進の取り組み等 ・自立支援協議会の運営 ・権利擁護、虐待防止	

市町村名		基幹相談支援センター						
		設置している	設置を検討している	検討していない	設置している場合、現在の体制			
					市町村が運営	運営を委託	設置されている内容	運営を委託している場合、検討されている内容
県央	厚木市	●				社会福祉法人かながわ共同会	①総合相談支援業務 ②計画相談支援等の推進に関する業務 ③地域移行及び地域定着の促進に関する業務 ④障がい者の就労及び障がい者雇用の促進に関する業務 ⑤発達障がいに関する業務 ⑥地域資源等のコーディネートに関する業務 ⑦障害者協議会に関する業務 ⑧障害者相談支援業務 ⑨住宅入居等支援業務 ⑩厚木市認知症高	
	大和市	●				社会福祉法人すずらん会	業務内容:事業所へのスーパーバイス、関係機関のネットワーク形成	
	海老名市	●				●	1総合的・専門的な相談支援の実施 2地域の相談支援体制の強化に関する取り組み 3地域移行・地域定着の促進に関する取り組み 4権利擁護・虐待の防止 5地域の体制づくりに向けた連携・調査研究	
	座間市	●				社会福祉法人日本キリスト教奉仕団 アガベサポートセンター	総合的・専門的な相談支援の実施に関すること 地域の相談支援体制の強化の取組に関すること 地域移行・地域定着の促進の取組に関すること 市内外の支援機関との連携強化の取組に関すること 地域生活を支えるための体制整備及び強化に関すること 座間市地域自立支援協議会の運営に関すること 権利擁護・虐待防止の取組に関すること	地域生活拠点機能が機能していけば、今まで基幹が担っていた一部の業務が地域生活拠点に移る想定がある。
	綾瀬市	●				社会福祉法人唐池学園	基幹相談、一般相談、就労相談	
	愛川町			●				
	清川村			●				
県西	小田原市	●				社会福祉法人 風祭の森	(1)総合的、専門的な相談支援の実施 (2)地域の相談支援体制の強化の取組 (3)地域移行・地域定着の促進の取組 (4)情報収集・発信 (5)地域障害者自立支援協議会の運営 (6)小田原市地域生活支援拠点等事業 (7)重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画の取組 等	
	南足柄市		●					
	中井町			●				
	大井町			●				
	松田町	●			●		町直営で基幹を設置しており、委託相談支援と連携を図りながら、相談支援や関係機関のバックアップをしている。	
	山北町	●			●		社会福祉士1名、事務職(社会福祉士の有資格者)の計2名体制で運営している。	
	開成町		●					
	箱根町	●					小田原市・足柄下郡圏域で設置	
	真鶴町	●				社会福祉法人 風祭の森	小田原市・足柄下郡圏域で設置。(小田原基幹相談支援センター) 内容:総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、地域障害者自立支援協議会の運営など。	
	湯河原町	●				社会福祉課法人風祭の森	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町で設置	

地域生活支援拠点事業・地域包括ケアシステムの取り組み状況

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
政令市	横浜市	設置している	区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中核としながら、既存のあらゆる社会資源を有機的につなぎ、ネットワーク型で整備している。	設置している	市域及び区域の障害者自立支援協議会などに協議の場を設置している。令和2年度末に18区すべてに協議の場が設置された。区域の参加メンバーについては区精神保健福祉担当、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターを中心に地域特性に応じたメンバーが参加している。
	川崎市	設置している	面的整備型と多機能拠点整備型を併用しながら、地域生活支援拠点等である①相談②緊急時の受入・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成の4つの機能を整備している。面的整備については、点在する社会資源を相談機能を中心に有機的に連携し、多機能拠点整備については、複数の機能をもつ拠点型施設が4か所設置され、拠点機能の一部を果たしている。	設置している	精神障害地域移行・地域定着推進会議を設置。年7回の事務局会議において検討内容の整理を行い、年6回の部会において具体的な協議及び取組を進めている。 部会の中に3つのワーキンググループを設け、テーマごとに協議。 ・家族支援WG:家族支援の在り方・普及啓発の検討、次年度活動に向けた準備 ・ピアサポートWG:ピアサポーターの養成・普及啓発、活動の仕組みづくり ・居住支援WG:居住支援協議会の連携推進、他分野との協議・連携の推進
	相模原市	設置している	全市をカバーする「面的整備型」として体制を整備	設置している	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの協議の場として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進連絡会議(協議の場)」を設置し、年2回開催している。
横須賀・三浦	横須賀市	設置している	令和6年度については、市内の委託相談支援事業所のうち4カ所を「相談」機能として、短期入所事業所1カ所を「緊急時の受け入れ・対応」機能としての役割を担う拠点施設として位置づけている。 ただし地域生活拠点としての具体的な運用については現在検討中である。	設置している	横須賀市保健所保健予防課が事務局となり、横須賀市精神保健福祉連絡協議会として、全体会議及び実務担当者会議を設置している。特に令和6年度は広域アドバイザー、密着アドバイザーの協力を得ながら対応をすすめている。
	鎌倉市	設置している	別添要綱等一式のとおり 地域生活支援拠点コーディネーター委託先:社会福祉法人ラファエル会	設置している	鎌倉市障害者支援協議会の精神保健部会内に設置している。
	逗子市	設置している	別添ガイドラインのとおり	設置している	他課で設置 参照:地域包括支援センター https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kenkofukushi/c/hiikifukushi/1004320/1004321/1004322.html
	三浦市	設置している	市内にある短期入所事業所	設置している	神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センターが協議の場としていた「地域精神保健福祉委員会部会」を、令和2年度から三浦市との共同開催という形にしている。
	葉山町	設置している	支援センターに地域生活支援拠点を担う基幹相談支援センターの設置を依頼している。 業務内容: 1. 総合的・専門的な相談支援の実施 2. 地域の相談支援体制の強化及び地域移行・地域定着の促進の取組 3. 葉山町自立支援協議会の企画・運営 4. 権利擁護のために必要な援助に係る措置	設置している	自立支援協議会に設置

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
湘南東部	藤沢市	設置している	・面的整備 ・居室確保事業(委託先 市内4つの社会福祉法人、委託内容 緊急時の居室の確保)	設置している	①「藤沢市地域精神保健福祉連絡協議会」を市町村(市保健所保健予防課)が設置、運営し、関係機関等の情報交換、地域課題の検討、地域包括ケアの推進に係る検討している。 ②協議会の下部組織として、「藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会」があります。本人が望む生活の実現に向けた、市内の関係機関(市内精神科病院、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会等)と連携し、グループホームでの生活の体験、居宅介護や日中活動の体験の支援を実施するほか、市民向けの講演会や関係者向けの研修を実施している。
	茅ヶ崎市	設置している	①相談 市内4相談支援事業所に一般相談を委託し、相談支援体制を確保している。 ②緊急時の受け入れ・対応 市内入所施設等を拠点として、家族等の急病や死亡等により突然支援者がいなくなった場合の緊急時の受け入れ機能を確保。 ③体験の機会・場 市内障害児通所施設を拠点として、宿泊体験の機会の確保を行っている。 ④専門人材の確保・養成 臨床心理士等の資格を持つ発達障害専門相談員が、市内相談支援事業所への巡回相談や研修等を行い、発達障がい児、者の支援にあたる支援者のスキルアップを図っている。 ⑤地域の体制づくり 茅ヶ崎市自立支援協議会を中心に、関係機関とのネットワークを構築している。	設置している	【委託先】 自営(担当課:茅ヶ崎市保健所保健予防課) 【業務内容等】 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がい者が抱える地域課題の解消や精神科病院における長期入院者の地域移行に向けた検討の他、メンタルヘルス対策に関する取り組みを行っている。 【資料添付】 なし
	寒川町	設置している	登録事業所 さむかわ基幹相談支援センター(登録開始日 令和3年2月1日) 寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと(登録開始日 令和3年4月1日) 湘南希望の郷(登録開始日 令和5年3月1日) 生活相談室 すまいる(登録開始日 令和6年1月1日)	設置を検討している	令和6年度から寒川町地域自立支援協議会や茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会などを活用し、市町村において実施する「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(障がい分野)」について協議を進める。

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
湘南西部	平塚市	設置している	平塚市は基幹相談支援センターを中心とした「面的整備型」の整備を行っています。 基幹相談支援センターが相談支援体制の中核となって重複障害・複合的な課題への対応や緊急時対応・体験の場等のコーディネートを行うとともに、緊急時の受入れや体験の場・機会の提供機能を担う事業所を増やしていくため、研修会の場や、個別の打ち合わせにおいて制度説明を行っています。	設置を検討している	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、自立支援協議会の分科会の一つである精神分科会において協議を行っています。神奈川県と連携しながら、既存の制度や会議体を活かしたシステムの構築について検討しています。
	秦野市	設置している	委託先:一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構 業務内容:相談支援事業、就労支援事業、地域活動支援事業など	設置している	委託先:一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構 業務内容:協議会ではなく、協議の場として年に2回内容に応じて既存の会議体を活用しながら関係機関、当事者等と協議を行っています。
	伊勢原市	設置を検討している	障がい者等の緊急一時的な宿泊の場及び地域での一人暮らし等に向けた体験的宿泊が提供できるような居室確保支援など	設置している	伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会 精神障がい者支援部会（年2回程度）において、協議、検討を行っている。
	大磯町	設置を検討している	町内の民間法人と担当課で設置に向けた協議をしている。	設置している	地域ケア会議の中に組み込んでいる。
	二宮町	設置している		設置を検討している	

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
県央	厚木市	設置している	「相談」機能としては、地域で障がい種別に関わらず様々な相談ができ、24時間の緊急相談支援体制の整備を行うとともに、サ計画に緊急時の短期入所利用をあらかじめ記載しておくことにより、関係機関が情報共有しつつ、本人も定期的に短期入所を利用することで緊急時に備える「安心生活支援プラン」を導入している。 また、「緊急時の受入れ・対応」機能としては、令和3年度に「厚木市障がい者地域生活支援拠点機能強化補助金」を創設するとともに、市内の障害福祉サービス事業所を対象に説明会を開催し、地域生活支援拠点の理解と、「緊急時の受入れ・対応」についての協力をお願いし、緊急時に対応できる担い手の増加を図っている。	設置している	委託先:社会福祉法人かながわ共同会 厚木市障害者協議会居住支援プロジェクトにおいて、退院支援から地域移行後の生活定着に向けた支援の充実や、地域移行に向けた医療機関との連携、保健所の精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築とも連携等協議している。
	大和市	設置している	面的整備済であるが、拠点の実効性を高めるため更なる検討を行っていく方針	設置している	自立支援協議会にある精神保健福祉部会として設置。部会長を地域活動支援センター、事務局を基幹相談支援センターとして、地域の課題を整理し、課題を解決するための協議を行っている。今後これまでの活動をまとめ部会で発表するとともに継続した協議の場を検討する。
	海老名市	設置している	障がい者が地域で安心して暮らし続けるために、障がい者の生活を地域全体で支える体制を整えています。国が示す5つの機能(1相談 2緊急時の受け入れ・対応 3体験の機会・場の提供 4専門的人材の確保・育成 5地域の体制づくり)について、市が中心となり地域全体で支える体制づくりをめざし、『面的整備』として事業を行っています。	設置を検討している	協議会組織等の設立について検討中
	座間市	設置している	面的整備型を採用し、ハイリスク世帯の登録や緊急時の受入れ及び対応の整備をしている。 現在、その運用に関する課題もあるため、協議体で検証していく。	設置を検討している	地域生活支援拠点等の整備とにも包括を同じ協議体の中で検討してきたが、地域生活支援拠点等の整備が優先的となり、にも包括の検討が不十分であったため、委員の選出から見直し、にも包括の新たな協議体の構築を予定している。
	綾瀬市	設置している	基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターを本市における地域生活支援拠点として位置づけ、面的な整備を進めている。	設置している	精神分野連絡会
	愛川町	設置を検討していない		設置を検討していない	
	清川村	設置を検討している	画面整備型による整備を進めていく。	設置している	既存の精神保健事業連絡会に位置付けている。

市町村名		地域生活拠点事業		地域包括ケアシステム	
		設置検討の有無	取り組み	設置検討の有無	取り組み
県西	小田原市	設置している	(1) 緊急時サポート事業の運用 緊急対応のリスクが高いケース(18歳以上65歳未満で療育手帳A1またはA2を所持し、障害福祉サービスの利用がないケース)を中心に、コーディネーターによるリスクマネジメント支援を実施。コーディネーターは登録者(利用登録は基幹相談支援センター)に対してあんしんプラン(クライシスプラン)を作成し、緊急時の発生に備えた受け入れ先との連携や発生時のシミュレーションなどのリスクマネジメント支援を行う。 ※障がい者相談支援事業の委託先がコーディネーター役を担っている。 (2) 地域生活支援拠点等機能を担う事業所の登録による面的整備 地域生活支援拠点等の各機能を担う事業所のネットワークにより、地域全体で障がい者の生活を支える環境を整備する。	設置している	既存の自立支援協議会(精神障害者地域生活支援部会)の中で協議している。 委託先:社会福祉法人 風祭の森
	南足柄市	設置している		設置している	足柄上地区1市5町と精神障害に関する事業所で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議会」令和4年9月に設置。令和5年度から地域課題の検討を行っている。
	中井町	設置している	- 相談支援事業所へ委託。 - 足柄上池1市5町で面的整備の設置。	設置している	・足柄上地区1市5町で共同設置。
	大井町	設置している	足柄上地区1市5町で、面的整備を実施。「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」は足柄上地区で、「体験の機会・場の提供」「緊急時の受け入れ対応」は県西圏域で整備する。	設置している	足柄上地区1市5町で、令和4年9月に協議会を設置。
	松田町	設置している	委託先:相談支援センターりあん 業務内容:「相談支援」を委託。緊急時のコーディネート業務および中長期的視点に立った継続的な支援のコーディネート業務を担う。「体験の機会・場の提供」「緊急時の受け入れ対応」は県西圏域で整備。	設置している	近隣市町と共同設置。
	山北町	設置している	足柄上地区1市5町で共同設置。自立支援協議会等の既存の会議体にて取組状況の情報共有・検討を行っている。	設置している	足柄上地区1市5町で設置(事務局は輪番制)。精神保健福祉分野における、地域課題の整理・検討を行っている。 (協議会委員:行政、病院職員、相談支援事業所、当事者、保健福祉事務所など)
	開成町	設置している	広域設置(南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町) 必要な機能である①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりを整備。	設置している	広域設置(南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)事務局は当番制。協議会の委員は行政担当、県担当者、委託相談支援事業所、相談支援事業所、就労継続支援B型、地域活動支援センター、精神科病院、ピアサポーターなど。
	箱根町	設置している	小田原市・足柄下郡圏域で設置	設置している	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会に「精神障害者地域生活支援部会」を設置している。
	真鶴町	設置している	社会福祉法人永耕園(施設入所支援、生活介護)を中心とした面的整備として設置している。 緊急時の受け入れ、体験会や場の提供、地域体制づくりなどの機能を担う。	設置している	既存の自立支援協議会(精神障害者地域生活支援部会)の中で協議している。
	湯河原町	設置している	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町で設置	設置している	圏域で設置している

自立支援協議会について

市町村名		正式名称	現在運営の体制			会議の持ち方（年間開催回数）		
			市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会
政令市	横浜市	横浜市障害者地域自立支援協議会	●			4	0	0
	川崎市	川崎市地域自立支援協議会	●			2		7
	相模原市			●	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団			3
横須賀・三浦	横須賀市	横須賀市障害とくらしの支援協議会	●			2	なし	6
	鎌倉市	鎌倉市障害者支援協議会		●	社会福祉法人ラファエル会	3	0	3
	逗子市	逗子市自立支援会議		●	社会福祉法人湘南の風	2	12	2
	三浦市	三浦市自立支援協議会	●			2		2
	葉山町	葉山町自立支援協議会		●	基幹相談支援センター	2	0	4
湘南東部	藤沢市	藤沢市障がい者総合支援協議会	●			3	0	2
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市自立支援協議会	●			1	3	4
	寒川町	寒川町地域自立支援協議会	●			5	0	5
湘南西部	平塚市	平塚市自立支援協議会	●			3		3
	秦野市							
	伊勢原市	伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会	●			3		3
	大磯町	二宮町・大磯町障害者自立支援協議会		●	社会福祉法人 素心会	2	4	26
	二宮町	二宮町・大磯町自立支援協議会		●	地域支援センターそしん	2	5	

市町村名		正式名称	現在運営の体制			会議の持ち方（年間開催回数）		
			市町村	委託	委託先等	全体会	定例会	事務局会
県央	厚木市	厚木市障害者協議会		●	社会福祉法人かながわ共同会	2	2	10
	大和市	大和市障害者自立支援協議会		●	社会福祉法人すずらの会	2	2	8
	海老名市	海老名市自立支援協議会		●		3	3	6
	座間市	座間市障がい児・者笑顔増進協議会にこにこざま		●	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団 アガペサポートセンター	3	0	3
	綾瀬市	障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会	●			2		4
	愛川町	愛川町障がい者協議会	●			2		10
	清川村	清川村障がい者協議会	●			1～2		12
県西	小田原市	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会		●	小田原市基幹相談支援センター (社会福祉法人 風祭の森)	3	0	3
	南足柄市	足柄上地区地域自立支援協議会	●			2		2
	中井町	足柄上地区地域自立支援協議会	●			2～3	0	2～3
	大井町	足柄上地区地域自立支援協議会	●			2～3	2～3	2～3
	松田町	足柄上地区地域自立支援協議会	●			2～3		2～3
	山北町	足柄上地区地域自立支援協議会	●			2		
	開成町	足柄上地区地域自立支援協議会	●			2～3	2～3	2～3
	箱根町	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会		●	委託先:小田原市基幹相談支援センター	3	12	4
	真鶴町	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会		●		3	0	4
	湯河原町	市町村自立支援協議会		●	基幹相談支援センター	3	3	4

■ 自立支援協議会について（組織内容）

市町村名		組織内容		
		部会名称	開催/年	主な部会構成員
政令市	横浜市	人材育成部会	4回	学識経験者1名、相談支援事業者7名、行政機関1名
		地域生活支援拠点検討部会	2回	学識経験者1名、相談支援従事者3名、障害福祉サービス事業事業者4名、行政機関1名
		地域移行・地域定着部会	2回	有識者1名、医療関係者2名、福祉関係者2名、当事者2名、行政機関1名
		課題検討部会	※区自立支援協議会からの課題報告書の提出を受けて開催	
	相模原市	権利擁護・虐待防止検討部会	4回程度	障害者及びその家族、障害者等関係団体職員、障害福祉サービス事業所職員、相談支援事業所職員、関係行政機関の職員
		人材育成部会	4回程度	障害福祉サービス事業所職員、相談支援事業所職員、関係行政機関の職員
		区課題検討会(市内3区)	1区あたり4回程度	障害福祉サービス事業所職員、相談支援事業所職員、障害者等関係団体職員、関係行政機関の職員
横須賀・三浦	横須賀市	別紙のとおり		
	鎌倉市	地域生活支援部会	3回	当事者(知的障害者)、施設職員(施設入所支援)、施設職員(短期入所)、施設職員(居宅介護)、施設職員(地域活動支援センター)、相談支援専門員、相談支援専門員
		精神保健福祉部会	3回	当事者(ピアサポーター)、当事者(ピアサポーター)、医療機関(SW)、医療機関(SW)、学識経験者、保健所職員、相談支援専門員
		こども応援部会	3回	当事者(身体障害児親)、教育関係職員、行政職員(こども関連部署)、社会福祉協議会職員、相談支援専門員、施設職員(障害児通所支援)
	逗子市	子ども支援部門	2回	当事者団体、施設職員、相談支援事業所、医療関係者、行政職員
	三浦市	権利擁護部会	2回	当事者団体、関係行政機関、相談支援専門員
		障害福祉サービス提供事業所連携部会	2回	施設職員、病院関係者、相談支援専門員
		相談支援部会	2回	教育機関、関係行政機関、相談支援専門員
	葉山町	相談支援ネットワーク委員会	12回	相談支援専門員、施設職員、包括支援センター職員、行政担当職員
		地域生活支援ネットワーク委員	6回程度	障害者団体、障害者家族団体、相談支援専門員、障害者福祉事業所職員、行政担当職員
湘南東部	藤沢市	相談支援部会	3回	当事者団体、施設職員、市民代表、社会福祉協議会、支援者会議の長、相談支援事業所職員
		就労支援部会	3回	当事者、就労援助センター職員、民生委員、養護学校職員、事業所連絡会の長、障害福祉協議会の代表、商工会議所職員、ハローワーク職員、市職員
		連携支援部会	3回	当事者団体、事業所連絡会の長、相談支援事業所職員
		生活支援部会	3回	当事者、当事者団体、事業所連絡会の長、市民代表、地域精神保健福祉連絡協議会の代表
	茅ヶ崎市	当事者	3回	当事者
		相談支援	3回	指定特定相談支援事業者、障害者施設事業者、相談支援事業者、支援学校職員、障害者団体会員、地域包括支援センター社会福祉士、市障がい福祉課職員
		就学後の相談のしくみ	3回	当事者保護者、障害児者通所事業者、相談支援事業者、市学校教育指導課職員、市教育センター職員、市学童保育運営事業者、市障がい福祉課職員
		くらしの基盤強化	4回	当事者、障害者施設事業者、居宅介護事業者、障害者団体会員、民生委員児童委員、相談支援事業者、地域包括支援センター管理責任者、市障がい福祉課職員
		就労・生活	4回	障害者施設事業者、支援学校職員、就労援助センター職員、県立高校職員、就労移行支援事業者、相談支援事業者、市障がい福祉課職員
	寒川町	児童期支援ネットワークワーキンググループ	1回	行政、相談支援事業所、施設職員、子育て支援センター、当事者の会、保育園、教育委員会、地域発達支援センター、社協

市町村名		組織内容		
		部会名称	開催/年	主な部会構成員
湘南西部	平塚市	企画運営部会	3回	相談支援事業所、社会福祉協議会、かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク、障がい者就業・生活支援センター、湘南西部障害保健福祉圏域ナビゲーションセンター、市障がい福祉課(基幹相談支援センター)、市こども家庭課
		企画運営部会(計画相談支援分科会)	10回 (うち研修および)	相談支援事業所、社会福祉協議会、かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク、湘南西部障害保健福祉圏域ナビゲーションセンター、市障がい福祉課(基幹相談支援セ
		地域生活支援部会(身障分科会)	9回 (うち 情報交換会3回)	相談支援事業所、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、当事者団体、民生委員児童委員、市障がい福祉課(基幹相談支援センター)
		地域生活支援部会(知的分科会)	6回 (うち研修会1回)	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、家族会、地域作業所連絡会、市障がい福祉課(基幹相談支援センター)
		地域生活支援部会(精神分科会)	9回 (うち連絡会2回、研修会1回)	相談支援事業所、医療機関—精神保健福祉士、医療機関—訪問看護師、障害福祉サービス事業所、保健福祉事務所、家族会、ピアサポーター、湘南西部障害保健福祉圏域ナビゲーションセンター、市障がい福祉課(基幹相談支援センター)
		グループホーム連絡会	3回	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所(GH)、家族会、地域作業所連絡会、市障がい福祉課(基幹相談支援センター)
		就労支援部会	4回 (うちセミナー1回、企業意見)	障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、インクルーシブ教育実践推進校、市障がい福祉課(基幹相談支援センター)
		こども部会	12回	こども教育相談センター、特別支援学校、保護者会、障害福祉サービス事業所、児童相談所、市こども家庭課、市障がい福祉課(基幹相談支援センター)
	伊勢原市	相談支援部会	12回	相談支援事業所、福祉サービス事業所、地域活動支援センター、支援学校、障がい福祉課
		精神障がい者支援部会	11回	相談支援事業所、福祉サービス事業所、地域活動支援センター、保健福祉事務所、障がい福祉課
		権利擁護部会	4回	相談支援事業所、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、介護高齢課、障がい福祉課
		当事者部会		障がい当事者、障がい福祉課
		こども支援部会		相談支援事業所、福祉サービス事業所、児童サービス提供事業所、支援学校、子ども家庭相談課、雇用促進協議会、公共職業安定所、訪問看護ステーション、障がい福祉課
		災害時支援部会		相談支援事業所、福祉サービス事業所、児童サービス提供事業所、支援学校、子ども家庭相談課、雇用促進協議会、公共職業安定所、訪問看護ステーション、障がい福祉課
		就労支援部会		相談支援事業所、福祉サービス事業所、児童サービス提供事業所、支援学校、子ども家庭相談課、雇用促進協議会、公共職業安定所、訪問看護ステーション、障がい福祉課
		医療的ケア等支援部会		相談支援事業所、福祉サービス事業所、児童サービス提供事業所、支援学校、子ども家庭相談課、雇用促進協議会、公共職業安定所、訪問看護ステーション、障がい福祉課
	大磯町	二宮町・大磯町障害者自立支援協議会	4回	社会福祉協議会、障害者通所サービス事業所、障害者居宅サービス事業所、障害者相談支援事業所、保健福祉事務所、当事者団体、湘南西部圏域ナビゲーション

市町村名		組織内容		
		部会名称	開催/年	主な部会構成員
県央	厚木市	相談支援プロジェクト	12回	相談支援専門員
		一貫した子育て・療育支援プロジェクト	2回	教育委員会、こども家庭センター、児童相談所、保健福祉事務所、特別支援学校、児発・放デイ事業所連絡会、自閉症児者親の会、ダウン症児者親の会、社会福祉協議会、発達障害者地域支援マネージャー
		居住支援プロジェクト	2回	病院職員、保健福祉事務所、グループホーム、相談支援専門員、宅地建物取引業協会、障がい福祉担当ケースワーカー、生活保護担当ケースワーカー、総合相談担当職員、自殺対策担当職員
		防災プロジェクト	2回	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、あつぎ防災ボランティアネットワーク、地域活動支援センター、生活介護、相談支援専門員、入所施設・グループホーム、通所系福祉事業
		就労プロジェクト	2回	厚木公共職業安定所、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援、相談支援専門員、発達障がい支援機関、障害者雇用促進センター、病院職員、当事者
	大和市	地域生活支援部会	12回	当事者会、相談支援専門員、事業所職員、市障がい福祉課職員、地域包括支援センター職員、グループホーム職員、社会福祉協議会職員
		精神保健福祉部会	12回	当事者会、基幹相談支援事業所職員、事業所職員、市障がい福祉課職員、保健福祉事務所職員、家族会、精神医療機関職員、地域活動支援センター職員、社会福祉協議会職員
		児童部会	3回	相談支援専門員、事業所職員、特別支援学級教諭、児童発達支援センター職員、市すくす
	海老名市	チーム育つ・学ぶ	4回	海老名市自立支援協議会組織図参照
		チーム働く	4回	
		チームまもる・つながる	5回	
		チームらいふ	6回	
		チーム広げる	5回	
	座間市	防災部会	3回	当事者団体、障害者支援施設職員、小規模施設等連絡協議会会員、社会福祉協議会職員、特別支援学校、民生委員・自治会、ボランティア団体、市防災担当課職員、市障がい福祉課職員、基幹相談支援センター
		相談支援部会	3回	当事者団体、障害者支援施設職員、精神相談支援事業所職員、相談支援事業所職員、小規模施設等連絡協議会会員、社会福祉協議会職員、医療機関相談員、特別支援学校、市障がい福祉課職員、基幹相談支援センター
		権利擁護部会	3回	当事者団体、障害者支援施設職員、精神相談支援事業所職員、相談支援事業所職員、小規模施設等連絡協議会会員、社会福祉協議会職員、医療機関相談員、特別支援学校、市障がい福祉課職員
	綾瀬市	精神分野連絡会	4回	施設職員、地域活動支援センター職員、病院相談員、保健所職員、社会福祉協議会職員、障がい福祉課職員、市福祉総務課職員、基幹相談支援センター職員
		就労支援部会	3回	当事者、施設職員、民間企業担当者、商工会職員、職業安定所職員、支援学校教員、市役所工業担当課職員、障がい福祉課、基幹相談支援センター職員
		権利擁護部会	3回	当事者、社会福祉協議会職員、児童相談所職員、施設職員、市役所福祉総務課職員、市役所健康づくり推進課職員、障がい福祉課職員、基幹相談支援センター職員
		災害対策部会	5回	当事者、施設職員、社会福祉協議会職員、市危機管理課職員、市福祉総務課職員、障がい福祉課職員、基幹相談支援センター職員
	愛川町	マイサポートブック	2回	関係事業所職員、支援学校教諭、保育園園長、障がい者団体代表、民生委員、関係課職員
		児発・放デイ等連絡会	2回	関係事業所職員、支援学校教諭、保育園園長、障がい者団体代表、民生委員、関係課職員
		安全・防災	2回	関係事業所職員、地域包括支援センター職員
		相談支援	2回	関係事業所職員、民生委員、保健福祉事務所職員、障がい者団体代表
	清川村	清川村障がい者協議会	1～2回	医師、保健福祉事務所、地域リハビリテーション支援センター、社会福祉協議会、民生委員、施設職員、委託先事業所、当事者家族、保健師、村職員
		清川村精神保健事業連絡会	12回	保健福祉事務所、医療関係者、駐在員、社会福祉協議会、委託先事業所、保健師、村職員

市町村名		組織内容		
		部会名称	開催/年	主な部会構成員
県西	小田原市	相談支援部会	3回	相談支援専門員、基幹相談支援センター職員、市町村職員
		就労支援部会	3回	公共職業安定所職員、障害者就業・生活支援センター職員、支援学校教員、相談支援専門員、基幹相談支援センター職員、市町村職員
		子ども部会	3回	支援学校教員、児童発達支援事業所職員、児童発達支援センター職員、相談支援専門員、保健福祉事務所職員、基幹相談支援センター職員、市町村職員
		精神障害者 地域生活支援部会	3回	病院相談員、社会福祉協議会職員、保健福祉事務所職員、看護師、相談支援専門員、基幹相談支援センター職員、市町村職員
		権利擁護部会	3回	施設長会代表者、当事者、社会福祉協議会職員、保健福祉事務所職員、相談支援専門員、基幹相談支援センター職員、市町村職員
	南足柄市	就労支援部会	2回	市町村、施設事務員、養護学校職員、相談支援事業所、保健福祉事務職員、公共職業安定所
		相談支援部会	2回	市町村、当事者、相談支援事業所
		児童発達支援部会	2回	市町村、施設事務員、当事者、養護学校職員、児童相談所
		権利擁護部会	3回	市町村、施設事務員、当事者、相談支援事業所、保健福祉事務職員
		地域生活支援部会	2回	市町村、施設事務員、当事者、相談支援事業所、保健福祉事務職員
	中井町	児童発達支援部会	未定(2～3回)	市町村、施設職員、病院職員、養護学校、児童相談所
		相談支援部会	未定(2～3回)	市町村、相談支援事業所、当事者
		就労支援部会	未定(2～3回)	市町村、施設職員、相談支援事業所、養護学校、公共職業安定所
		権利擁護部会	未定(2～3回)	市町村、施設職員、相談支援事業所、当事者、保健福祉事務所職員
		地域生活支援部会	未定(2～3回)	市町村、施設職員、相談支援事業所、保健福祉事務所職員
	大井町	相談支援部会	2～3回	施設職員、計画相談事業所、医療機関、自治体
		権利擁護部会	2～3回	施設職員、計画相談事業所、当事者会、成年後見センター、自治体
		就労支援部会	2～3回	施設職員、計画相談事業所、職安、支援学校、就業・生活支援センター、自治体
		児童発達支援部会	2～3回	施設職員、計画相談事業所、医療機関、支援学校、自治体
		地域生活支援部会	2～3回	施設職員、計画相談事業所、成年後見センター、自治体
	松田町	児童発達支援部会	2～3回	市町、施設職員、保健福祉事務所、養護学校、児童相談所
		相談支援部会	2～3回	市町、施設職員、相談支援事業所
		就労支援部会	2～3回	市町、施設職員、相談支援事業所、保健福祉事務所、養護学校、公共職業安定所
		権利擁護部会	2～3回	市町、施設職員、相談支援事業所、保健福祉事務所
		地域生活支援部会	2～3回	市町、施設職員、相談支援事業所、保健福祉事務所

市町村名		組織内容		
		部会名称	開催/年	主な部会構成員
県西	山北町	児童発達支援部会	1回	市町村、施設職員、病院関係者、養護学校職員、児童相談所、保健福祉事務所
		相談支援部会	2回	市町村、相談支援事業所、当事者
		就労支援部会	2回	市町村、施設職員、養護学校職員、相談支援事業所、保健福祉事務所、公共職業安定所
		権利擁護部会	1回	市町村、施設職員、当事者、相談支援事業所、保健福祉事務所
		地域生活支援部会	2回	市町村、施設職員、当事者、相談支援事業所、保健福祉事務所
	開成町	児童発達支援部会	2～3回	市町村、施設職員、養護学校、児童相談所、病院職員
		相談支援部会	2～3回	市町村、相談支援部会支援事業所、当事者
		就労支援部会	2～3回	市町村、施設職員、相談支援事業所、保健福祉事務職員、養護学校、公共職業安定所
		権利擁護部会	2～3回	市町村、施設職員、相談支援事業所、当事者、保健福祉事務職員
		地域生活支援部会	2～3回	市町村、施設職員、当事者、相談支援事業所、成年後見センター職員
	箱根町	相談支援部会	3回	おだわら障がい者総合相談支援センター、小田原市基幹相談センター、行政
		就労支援部会	3回	おだわら障がい者総合相談支援センター、小田原市基幹相談センター、行政、小田原公共職業安定所、障害者支援センター、小田原支援学校
		権利擁護部会	3回	おだわら障がい者総合相談支援センター、小田原市基幹相談センター、行政、児童発達支援センター、小田原支援学校、小田原保健福祉事務所
		子ども部会	3回	おだわら障がい者総合相談支援センター、小田原市基幹相談センター、行政、神奈川県知的障害者福祉協会施設協会、小田原市肢体障害者福祉会、小田原市手をつなぐ育成会、小田原地区精神保健福祉会、小田原市社会福祉協議会、小田原保健福祉事務所
		精神障害者地域生活支援部会	1回	おだわら障がい者総合相談支援センター、小田原市基幹相談センター、行政、病院、小田原保健福祉事務所、小田原市社会福祉協議会、訪問看護ステーション、福祉医療センター
	真鶴町	相談支援部会	3回	相談支援事業所、各市町職員
		就労支援部会	3回	相談支援事業所、各市町職員、支援学校教諭、就労生活支援センター、公共職業安定所統括官
		子ども部会	3回	相談支援事業所、各市町職員、支援学校教諭、保健福祉事務所職員、児童発達支援事業所職員
		権利擁護部会	3回	相談支援事業所、各市町職員、施設職員、当事者団体、家族会、保健福祉事務所職員、社会福祉協議会職員
		神障害者地域生活支援部会	3回	相談支援事業所、各市町職員、保健福祉事務所職員、社会福祉協議会職員、訪問看護ステーション管理者
	湯河原町	相談支援	3回	委託事業所、町職員、関係者、施設職員
		就労部会	3回	委託事業所、町職員、関係者、施設職員
		こども部会	3回	委託事業所、町職員、関係者、施設職員
		権利擁護	3回	委託事業所、町職員、関係者、施設職員
		精神障害者	3回	委託事業所、町職員、関係者、施設職員

2024年度精神保健福祉に関するサービス 市町村の福祉制度関係

■医療費・福祉手当等助成制度（抜粋）（1級・2級・3級の表示は精神保健福祉手帳の等級）

市町村名		自立支援医療助成				重度障害者医療費助成			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
政令市	横浜市		無			重度障害者医療費助成	1級：有	保険診療の自己負担額を助成(入院は除く)	1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されていること 横浜市に住所があること 健康保険に加入していること
							2級：無		
							3級：無		
	川崎市	自立支援医療費助成制度	有	中間所得層及び一定所得以上について、独自上乘せ部分あり			1級：有	保険医療費の自己負担額を助成(ただし入院に係る医療費は助成対象外)	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
							2級：無		
							3級：無		
	相模原市					重度障害者医療費助成	1級：有	保険診療の医療費について、自己負担分を助成(ただし、他の公費負担医療制度を受けられる医療費や健康保険から高額療養費・附加給付金等として支給される金額は除く)	・健康保険に加入していること ・生活保護非該当であること ※令和6年10月より、65歳以上で新規に精神障害に該当した人は対象外。
							2級：有		
							3級：無		
横須賀・三浦	横須賀市		無			重度障害者医療費助成制度	1級：有	H25.10診療分より、入院費を除く医療費の一部自己負担分を助成	H26.10月分より新規手帳取得が65歳未満であること
							2級：無		
							3級：無		
	鎌倉市	鎌倉市重度障害者医療費助成	有	自立支援制度による自己負担額を全額補助		鎌倉市重度障害者医療費助成	1級：有	健康保険により治療を受けた場合、自己負担額(附加給付分及び入院時食事負担を除く)を助成	本人所得の制限あり、年齢制限あり
							2級：有		本人、配偶者、同一世帯一親等の方すべての所得制限あり 年齢制限あり
							3級：無		
	逗子市		無			重度障がい者医療費の助成	1級：有	健康保険対象の自己負担分(高額療養費や附加給付分を除く)を助成。ただし入院は対象外。	65歳になる前に障がい認定を受けた方(所得制限あり)
							2級：無		
							3級：無		
	三浦市		無			三浦市重度心身障害者医療費助成制度	1級：有	通院医療費を助成	65歳未満で1級の手帳を取得した方
							2級：無		
							3級：無		
	葉山町		無			葉山町心身障害者医療費助成	1級：有	保険診療自己負担分助成	65歳未満手帳取得者
							2級：無		
							3級：無		

市町村名		自立支援医療助成				重度障害者医療費助成			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
湘南東部	藤沢市		無			障がい者等医療費助成	1級：有	保険診療の自己負担分の助成	※生活保護非該当であること ※次のいずれかに該当すること ・藤沢市に住所を有し、医療保険の加入者又は被扶養者であること ・藤沢市国民健康保険の被保険者であること ・神奈川県後期高齢者医療の被保険者のうち、藤沢市が保険料を徴収する被保険者であること
							2級：有		
							3級：無		
	茅ヶ崎市		無			重度障害者医療費助成	1級：有	保険内診療無料(入院時食事療養費の標準負担額を除く)	65歳未満で手帳要件を満たしている
							2級：無		
							3級：無		
	寒川町		無			寒川町重度障がい者等医療費助成	1級：有	保険適用内の自己負担分	
							2級：無		
							3級：無		
湘南西部	平塚市		無			重度障害者医療費助成	1級：有	保険診療の自己負担分(高額療養費限度額の範囲)	
							2級：無		
							3級：無		
	秦野市					秦野市重度障害者医療費助成	1級：有	健康保険対象の医療の自己負担分	所得制限あり
							2級：無		
							3級：無		
	伊勢原市		無			重度障害者医療費助成	1級：有	保険対象医療費の自己負担分（通院のみ）	年齢制限・所得制限あり
							2級：無		
							3級：無		
	大磯町	大磯町自立支援医療費の一部負担金に係る助成要綱	有	自立支援医療費の100分の10の額の内10分の3に相当する額を助成する。		障害者医療費助成制度	1級：有	社会保険、国民健康保険等の法令の規定によって対象者又は被保険者若しくは組合員が負担すべき額を助成。	精神保健福祉手帳所持者（65歳以上新規の方、所得制限を超えている方は対象外）
							2級：有		
							3級：無		
	二宮町	障害者医療費助成制度	有	健康保険加入者で保険内診療の自己負担分を助成		障害者医療費助成制度	1級：有		
							2級：有		
							3級：無		

市町村名		自立支援医療助成				重度障害者医療費助成			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
県央	厚木市		無			厚木市心身障害者医療費助成	1級：有	保険適用医療費の自己負担額を助成(入院のみ)	所得制限及び年齢制限
							2級：無		
							3級：無		
	大和市					心身障害者医療費助成	1級：有	健康保険診療のうち自己負担分を助成(入院費対象外)	65歳以上で新たに障害認定された方、生活保護は対象外。所得制限あり。
	海老名市		無				1級：有	保険対象医療費の自己負担分を全額助成(保険診療分以外は対象外)	65歳未満で手帳を新規取得した方(生保除く)
							2級：有		
							3級：無		
	座間市	座間市精神障害者通院医療費助成	有	自立支援医療費(精神通院)の月額自己負担上限額までを助成		座間市心身障害者医療費援助	1級：有	保険診療の自己負担額を助成	精神障害者保健福祉手帳1級を交付された時点で65歳未満の方
							2級：無		
							3級：無		
	綾瀬市		無			綾瀬市重度障害者医療費助成	1級：有	対象者の疾病又は負傷について保険各法が適用された場合において、当該医療に要する費用のうち対象者が負担すべき額から食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を控除した額を助成する。ただし、付加給付規定及び他の法令等の規定に基づき医療に関する給付を受けることができる場合の当該給付の限度額は除くものとする。	(1) 本市が行う国民健康保険の被保険者 (2) 本市の区域内に住所を有する者で、規則で定める保険各法(以下「保険各法」という。)による被保険者若しくは組合員又は被扶養者 (3) 本市の区域内に住所を有する者で、本市以外の市町村又は特別区が行う国民健康保険の被保険者ただし、以下のものを除く (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護を受けている者 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付を受けている者 (3) 本市以外の市町村又は特別区が行う国民健康保険の被保険者のうち当該市町村又は特別区から医療費の助成を受けることができる者 (4) 65歳以上である者。ただし、65歳に達する日前から引き続き前条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。
							2級：無		
							3級：無		
	愛川町		無			愛川町障害者医療費助成	1級：有	通院・入院に係る医療費を助成	65歳以下で新規や転入等で障害者手帳を取得した方
							2級：無		
							3級：無		
	清川村		無			重度障害者医療費助成	1級：有	保険診療分医療費の自己負担分の助成(入院含む)	精神保健福祉手帳1級所持
							2級：無		
							3級：無		

市町村名		自立支援医療助成				重度障害者医療費助成			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
県西	小田原市		無			重度障がい者医療費助成	1級：有	保険医療機関等で受診した場合に、保険診療の自己負担分(通院医療のみ)を助成。	市内に住所を有していること。社会保険・国民保険・後期高齢者医療に加入していること。※施設入所者で国民健康保険又は後期高齢者医療に加入しているかたは、入所前の前住所地で申請いただく場合あり
							2級：無		
							3級：無		
	南足柄市		無			南足柄市重度障害者医療費助成	1級：有	保険適用医療の自己負担分の助成(通院のみ)	所得制限
							2級：無		
							3級：無		
	中井町		無				1級：有	保険診療の自己負担を助成(通院医療費のみ※所得制限あり)	
							2級：無		
							3級：無		
	大井町		無			重度障害者医療費助成	1級：有	通院費のみ対象。保険診療の自己負担分を助成。	年齢制限あり
							2級：無		
							3級：無		
	松田町		無				1級：有	通院のみ女性	65歳未満の新規対象者。所得制限有
							2級：無		
							3級：無		
	山北町		無				1級：有	*入院医療は対象外	所得制限、年齢要件あり
							2級：無		
							3級：無		
	開成町		無				1級：有	通院のみ、保険適用分の自己負担を助成	年齢制限・所得制限
							2級：無		
							3級：無		
	箱根町		無				1級：有	医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担分を助成(通院のみ)	
							2級：無		
	真鶴町		無			真鶴町重度障害者医療費助成	1級：有	神奈川県内の保険適用分の医療費助成(通院のみ)。	精神保健福祉手帳1級所持
							2級：無		
							3級：無		
	湯河原町		無				1級：有	保険利用診療の外来受診分を全額補助	
							2級：無		
							3級：無		

市町村名		福祉手当				手帳診断料助成			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
政令市	横浜市								
	川崎市	在宅重度重複障害者等手当	1級：有	年額6万円を支給 【年に1回、12月】 ※支給要件に注意	・要申請 ・精神1級のみでは非該当 ・以下の①～④のいずれかを併せ持つ必要あり。 ①身障手帳1級または2級 ②療育手帳A1またはA2または知能指数35以下 ③身障3級かつ療育手帳B1 ④身障3級かつ知能指数36～50以下				
			2級：無 3級：無						
	相模原市	市重度障害者福祉手当	1級：有	月額5,000円	住所要件・手帳有効期限他				
			2級：有						
			3級：有						
横須賀・三浦	横須賀市		1級：有	月額5,000円を3か月ごと年4回支給	・在宅で施設等に入所していないこと ・初めて手帳を申請した年齢が65歳未満であること ・国手当(特別障害者手当等)を受				
			2級：有	月額4,000円を3か月ごと年4回支給					
			3級：無						
	鎌倉市	鎌倉市障害者福祉手当	1級：有	月額2,000円	市内在住で在宅であること 本人所得の制限あり 年齢制限あり				
			2級：無						
			3級：無						
	逗子市	逗子市在宅障がい者福祉手当	1級：有	年額40,000円	65歳になる前に障がい認定を受けた方(所得制限あり)				
			2級：有	年額30,000円					
			3級：有	年額15,000円					
	三浦市								
	葉山町	葉山町在宅心身障害者手当	1級：有	25,000円/年	20歳未満				
			2級：有	15,000円/年	65歳未満手帳取得者				
			3級：有	10,000円/年					

市町村名		福祉手当				手帳診断料助成			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
湘南東部	藤沢市	藤沢市障がい者福祉手当	1級：有	月額4,000円 2・8月にそれぞれ前月分までをまとめて支給。	市内在住で20歳未満、または個人市町村民税が課税されていない20歳以上65歳未満の方。一部支給制限あり。				
			2級：有						
			3級：無						
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市重度障害者福祉手当	1級：有	月2,500円	①国手当を受給していないこと②施設に入所していないこと③該当等級の手帳取得時の年齢が65歳以下であること				
			2級：有	月1,500円					
			3級：無						
	寒川町								
湘南西部	平塚市	平塚市中心身障害者福祉手当	1級：有	月額3,000円	・資格核当の年齢が65歳未満 ・施設入所等は不可				
			2級：有						
			3級：無						
	秦野市	秦野市在宅障害者福祉手当	1級：有	年額35,000円	・1年以上市内に居住している。 ・施設等に入所、精神科の病院に6か月以上入院している場合は対象外 ・1年以上市内に居住している。 ・施設等に入所、精神科の病院に6か月以上入院している場合は対象外。				
			2級：有	年額30,000円					
			3級：無						
	伊勢原市	伊勢原市障害者福祉手当	1級：有	年額25,000円	市内居住者（施設入所を除く）				
			2級：有	年額17,000円					
			3級：無						
	大磯町								
	二宮町	在宅障害者福祉手当	1級：有	年間7,500円	本人または配偶者が課税されている方は除く。平成24年10月1日以降65歳以上で手帳を取得した方を除く。				
			2級：有	年間5,000円					
			3級：有	年間3,500円					

市町村名		福祉手当				手帳診断料助成			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
県央	厚木市	厚木市心身障害者福祉手当	1級：有	36,000円/年額	在宅の非課税者				
			2級：有	26,000円/年額					
	大和市	大和市障害者福祉手当	1級：有	月額3,000円	障害者年金、他手当受給者、施設入所中の方は対象外。所得制限あり。				
			2級：有						
			3級：無						
	海老名市		1級：有	36,000円/年1回	当該年度の7月1日に市に居住かつ市民税非課税世帯(生保含む)				
			2級：有	12,000円/年1回					
			3級：無						
	座間市	座間市心身障害者手当	1級：有	年15,000円	基準日(4月1日)時点で、精神障害者保健福祉手帳1級を取得し、65歳未満、1年以上市内在住、在宅、非課税世帯かつ生活保護を受けていない、他手当を受給していないこと				
			2級：無						
			3級：無						
	綾瀬市								
	愛川町	愛川町在宅障害者福祉手当	1級：有	30,000円	7/1現在町内居住(施設等の入所者は除く)				
			2級：有	17,000円					
			3級：有	6,000円					
	清川村		1級：有	30,000円/年	精神保健福祉手帳1級所持かつ1年以上村内在住				
			2級：有	25,000円/年	精神保健福祉手帳2級所持かつ1年以上村内在住				
			3級：有	15,000円/年	精神保健福祉手帳3級所持かつ1年以上村内在住				
県西	小田原市	小田原市心身障害児福祉手当	1級：有	市内に住所を有する20歳未満の障がい児の保護者に支給。月額2,000円(生活困窮者へは月額1,000円の加算有)	申請時に保護者が1年以上小田原市に在住している。国の障害児福祉手当を受給していない。				
			2級：有						
			3級：無						
	南足柄市	南足柄市重度障害者等福祉年金	1級：有	12,000円/年	市内1年以上在居65歳以下	南足柄市障害者診断書作成助成	1級：有	上限2,000円	非課税世帯
			2級：無				2級：有		
			3級：無				3級：有		
	中井町								
	大井町								
	松田町								
	山北町								
	関成町								
	箱根町								
	真鶴町								
	湯河原町								

市町村名		交通費助成							
		通所交通費助成				その他			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
政令市	横浜市	横浜市障害者施設等通所者交通費助成	1級：有	地域作業所等の通所施設(児童施設を除く)、又は精神科デイ・ケアに通所するために要した本人及び家族等の送迎介助者の交通費を助成	市内在住、15歳以上 ※手帳の有無は問わない	横浜市福祉特別乗車券	1級：有	運賃を支払うことなく、市営バス・地下鉄全線・金沢シーサイドライン全線、及び市内を運行する民営バス(一部市外区間を含む)を利用できる乗車券	70歳未満、市内在住(70歳以上は敬老特別乗車証) 敬老特別乗車証、特別乗車券、福祉タクシー利用券及び障害者自動車燃料券との併給不可
			2級：有				2級：有		
			3級：有				3級：有		
	川崎市		1級：有	・市内を運行する路線バス(横浜市バスを除く)に乗車可能な乗車券(ふれあいフリーパス)の交付 ・市外をまたぐ場合は、乗車する停留所又は降車する停留所が川崎市区域内である場合に限る。	・川崎市内に在住している70歳未満の方 ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ・福祉タクシー利用券、他制度のバス乗車券の交付を受けていない方		1級：有	・タクシー料金の一部(運賃・迎車料)を助成 ・福祉タクシー利用券1枚につき、500円までを助成 ・タクシーの乗車1回につき、複数枚使用可能	・本市に住所地を有する方で、障害等級が1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・ふれあいフリーパスなどのバス乗車券の交付を受けていない方
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		
	相模原市	相模原市障害者施設通所者交通費助成	1級：有	障害者が施設等に通う際のバスや鉄道等の交通費を助成。ただし、購入の有無に関わらず定期券とIC運賃の額を比較し、低廉な額。	市内在住で施設等に通所している障害者(生活保護受給者を除く)	福祉タクシー等利用助成・自動車燃料費助成	1級：有	タクシーは、利用券(500円)×6枚/月 燃料費は、給油券(1,000円)×1枚又は2枚/月 ※運転者等によって異なる。	施設入所していないこと等
			2級：有				2級：有		
			3級：有				3級：無		
横須賀・三浦	横須賀市	障害者施設等通所者交通費扶助	1級：有	市内に住所を有し、要綱に定める事業所等に通所した者、又はその保護者に対し、最も経済的・合理的な経路の交通費を支給する	・市内に住所を有する ・要綱に定める施設等に通所している	重度障害者等タクシー料金及び自動車燃料給油費助成	1級：有	ひと月あたり450円×4枚交付	
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		
	鎌倉市	鎌倉市施設等通所交通費	1級：有	生活保護を受給している人を除く。	施設通所の交通費に限る。	鎌倉市障害者福祉タクシー等助成事業	1級：有	タクシー:500円×48枚、ガソリン:1,500円×12枚、福祉有償運送:300円×48枚	所得制限あり
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		
	逗子市		1級：有	通所にかかる交通費の助成。月額定期代上限。					
			2級：有						
			3級：有						
	三浦市	社会福祉施設等通所交通費補助事業	1級：有	別添【資料3】を参照					
			2級：有						
			3級：有						
	葉山町	通所交通費の助成	1級：有	町が認める場所に通所する場合で自宅から施設までもっとも経済的な通常の経路で往復に要した交通機関の利用に関する実費額を支給。		タクシー券の交付/自動車燃料費助成	1級：有	・タクシー券の交付 1枚600円のタクシー券を年間24枚交付 ・自動車燃料費助成 1か月につき10ℓ以内(タクシー券と自動車燃料補助はどちらか一方)	本町に住所を有している在宅の心身障害児者
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		

市町村名		交通費助成							
		通所交通費助成				その他			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
湘南東部	藤沢市	藤沢市障がい者施設等通所交通費助成	1級：有	通所のための交通費・交通機関運賃相当額。往復×通所日数。(上限は1ヶ月の定期代)・自動車等の交通用具利用者は、距離によって定められた金額を支給。	・市内に住所を有し、かつ市内に居住している者 ・本市の援護の実施者であって、他の自治体の施設に入居している者 (生活保護受給者を除く)	藤沢市在宅福祉タクシー利用助成	1級：有	月あたり2,400円分または時間制運賃利用30分相当2枚のタクシー利用券を支給。	藤沢市内に住所を有し、採択の方
			2級：有 3級：有	1級の例に準ずる	1級の例に準ずる		2級：無 3級：無		
	茅ヶ崎市	障害児者施設通所交通費助成	1級：有	施設通所に要した交通費	市内在住				
			2級：有 3級：有						
	寒川町	寒川町障がい者施設通所交通費助成	1級：有	往復運賃×日数もしくは、1ヶ月の定期券の低い方の2/3を助成		寒川町福祉タクシー利用助成	1級：無		
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		
湘南西部	平塚市	平塚市障害福祉サービス事業所等通所交通費助成金	1級：有	就労移行・就労継続支援・自立訓練・地域活動支援センターに通所するために要した交通費(実費 ※6ヶ月定期金額を限度とする	当市の費用負担により障害福祉サービス等を受けている18歳以上のもの(手帳要件なし)	平塚市在宅重度障がい者タクシー利用助成事業	1級：有	利用助成券1枚につき600円を助成(1回の乗車で3枚まで利用) 1か月あたり3枚の利用助成券を、申請月からその年度末分まで交付	精神障害者保健福祉手帳を提示し、平塚市障がい者タクシー利用券申請書兼台帳(第1号様式)によって申請 (施設等入所者、自動車税もしくは軽自動車税の減免を受けている場合には対象外)
			2級：有 3級：有				2級：無 3級：無		
	秦野市	秦野市障害者施設等通所交通費助成	1級：有	定期券額を上限に最も経済的な経路で要する費用	・生活保護受給者・福祉タクシー利用券、障害者自動車燃料費助成のいずれかの受給者				
			2級：有 3級：有						
	伊勢原市	伊勢原市障害者通所交通費助成	1級：有	—	—	伊勢原市重度障害者福祉タクシー利用助成	1級：有	福祉タクシー券を交付。4月交付500円券48枚、100円券30枚、申請月により交付枚数が異なる	市内居住者（施設入所を除く）
			2級：有 3級：有				2級：無 3級：無		
	大磯町	心身障害者施設通所交通費助成制度	1級：有	交通費全額助成。	障害福祉サービスに提供する施設に通所している方。	在宅障害者タクシー利用料金助成事業	1級：有	タクシー券（1枚700円）年間48枚を限度。	施設入所者、自動車税減免者は除く
			2級：有 3級：有				2級：無 3級：無		
	二宮町		1級：有	半額	障害者総合支援法に規定する通所施設、障害者地域作業所に通所する方に定期券の半額(日数によっては変更あり)を助成。	在宅重度障害者タクシー利用料金助成事業	1級：有	1枚につき500円以内が免除となるタクシー券を月4枚交付	在宅且つ自動車税の免税を受けていない場合
			2級：有 3級：有				2級：有		

市町村名		交通費助成							
		通所交通費助成				その他			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
県央	厚木市	厚木市障害者施設通所交通費の一部助成	1級：有	月額交通費の3分の2の額	作業活動等(工賃等を伴うものに限る。)を行っていること等	厚木市福祉タクシー事業	1級：有	1枚400円、1箇月6枚を申請月から年度末	
			2級：有						
			3級：有						
	大和市	大和市援護施設等通所訓練費	1級：有	通所日数に応じて交通費相当額を支給。	福祉サービスの支給決定をうけ通所をしている方	福祉タクシー利用券	1級：有	月額2,000円	自動車税の減免、自動車燃料費の助成を受けていない方。福祉施設入所の場合は対象外。
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		
	海老名市	海老名市障害者通所交通費助成	1級：有	実費または6ヶ月定期購入費の6分の1のうち安い方(ただし、市外の場合は9割支給)	交通機関を利用して社会福祉施設等に通所していること	福祉タクシー券の交付	1級：有	月2,000円分、年度単位であり、申請月から翌3月分を一括交付	手帳の提示
			2級：有				2級：有		
			3級：有				3級：無		
	座間市	座間市障害者施設通所交通費助成	1級：有	・電車・バス 1日の往復の金額×通所日数(3か月における限度額:3か月を期間とする定期券の額) ・コミュニティバス 1日の往復の金額×通所日数 ・施設による有料送迎サービス1日の往復の金額×通所日数(3か月における限度額:施設が定める上限額または15,000円のうち低い額) ・自家用車 片道5km未満100円×通所日数(3か月における限度額:6,000円)、片道5km以上10km未満150円×通所日数(3か月における限度額:9,000円)、片道10km以上250円×通所日数(3か月における限度額:15,000円)	施設等が無料で提供する自動車等により通所する場合、施設から交通費が支給されている場合、生活保護を受けている場合は除く。	座間市在宅重度障害者福祉タクシー等助成事業	1級：有	福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券を1か月500円2枚、申請月より年度末まで交付	期限内の精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の交付を受けており、座間市に住民登録がある者。 ※施設入居者は対象外
			2級：有				2級：有		
			3級：有				3級：有		
	綾瀬市		1級：有	交通費の助成額は、1日当たり1施設に通所する場合で、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した交通費の月額 (1) 鉄道を利用して通所する者については、往復にかかる鉄道運賃(県外の施設に通所する場合は、その経路の区間にある駅のうち県内で最終の駅までの運賃)の通所日数分の額とする。ただし、その額が通用期間3月の定期券の額の1月分を超える場合は、通用期間3月の定期券の額の1月分に相当する額とする。 (2) バスを利用して通所する者については、往復にかかるバス運賃(県外の施設に通所する場合は、その経路の区間にある停留所のうち県内で最終の停留所までの運賃)の通所日数分の額とする。ただし、その額が通用期間3月の定期券の額の1月分を超える場合は、通用期間3月の定期券の額の1月分に相当する額とする。					
			2級：有						
			3級：有						
	愛川町	愛川町障害者施設通所交通費助成	1級：有	バス、電車2/3 自家用車距離数に応じる	就労継続支援、就労移行支援、地域活動センター、生活介護				
			2級：有						
			3級：有						
	清川村		1級：有	電車・バスの実費額の2/3	通所施設の証明等		1級：有	500円券を年間48枚交付	精神保健福祉手帳1級所持
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		

市町村名		交通費助成							
		通所交通費助成				その他			
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件	名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件
県西	小田原市	障害者施設等通所者交通費助成事業	1級：有	通所交通費実費(県内のみ)を3か月に1回給付	生活介護、自立訓練、就労系サービス、地域活動支援センター利用者	在宅重度障がい者等福祉タクシー利用助成事業	1級：有	タクシーの初乗り運賃相当額を助成(福祉有償運送事業者にあつては500円を上限)	施設に入所していない。医療機関に3か月を超えて入院していない。自動車税の障がい者減免を受けていない。
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		
	南足柄市	南足柄市障害者施設通所交通費助成	1級：有	公共交通機関の場合、半額が助成対象。(その他規定有り)	福祉タクシー券制度、燃料費助成との併用不可	南足柄市在宅重度障害者等福祉タクシー利用助成	1級：有	初乗り分チケット3枚/月	非課税世帯
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		
	中井町		1級：有	通所事業所までのバス・電車運賃の半額を助成。自家用車の場合は、片道距離数×20円×通所日数を支給。	障がい福祉サービス事業所へ通所していること。		1級：有	町と協定を結んでいる事業者のタクシーで利用できる500円券を年間24枚交付。	自動車燃料費の助成を受けていないこと。
			2級：有				2級：有		
			3級：有				3級：無		
	大井町	障害者施設通所交通費助成	1級：有	通所交通費の1/2を助成		在宅重度障害者福祉タクシー利用助成	1級：有	初乗り運賃を助成。年間24枚交付。	在宅者のみ
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		
	松田町	松田町知的障害者及び精神障害者施設通所者交通費助成	1級：有	(公共交通機関)最安運賃×通所日数×1/2 (自家用車)距離に応じた金額×通所日数÷施設開設日数×1/2	施設に通所している在宅の精神・知的障がい者		1級：有	(まちのり福祉バス)富士急湘南バスの町内通行区間のみ7,340円/年 (在宅重度障害者等福祉タクシー)	(まちのり福祉バス)1～3級該当(タクシー)1級のみ該当
			2級：有				2級：有		
			3級：有				3級：有		
	山北町	山北町通所交通費助成制度	1級：有	原則、かかった交通費の2分の1を助成。	障害福祉サービスの訓練等給付を利用するもの	山北町障害者タクシー助成	1級：有	2000円×12ヶ月(年間)	
			2級：有				2級：有		
			3級：有				3級：無		
	開成町						1級：有	タクシー初乗り運賃	所得制限
							2級：有		
							3級：無		
	箱根町	箱根町障がい者等施設通所者交通費扶助費交付	1級：有	障がい者等が更生または社会復帰のための施設に通所する場合、その際にかかる交通費を助成	障害者自立支援法に規定する生活介護、自立訓練、就労以降支援、就労継続支援(B型のみ)、地域活動支援センターに通所する者 児童発達支援センターに通所する児童	箱根町在宅重度障がい者等福祉タクシー利用券及び自動車燃料費助成券交付	1級：有	通院や日常生活において利用するタクシー運賃または自動車燃料費の一部を扶助	在宅の重度心身障がい者等の方
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		
	真鶴町	障害者施設通所者等交通費補助事業	1級：有	真鶴町社会福祉協議会にて障害者施設通所のための交通費助成。助成額は交通機関の場合2/3、車の場合、距離によって異なる。	町内に住所を有し、町から障害サービスの支給決定を受けた人	福祉タクシー利用助成	1級：有	真鶴町社会福祉協議会で1冊(24枚綴り)、1枚500円の福祉タクシー利用券を配布。	精神保健福祉手帳1級所持
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		
	湯河原町		1級：有	詳細はお問い合わせください			1級：有	タクシーの初乗り運賃分の券を年間12枚助成しています	
			2級：有				2級：無		
			3級：有				3級：無		

市町村名		上下水道基本料金の減免				市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス	
		名称	補助有無	補助内容	補助を受けるための要件			
政令市	横浜市		1級：有	上下	基本料金相当額のみ			
			2級：有		(重複の要件がある場合に該当)基本料金相当額のみ			
			3級：無					
	川崎市		1級：有	上下	【精神障害者】 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 【重複障害者】 ・①身体障害者手帳3級の方②児童相談所または知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された方③精神障害者手帳2級のうち、2つ以上該当する方			
			2級：有					
			3級：無					
相模原市								
横須賀・三浦	横須賀市	上下水道基本料金の減免	1級：有	上下	H19.7.1より、新規手帳取得が65歳未満であること。生保受給世帯と施設入所者は対象外。	なし	なし	
			2級：無					
			3級：無					
	鎌倉市		1級：有	上下	在宅であること			
			2級：有		上記内容に加えて、精神2級、身体3級、療育B1、B2のうち2つ以上の交付を受けていること			
			3級：無					
	逗子市					(ゴミの減免)小規模な事業所では少量排出事業所として、また一部事業所では公共施設と同様の扱いとし、一般廃棄物と同様の方法で排出が可能。		
	三浦市							
	葉山町		1級：有	上下				
			2級：有					下
			3級：無					
湘南東部	藤沢市		1級：有	上下				
			2級：有					下
			3級：無					
	茅ヶ崎市							
	寒川町	寒川町公共下水道使用料	1級：無					
2級：無								
3級：無								
湘南西部	平塚市	下水道使用料・農業集落排水使用料の減免	1級：有	下	上水道は神奈川県で実施(一括申請可)			
			2級：有					
	秦野市							
	伊勢原市	上下水道基本料金の減免	1級：有	上下	下水道は浄化槽・くみ取り便所は対象外			
			2級：無					
			3級：無					
	大磯町							
二宮町								

市町村名		上下水道基本料金の減免			市町村単独実施の補助・助成	その他の福祉サービス
		名称	補助有無	補助内容		
県央	厚木市					
	大和市		1級：有	上		
			2級：有			
			3級：無			
	海老名市		1級：有	上	精神障害者福祉手帳1級を取得している方がいる市民税非課税世帯に世帯人数1人あたり10ℓ袋110枚(年間)に相当する指定ごみ収集袋を交付しています。	無
			2級：有			
			3級：無			
	座間市	上下水道基本料金の減免	1級：有	上下	なし	・ふれあい収集(1級) ・粗大ごみ収集手数料減免
			2級：無			
			3級：無			
	綾瀬市		1級：有			
			2級：無			
			3級：無			
	愛川町	愛川町一人暮らし高齢者世帯等水道料金助成				
	清川村					
県西	小田原市					
	南足柄市	上下水道基本料金減免	1級：有	上下	非課税世帯	
			2級：無			
			3級：無			
	中井町					
	大井町					
	松田町					
	山北町					
	開成町					
	箱根町		1級：有	上下	地域により異なる	
			2級：無			
			3級：無			
	真鶴町					
	湯河原町					

障害者虐待防止対策について

市町村名		虐待防止センター						一時保護場所					
		行政			委託			行政			委託		
		運営	対応時間	専用電話 有無	運営	対応時間	専用電話 有無	運営	対応時間	専用電話 有無	運営	対応時間	専用電話 有無
政令市	横浜市	健康福祉局障害施策推進	平日8:45 ～17:15	無	総合警備保障株式会社	24時間	有						
	川崎市	健康福祉局障害保健福祉部 各区地域みまもり支援センター及び各地区健康福祉ステーション障害者支援担当部署	8:30～ 17:00	無	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	24時間	有				・社会福祉法人 三篠会・ともかわさき(委託) ・社会福祉法人 育桜福祉会・川崎聖風福祉会(指定管理)	定めなし	無
	相模原市	養護者による虐待:各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター、施設従事者等による虐待:福祉基盤課、使用者による虐待:高齢・障害者福祉課	24時間										
横須賀・三浦	横須賀市	民生局福祉こども部障害福祉課障害サービス第1係	8:30～ 17:15	無							既存の障害福祉サービスの短期入所枠の活用		無
	鎌倉市	健康福祉部障害福祉課(土日祝、早朝及び夜間は守衛につながる)	24時間	無							市内及び近隣市事業所	事業所の運営時間による	無
	逗子市	逗子市障害者虐待防止センター	8:30～ 17:00	無									
	三浦市	福祉課	24時間	無									
	葉山町	福祉課障害福祉係	8:30～ 17:00	無									
湘南東部	藤沢市	藤沢市障がい者虐待防止センター	8:30～ 17:15	無									
	茅ヶ崎市	福祉部障がい福祉課		無							社会福祉法人 翔の会		無
	寒川町	健康福祉部福祉課障がい福祉担当	24時間	無							社会福祉法人 翔の会		無
湘南西部	平塚市	福祉部障がい福祉課	24時間(閉庁時間中は守衛室対応)	無									
	秦野市				社会福祉法人 常成福祉会 ライツはたの	24時間	有				社会福祉法人 常成福祉会 ライツはたの	24時間	無
	伊勢原市	保健福祉部 障がい福祉課	24h	無									
	大磯町	福祉課障がい福祉係	24時間	有				福祉課障がい福祉係	24時間	有			
	二宮町	福祉保険課 福祉・障がい者支援班	8:30～ 17:15	無									

市町村名		虐待防止センター						一時保護場所					
		行政			委託			行政			委託		
		運営	対応時間	専用電話 有無	運営	対応時間	専用電話 有無	運営	対応時間	専用電話 有無	運営	対応時間	専用電話 有無
県央	厚木市				厚木市権利擁護支援センター 委託先:社会福祉法人厚木市社会福祉協議会	8:30～17:15 ※時間外は市役所宿直	有						
	大和市				社会福祉法人すずらんのかい 大和市障害自立支援センター	24時間	有				社会福祉法人県央福祉会 すぶら	事前に要調整	有
	海老名市	保健福祉部障がい福祉課	24時間	無							海老名市障害者支援センターあきば		無
	座間市	障がい福祉課	原則24時間365日	無									
	綾瀬市	福祉部障がい福祉課		無									
	愛川町	愛川町民生部福祉支援課		無									
	清川村	子育て健康福祉課健康福祉係	開庁時間	無									
県西	小田原市	小田原市福祉健康部障がい福祉課	24時間	無									
	南足柄市	福祉健康部 福祉課	24	無							県西地区2市8町と社会福祉法人で協定締結。緊急時に必要な便宜・供与		無
	中井町	福祉課	24時間	無							県西地域2市8町と社会福祉法人が協定締結	24時間	無
	大井町	福祉課	24時間	無							県西地区2市8町と社会福祉協議会で協定を締結		
	松田町	福祉課	24時間	無									
	山北町	福祉課	基本平日8時30分～17時15分。土日祝等緊急時は対応。	無							高齢者福祉施設		無
	開成町	福祉介護課	基本、開庁時。土日等緊急時は随時対応。	無							県西地区2市8町と社会福祉法人で協定締結。緊急時に必要な便宜・供与。	基本、開庁時。土日等緊急時は随時対応。	無
	箱根町	福祉部福祉課	8時30分～17時15分	無				県西圏域で締結した「被虐待障害者の緊急一時保護に関する協定」により対応					
	真鶴町	保険福祉課	8時30分～17時15分	無							2市8町で委託		無
	湯河原町	社会福祉課	開庁時間	無									

市町村名		担当 コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2023年度)					発生状況 (2024年9月末)				
				通報件数	擁護者による	福祉施設 従事者による	その他	受理合計件 数	通報件数	擁護者による	福祉施設従 事者による	その他	受理合計件 数
政令市	横浜市	区・市役所の障害担当部署の職員及び責任職	通報受理 → 初動対応(緊急対応判断含む) → 事実確認 → 判断及び支援方針の決定	985	347	160	10	517	350	情報無し	58	情報無し	-
	川崎市	■ 養護者 ⇒ 区の管理職・係長・担当職員、基幹相談支援センター職員等 ■ 施設従事者等 ⇒ 障害保健福祉部管理職・施設所管課係長・施設所管課職員等 ■ 使用者 ⇒ 障害保健福祉部管理職・所管係長・所管担当職員等	通報受理 → 相談票の作成 → 相談・通報等の受理の判断 → 緊急性の判断 → 安全確認、情報収集、事実確認 → 個別ケース会議の開催 → 支援計画等の作成・支援の実施(使用者の場合は都道府県へ通知)	214	138	67	9	83	※集計中				
	相模原市	管理職、地区担当ケースワーカー、虐待防止担当者など	通報受理 → ■ ①通報受理 → ②対応方針の協議 → ③事実確認、訪問調査等 → ④援助方針の決定 → (⑤養護者による虐待の場合) 障害者の保護、障害者及び養護者への支援等 → (⑤施設従事者等による虐待の場合) 改善指導、各法の規定による権限行使 → (⑤使用者による虐待の場合) 都道府県へ通知 ※③は必要に応じて実施	94	64	28	2	94					
横須賀・三浦	横須賀市	課長、ケースワーク担当係長(3名)、虐待担当者、地区担当ケースワーカー	通報受理 → 通報受理 → 受理会議 → 事実確認 → 虐待としての判断 → 虐待なしと判断: 終結 → 虐待認定: 虐待ケースとして対応継続 → 終結	63	55	8	0	63	58	51	7	0	58
	鎌倉市	課長、係長、担当2名(ケースワーカー) 対応可能なメンバー4~5名で行っている。	通報受理 → 受付記録の作成 → コアメンバー会議 → 事実確認、訪問調査・立入調査 → ケース会議(必要に応じ、障害者の保護等)	8	6	1	1		3	1	2	0	
	逗子市	障がい福祉課職員(課長、係長、ケースワーカー)	通報受理 → 受付(記録の作成) → コアメンバーによる対応方針の協議 → 事実確認、訪問調査(安否確認) → ケース会議の開催 → 立入調査(安否確認)、ケース会議 → 内容により支援、保護 → モニタリング	13	2	0	0	2	12	0	0	0	0
	三浦市	障害者虐待担当職員、相談支援事業所職員、その他関係する他部署(子ども関係や生保等)職員、その他ケースごとに参加が必要と思われる方	通報受理 → 基本的に、神奈川県のマニュアルに沿って通報を受理している。詳細は、別添【資料4】を参照。	7	5	2	0	7	5	3	2	0	5
	葉山町	福祉課長、福祉課職員及び関連部署職員	通報受理 → 緊急性の判断(コアメンバー) → 事実確認・訪問調査 → ケース検討会議の開催 → 保護	4	4			4	2	2			2

市町村名		担当 コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2023年度)					発生状況 (2024年9月末)				
				通報件数	擁護者による	福祉施設 従事者による	その他	受理合計件数	通報件数	擁護者による	福祉施設従 事者による	その他	受理合計件数
湘南東部	藤沢市	管理職2名、統括CW2名(以上、常勤)、相談員3名(会計年度任用職員)で構成。	通報受理 → 通報の事前確認→コア会議開催(初動確認)・施設虐待は県に第1報報告→調査(資料提供依頼・聴取)→コア会議(事案により随時)→虐待認定の有無の判断→施設虐待は県に17条報告(事業所に通知)→改善に向けた対応(モニタリングも含む)を実施。 ※養護者は、虐待認定の有無の判断後、地区担当CW、関係機関等に引き継ぐ。	67	42	25	0	67	52	35	17	0	52
	茅ヶ崎市	おもに虐待防止センターの担当課職員 ・通報・相談等の受付職員 ・虐待事業担当職員および上席管理職 ・地区担当ケースワーカー その他必要に応じて招集	通報受理 → ①コアメンバー会議(緊急性の判断、初動対応の決定) ②事実確認・安否確認・訪問調査(立入調査) ③虐待判断 ④県への通知・報告 ⑤個別ケース会議の実施等、虐待リスクがなくなるまで継続的に支援	27	4	22	1	27					
	寒川町	担当部局管理職、障がい福祉担当職員	通報受理 → 通報内容の共有、初期判断、事実確認のための協議 → 事実確認、情報収集 → コアメンバー会議(虐待の有無、緊急性の判断、当面の対応決定)	15	12	3	0	15	12	12	0	0	12
湘南西部	平塚市	障がい福祉課長、課長代理、障がい福祉担当者(社会福祉士、保健師等)、地域生活支援担当者	通報受理 → コア会議 → 事実確認 → コア会議(虐待有無の判定) → 援助の展開 → コア会議(再アセスメント) → 終結	53	27	24	2	53	45	38	7	0	45
	秦野市	障害福祉課長、課長代理、虐待担当者、地区担当ケースワーカー 虐待防止センター職員、基幹相談支援センター職員等	通報受理 → 通報受理 → コアメンバー会議(管理職・虐待担当者・虐待防止センター)にて初動対応の協議及び緊急性の判断 → 事実確認(被虐待者、虐待者、職員に対し、現地調査または聞き取り調査) → 虐待の有無の判断 → 再発防止に向けた支援方針の決定	41	33	8			30	24	6		
	伊勢原市	障がい福祉課長、虐待担当職員、担当ケースワーカー、相談支援事業所職員等	通報受理 → 通報受理 → 初動会議 → 緊急作業会議 → 対応 → 評価・モニタリング → 閉止	8	4	4	0	8	5	1	4	0	5
	大磯町	・障害福祉主管課管理職 ・障がい福祉係 ・その他 ・受付受理者 ・委託相談支援事業所	通報受理 → 障害者虐待防止等のスキーム参照	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二宮町	福祉保険課長、福祉・障がい者支援班員	通報受理 → 会議→事実確認→再会議→個別サービス会議										

市町村名		担当 コアメンバー	通報から受理までの流れ	発生状況 (2023年度)					発生状況 (2024年9月末)				
				通報件数	擁護者による	福祉施設 従事者による	その他	受理合計件数	通報件数	擁護者による	福祉施設従 事者による	その他	受理合計件数
県央	厚木市	障がい福祉課長、各係長、担当ケースワーカー、虐待防止担当者	通報受理 → コアメンバー会議 → 情報収集・事実確認 → 対応の協議 → ケアカンファレンス → コアメンバー会議	35	0	2	33	35	20	0	2	18	20
	大和市	・障がい福祉課長、自立支援係長 ・障害者虐待防止センター センター長、相談員 ・障がい福祉課虐待防止事業担当	通報受理 → 障がい福祉課へ報告 → コアメンバー会議(原則48時間以内) → 支援方針決定(調査、分離、保護) → 虐待認定 → 終結	21	6	14	1	21	10	3	7	0	10
	海老名市	障がい福祉課虐待担当職員、被虐待者担当職員、管理職、相談支援事業所、その他の関係する職員等	通報受理 → コア会議開催、調査訪問、面談等、分離(必要時)、県への報告(必要時)	14	8	4	2	4	18	9	8	1	8
	座間市	福祉事務所長、課長、係長、CW、相談支援事業所(※) ※必要に応じて。	通報受理 → 通報受理 → コアメンバー会議(初動ケース会議) → 事実確認・訪問調査(必要に応じて) → コアメンバー会議(ケース会議) → 立入調査(必要に応じて) → コアメンバー会議(モニタリング会議・障害者虐待の終結)	28	22	6	0	28	18	9	9	0	18
	綾瀬市	課長、係長、ケースワーカー、保健師、外部アドバイザー	通報受理 → 聞き取り調査 → コア会議 → 認定結果通知	16	6	3		9	7		2		2
	愛川町	福祉支援課(課長、班長、関係職員)	通報受理 → 通報内容の聞き取り → 安全確認・事実確認 → ケース会議 → 立ち入り調査等 → ケース会議 → 神奈川県への報告	18	17	1	0	18	17	14	3	0	17
	清川村	課長、保健師、担当者	通報受理 → コア会議 → 事実確認 → 対策会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県西	小田原市	課長、副課長、係長、ケースワーカー	通報受理 → コアメンバー会議 → 事実確認 → ケース会議 → 支援 → モニタリング	25	14	11	0	25	14	10	4	0	13
	南足柄市	福祉課障害福祉担当課長・障害福祉班長・通報受付職員・障害福祉班職員	通報受理 → ①コアメンバー会議 → 事実確認 → ②コアメンバー会議 → 個別ケース会議	7	6	1	0	7	1	1	0	0	1
	中井町	障害福祉所管課長、社会福祉士、障害保健福祉担当職員	通報受理 → コアメンバー会議 → 状況に応じた対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大井町	福祉課長、福祉課員	通報受理 → コアメンバー会議 → 以後、県のマニュアルに準ずる	6	1	3	2	6	2	1	1	0	2
	松田町	福祉課長、福祉課員	通報受理 → 県のマニュアルに準ずる	1	1			1	0				0
	山北町	虐待対応担当職員(保健師、社会福祉士、福祉課長)	通報受理 → 町による状況確認等、県のマニュアル通り。	4	3		1	4	2	2			2
	開成町	課長・班長・町担当者	通報受理 → 通報受理 → 事実確認 → コアメンバー会議 → 虐待認定の判断 ※県のマニュアル通り対応	0	0	0	0	0	4	1	3	0	4
	箱根町	障がい担当と福祉課管理職	通報受理 → コア会議 → 安全確認、事実確認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真鶴町	課長、係長、担当、関係機関等	通報受理 → 県のマニュアルとおり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯河原町	社会福祉課長、社会福祉副課長、障がい福祉係	通報受理 → 県のマニュアル通り	0					1	1			1

市町村名		普及啓発活動	虐待への課題意見
政令市	横浜市	■ 事業所職員を対象とした研修実施 ■ チラシやリーフレットの配布等	
	川崎市	リーフレット作成及び配布、市発行の障害保健福祉案内冊子に通報窓口情報の掲載、ホームページへの情報掲載、講師を招き職員向け研修の実施、その他、本市職員や関係機関職員等への研修、障害福祉サービス事業所職員に対する集団指導講習等での虐待に関する説明	
	相模原市	通報義務や、市の通報・相談窓口を周知するとともに、虐待が疑われる具体的な内容等を掲載したパンフレットを作成、配布している。	虐待対応専従の職員が不在で、また、相談件数等も多いわけではないため、虐待対応における経験が不足している
横須賀・三浦	横須賀市	・年1回、地域の事業所向けに講演会を開催している。 ・虐待防止チラシを作成し、掲示、配布している。	緊急的に保護しなければならないケースが出た時に、本人に合った施設がない、利用できる施設が空いていないなど、どこで保護するかという課題がある。
	鎌倉市	パンフレットの配布等	
	逗子市	年に1回啓発のため、市民向けに講演会を開催している。	
	三浦市	市ホームページへの掲載等	
	葉山町	広報や会議の場等での周知	
湘南東部	藤沢市	・啓発用のポスター、チラシの作成及び配布。 ・本市障がい者虐待防止センター主催の研修会開催 ・研修用資料(DVD)の作成、貸出。(2025年2月予定) ・関係機関の会議(研修会等)に参加し啓発。	通報後の調査は実施率が高く、障がい者虐待防止事業として定着している。課題は、 ①近年多くなっている警察通報による養護者虐待に関し、「支援」の観点からのアプローチ。 ②福祉従事者による虐待に関し、「支援」の観点から研修等の開催、啓発活動の充実がある。
	茅ヶ崎市	・障害者週間等の機会を捉えて、広く障がいの理解について周知啓発し、虐待防止や差別解消に繋がるよう努めている。 ・市民対象及び職員対象に障がい理解や差別解消についての講演会、研修会を開催し、虐待防止や差別解消等に繋がるよう努めている。 ・虐待通報等で障害福祉サービス事業者等を訪問調査等する際は、事実確認とともに、虐待リスクをなくすための支援方法、職員体制等について、助言するようにしている。 ・市自立支援協議会代表者会議にて、虐待対応実績報告	・虐待防止センター業務を、障がい福祉課職員が兼務しており、通報等にタイムリーに対応しきれない時がある。 ・障害福祉サービス等事業者に虐待対応する際に感じることとして、当該事例が虐待か否かに注意が限局されていたり、虐待に関係した職員やプログラムの除外など付焼刃的な対処をして事業所としての対応終了とされてしまいがちである。利用者だけでなく、働いている支援者をも守るための虐待対応となって欲しい。
	寒川町	町ホームページ、障がい福祉ガイドブックに掲載	法律の趣旨や目的の認知が不十分なため、今後も継続した啓発活動が必要となる
湘南西部	平塚市	関係機関との会議や窓口等でチラシ等の配布により啓発を行っています。また、施設従事者向けに研修等も行っています。	虐待者等から分離した場合の移送や保護先の確保、人員体制の確保などの課題があります。
	秦野市	ホームページ掲載、パンフレット配布、民生委員・事業所等に対して研修会を実施するなどして周知	・養護者虐待では、他機関との迅速な連携や引継ぎ、家族支援が必要な困難ケースの増加など、専門性のある対応が課題となっています。また、分離が必要なケースがある中で迅速に福祉サービスにつながらない、施設への受け入れが難しいことがあり日ごろからの関係機関との連携が課題となっています。 ・施設従事者虐待では、通報者や被害者が特定できない(特定されては困る)匿名による通報や通報者本人の訴えの信ぴょう性の評価に悩み、事実確認の難しさがあります。 ・障害者のグループホームが急増し、支援の質が求められています、障害者虐待防止や権利擁護に関する意識づけや取り組み状況の確認が課題となっています。
	伊勢原市	・障害者週間に合わせ、伊勢原駅周辺及び市庁舎周辺で、啓発物品を配布 ・関係事業所職員等を対象とした障がい者虐待防止研修会の実施	
	大磯町		
	二宮町	地域の見守りの目になるような、民生委員等の趣旨の説明を行っている。	

市町村名		普及啓発活動	虐待への課題意見
県央	厚木市	虐待防止啓発ポスターの関係機関への掲示、自治会回覧、厚木市社会福祉協議会の広報氏、市ホームページでの周知等	虐待通報後、迅速に被虐待者の安全を確認及び確保するために、課内の体制及び役割分担を明確にし、適切に対応していきたい。また、虐待の早期発見のためには、近隣住民や施設職員による通報が重要となってくるため、どのような行為が虐待に当たるのか、講演会やポスター等により、引き続き周知啓発を図っていきたい。
	大和市	市及び虐待防止センター委託事業者のホームページで情報提供。市窓口にパンフレットを配架。	・虐待認定の考え方について、判断に迷うことがあるため、調査権限の強化だけでなく、2次被害対策も必要だと考える。 ・養護者虐待による虐待のうち心理的虐待や性的虐待については、客観的証明が難しく、事実認定が困難な事例がある。また2次被害や関係悪化の原因となる可能性があるため、対応に苦慮している。
	海老名市	無	虐待発生時には迅速な対応が必要と考えるが、現在の職員数では困難な場合があります。 虐待発生要因によっては介入が困難な場合があります。 多様化するケースへの対応が経験の浅い職員にとって難しいことがあります。
	座間市	広報、ホームページ等	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が増加しており、被害者が複数、援護地も複数に及び、また施設が事実確認に協力的でなく、対応に苦慮する案件があった。援護地間や県との情報共有、対応方法などに課題があると感じている。情報共有や対応方法の在り方についての改めでの周知や研修などが必要ではないかと思う。
	綾瀬市		
	愛川町		障害者施設での虐待に関して、基本的には証拠となる映像などはないことから、認定に結びつけることは難しいと感じる
	清川村	窓口等においてチラシを配布	
県西	小田原市	市のホームページに「障がい者虐待防止について」のページを作成し、通報や相談できる窓口を案内している。	
	南足柄市		
	中井町	広報等での啓発活動を行っている。	
	大井町	ポスター掲示	
	松田町	広報等での啓発活動を行っている。	
	山北町		
	開成町	広報にて普及期発。 障害者等虐待防止部会にて研修会の開催を検討。	
	箱根町	広報等で周知	
	真鶴町	ポスター掲示やリーフレットの配架。	
	湯河原町		

2024年度精神障害者地域活動支援
(地域生活支援) センターに対する
市町村単補助事業

地域活動支援センター事業 作業所移行型 (国事例のⅢ型若しくはその他)

市町村名	補助事業名	内容	委託・補助額	備考
政令市	横浜市	・横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型 ※国のⅢ型とは異なる事業です。 ①運営基本費 上限1,585,000円/月 ②借地借家費 上限425,000円/月 ③365日開所助成費 1か所1,350千円 ④自主製品開発・製作支援助成費 上限120,000円/年 ⑤水道料金助成費 最大36,000円 ⑥設置費・移転費 1か所3,000千円 ⑦処遇改善助成費 15,000円×月数×人数(最大2人)	補助金総額 1,404百万円(60か所)	
	川崎市	地域活動支援センター(B・C・D型)運営費補助金交付事業	要綱参照	
	相模原市	相模原市地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供・社会との交流の促進・日常生活の支援	運営費8,250,000円(年額、利用者の人数に応じて決定)+重度加算+家賃加算
横須賀・三浦	横須賀市	なし		
	鎌倉市	障害者地域活動支援センターⅢ型事業委託	送迎車両管理費(上限60万円)、家賃助成(上限120万円)	10,200,000円
	逗子市			
	三浦市	三浦市地域活動支援センターⅢ型運営費	事務事業費(利用者数15人以上) 事務事業費(利用者数10人以上15人未満) 家賃扶助額	5,500,000 4,500,000 家賃の1/2 ただし、1月の家賃の上限が13万円を超える場合は1月当たりの上限額は6万5千円。
	葉山町			
湘南東部	藤沢市	1 藤沢市地域活動支援センターⅢ型事業 2 藤沢市地域活動支援センターⅢ型事業「通所促進事業」	(1)基礎的事業 (2)家賃加算補助 (1)通所促進補助	1(1) 6,000,000円 1(2) 1,800,000円 2(1) 通所実績日数1日当たり300円
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市障害者地域活動支援センター事業実施委託	家賃補助	17,904千円
	寒川町	寒川町地域活動支援センター事業及び地域活動センター機能強化事業	センター基礎的事業の全部又は一部について、次いずれにも該当する事業所を運営する者(法人格を有するものに限る)に移譲することが出来る。 1.法第79条第2項に規定する地域活動支援センターとしての届出がされている事業所。 2.障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)に規定する基準を満たす事業所。	【センター基礎事業】 ・職員雇用費等¥6,000,000限度 ・施設の賃借に係る経費 賃借料(月額)×1/2×12月 ※賃借料は ¥200,000限度 【センター機能強化事業】 ¥1,500,000
				2024年度予算額

市町村名		補助事業名	内容	委託・補助額	備考
湘 南 西 部	平塚市	専門職員配置補助(加算分のみ)	神奈川県各市町村障害者福祉推進事業補助金の専門職員配置補助(50万円)※に10万円加算対象としているもの ※保健師、看護師及び准看護師、理学療法士及び作業療法士等の配置に対する補助	40万円	補助対象費用が50万円を超えている4事業所に対して、加算して補助
	秦野市	事業委託	日中活動ほか	8,000,000円	知的障害者が対象
	伊勢原市				
	大磯町				
	二宮町				
県 央	厚木市				
	大和市				
	海老名市	障害者地域作業所等の運営補助	毎年4月1日現在で近隣市町村のⅢ型事業所に通う市民の人数を基	1,813,000円	年度末支払い
	座間市	地域活動支援センター運営補助	運営費(基礎的事業)	6,000,000円×	
	綾瀬市	精神障害者地域活動支援センター運営事業	地域活動支援センター(Ⅲ型:ファミール)への運営費補助を実施。ファミールは就労困難な精神障害者を対象に、就労につながるような作業訓練の場を提供している。主に、企業からの受注製品やアクリルたわし、押し花しおりなどの自主製品等の生産活動を行っている。 その他、通所者の個別相談に応じ、地域での安定した生活が送れるように、関係機関との連携を図り、コミュニケーションを目的としたプログラム活動なども実施している。	12,219千円	
	愛川町				
	清川村				
県 西	小田原市	小田原市地域活動支援センター事業費補助金	家事補助加算 事業所の家賃及び事業用地(送迎用車両等の駐車場代を含む。)の賃料に係る補助	月額200,000円を上限とする。	
	南足柄市				
	中井町				
	大井町				
	松田町				
	山北町				
	開成町				
	箱根町				
	真鶴町	真鶴町地域活動支援センター運営費助成金	町内の地域活動支援センターへ運営費等を補助している。	6,687,760円	
	湯河原町				

精神障害者地域生活支援センター型（国Ⅰ型）相談支援委託

市町村名		補助事業名	内容	委託・補助額	備考
政令市	横浜市	・横浜市精神障害者生活支援センター ※国のⅠ型とは異なる事業です。	①指定管理料 9か所 ②運営費補助金 9か所	指定管理料総額 708百万円 補助金総額 638百万円	
	川崎市	地域活動支援センターA型運営費補助金交付事業	要綱参照		
	相模原市	①精神障害者地域活動支援事業 ②地域活動支援センター施設管理運営費	①地域で生活する精神障害者の生活支援、相談等を行い、社会復帰と自立、社会参加を促進する地域活動支援センターの運営を支援するもの。 ②指定管理経費	①66,191,000円 ②46,465,000円	①委託2ヶ所 ②指定管理2ヶ所
横須賀・三浦	横須賀市	なし			
	鎌倉市	障害者地域活動支援センターⅠ型事業委託	市単独の補助内容なし		2事業者
	逗子市				
	三浦市				
	葉山町				
湘南東部	藤沢市	地域活動支援センターⅠ型事業	人件費	4,593,000円	
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市障害者地域活動支援センター事業実施委託	家賃補助	2,400千円	2024年度予算額
	寒川町				
湘南西部	平塚市	専門職員配置補助(加算分のみ)	神奈川県各市町村障害者福祉推進事業補助金の専門職員配置補助(50万円)※に10万円加算対象としているもの ※保健師、看護師及び准看護師、理学療法士及び作業療法士等の配置に対する補助	10万円	補助対象費用が50万円を超えている1事業所に対して、加算して補助
	秦野市	一般社団法人 秦野市障害者地域生活支援推進機構	相談支援・ピアサポート事業・普及啓発・フリースペースの運営・その他	11,900,000円	精神障害者が対象
	伊勢原市				
	大磯町				
	二宮町				

市町村名		補助事業名	内容	委託・補助額	備考
県央	厚木市				
	大和市	地域活動支援センター運営事業委託	市町村単独の補助内容なし	23,023,000円	
	海老名市	地域活動支援センター事業	- 機能強化事業 - 地域交流事業 - 地域拠点事業 - 制度のはざま事業 - その他基礎的事業	26,170,000円	
	座間市	地域活動支援センター運営補助金	運営費(基礎的事業)	6,000,000円×1=6,000,000円	
	綾瀬市	精神障害者地域活動支援センター運営事業	精神障害者地域活動支援センター(I型:トライアングル)は、精神障がい者の交流の場として、生活支援、自立支援を行いながら、地域とつながりを持つ居場所としての役割を果たしている。 レクリエーションやプログラム活動を通じて支えあえる仲間との交流のほか、生活技術や健康に関する課題、複雑な家族問題、対人関係、当事者や家族の高齢化による生じる問題など、多岐にわたる相談に寄り添った個別支援を行っている。 センターでは、在宅の精神障がい者が安心して地域生活ができるようにするため、プログラム活動(調理、運動、制作等)、相談支援、フリースペースを提供し、居場所作りとリハビリ等、規則正しい生活、自立に向けての支援をする施設として、精神保健福祉士等の専門職員を配置している。	20,103千円	
	愛川町				
	清川村				
県西	小田原市				
	南足柄市				
	中井町	地域活動支援センター事業・相談支援運営委託事業	基礎的事業、強化機能事業、地域交流事業、地域拠点事業(足柄上地区1市5町の共同実施)(2017年12月1日より)	委託料を各町負担金として事務局へ支出	
	大井町				
	松田町	地域活動支援センター事業・相談支援事業・共同委託事業	基礎的・強化機能事業・地域交流事業。地域拠点事業ほか(足柄上地区1市5町の共同実施。2017年12月1日より) 総合的な相談支援事業・相談支援センター機能強化事業・居宅入居等支援事業(足柄上地区1市5町の共同実施。2017年12月1日より) 委託料を各町負担金として事務局へ支出 地域活動支援センター事業・相談支援事業運営委託	1市5町同様	
	山北町	地域活動支援センター事業・相談支援事業・共同委託事業	基礎的事業・強化機能事業・地域交流事業。地域拠点事業ほか(足柄上地区1市5町の共同実施・2017年12月1日より) 総合的な相談支援事業・相談支援センター機能強化事業・居宅入居等支援事業(足柄上地区1市5町の共同実施・2017年12月1日より)	委託料を各町負担金として事務局へ支出(地域活動支援センター事業・相談支援事業運営委託)	
	開成町	地域活動支援センター事業・相談支援事業・共同委託事業	基礎的事業・強化機能事業・地域交流事業。地域拠点事業ほか(足柄上地区1市5町の共同実施・2017年12月1日より) 総合的な相談支援事業・相談支援センター機能強化事業・居宅入居等支援事業(足柄上地区1市5町の共同実施・2017年12月1日より) 委託料を各町負担金として事務局へ支出 地域活動支援センター事業・相談支援事業運営委託	1,775,058円	
	箱根町				
	真鶴町				
	湯河原町				

生活介護

生活介護

市町村名		補助事業名	内容	備考
政令市	横浜市	体制整備支援事業	体制に係る国加算に3割上乘せ	
		重度重複障害者支援事業	身体1級・知的A1の利用者の利用日数に応じて補助	
	川崎市			
	相模原市	①相模原市民間障害福祉施設運営費助成事業 ②処遇困難者加算 ③重度障害者加算Ⅰ ④重度障害者加算Ⅱ ⑤重症心身障害者加算 ⑥送迎加算 ⑦機能訓練加算 ⑧入浴加算 ⑨医療従事者加算	①障害者に対するサービスの向上及び地域に不足する事業等を促進し、指定障害福祉サービス事業者が、質の高いサービスを障害者に提供できるよう、介護給付費又は訓練等給付費に加算して事業者に助成する。各加算の内容、要件等は以下のとおり。 ②障害支援区分が4以上または50歳以上で障害支援区分が3である利用者を受け入れた場合に加算(1日あたり29単位) ③障害支援区分が3以上で、認定調査項目のうち、行動関連項目の合計が9点中8点以上かつ、下記判定項目のいずれにおいても「毎日支援」に該当する利用者を受け入れた場合に加算(1日あたり297単位) ・自らを傷付ける行為 ・他人を傷付ける行為 ④障害支援区分が3以上で、認定調査項目のうち、行動関連項目の合計が9点中6点以上の利用者を受け入れた場合に加算(1日あたり60単位) ⑤児童相談所が重症心身障害者と認定した利用者を受け入れた場合に加算(1日につき582単位) ⑥民間施設等が送迎サービスをする場合に加算 ●重症心身障害者の送迎を実施した場合(片道50単位) ○介護給付費等による送迎加算(Ⅰ)の該当民間施設等(片道1人あたり23単位) ○介護給付費等による送迎加算(Ⅰ)の該当民間施設等(片道1人あたり23単位) ○介護給付費等による送迎加算(Ⅱ)の該当民間施設等を除く(片道1人あたり23単位) ○介護給付費等による送迎加算の該当民間施設等を除く(片道1人あたり23単位) ⑦作業療法士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、機能訓練士または言語聴覚士等のうち必要な職員を配置し、利用者(身体障害者に限る)に対し機能訓練を行った場合に加算(1日につき144単位) ⑧入浴サービスの提供をした場合に加算(1日につき22単位) ⑨常勤職員の開所日1日の勤務時間に年間開所日数を乗じたものを1とした場合の専門職員の配置が次のとおりの割合である場合に加算 (1)医師の年間延べ勤務時間が0.5以上の場合、または看護師の年間延べ勤務時間が1以上の場合(1日につき144単位) (2)看護師の年間延べ勤務時間が0.8以上の場合(1日につき72単位) (3)看護師の年間延べ勤務時間が0.6以上の場合(1日につき37単位)	①相模原市内の事業所に限る ②重度障害者加算及び重症心身障害者加算対象者は算定できない ⑥同一敷地内の施設入所支援を利用する者を除く ⑧施設入所支援、共同生活援助を利用する者を除く ⑨利用者が30名以下の事業に限る

市町村名		補助事業名	内容	備考
横須賀・三浦	横須賀市	① 民間社会福祉施設従事職員育成費補助金 ② 指定障害福祉サービス処遇費扶助事業	① 【事業の概要】 横須賀市内の障害福祉サービス事業のうち、下記の対象事業所に対して、週30時間を超える職員の賞与に要する経費を補助する。 【対象事業所】 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型。 【補助対象経費および基準額】 ・前期:17,000円×対象職員数 ・後期:23,000円×対象職員数 ② 横須賀市の障害福祉サービス受給者証の交付を受けた人で、市内の生活介護等事業所に通所している人に対し、送迎と入浴のサービスの市独自の加算	
	鎌倉市			
	逗子市	民間障がい者福祉施設整備等促進事業	民間障がい者福祉施設の通所者が安全、快適に作業等に取り組めるように職員の待遇改善及び施設の経営の健全化を図るため、当該事業者への運営費補助を行うもの。	
	三浦市			
	葉山町			
東湘部南	藤沢市			
	茅ヶ崎市			
	寒川町			
湘南西部	平塚市			
	秦野市			
	伊勢原市			
	大磯町			
	二宮町			
県央	厚木市			
	大和市			
	海老名市	無		
	座間市	なし		
	綾瀬市		・重度障がい者の受け入れによる看護師配置(3,129円/日)、介護業務(1,974円/日) ・作業に係る一日当たり単価を決め補助。	
	愛川町			
	清川村			
県西	小田原市			
	南足柄市			
	中井町			
	大井町			
	松田町			
	山北町			
	開成町			
	箱根町			
	真鶴町			
	湯河原町			

共同生活援助

共同生活援助

市町村名		補助事業名	内容	備考	補助給付
政令市	横浜市	グループホーム設置運営費補助事業	詳細につきましては、以下をご参照ください。 ①横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱(別表1・別表2) ②横浜市障害者グループホーム単独加算支給要綱(別表1・別表2・別表3) ③横浜市外障害者グループホーム単独加算支給要綱(別表1・別表2) ④横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱(別表1) ⑤横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱		国補足給付10,000円 + 横浜市障害者グループホーム単独加算支給要綱(別表2)をご参照ください。
	川崎市	①市単独加算 ②川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金 ・家賃等補助 ・賠償責任保険料補助 ③川崎市障害者グループホーム等新築・改修等事業補助金 ④川崎市障害者共同生活援助敷金等事業補助金	①別添「川崎市障害者共同生活援助運営費支弁基準」を参照 ②別添「川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金交付要綱」参照。 ・1住居あたり月額110,000円 ・1住居あたり年額 3,000円 ③別添「川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付要綱」を参照。 ④別添「川崎市障害者共同生活援助敷金等事業補助金交付要綱」を参照。		別添「川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金」により家賃等補助を実施
	相模原市	民間障害福祉施設等運営費助成事業	障害者に対するサービスの向上及び地域に不足する事業等を促進し、指定障害福祉サービス事業者が、質の高いサービスを障害者に提供できるよう、介護給付費又は訓練等給付費に加算して事業者に助成する。各加算の内容、要件等は以下のとおり。 ●重度障害者加算Ⅰ 障害程度区分が3以上で、認定調査項目のうち、行動関連項目の合計が9点中8点以上かつ、下記判定項目のいずれにおいても「毎日支援」に該当する利用者を受け入れた場合に加算(1人1日あたり304単位) ・自らを傷付ける行為 ・他人を傷付ける行為 ●重度障害者加算Ⅱ 障害程度区分が3以上で、認定調査項目のうち、行動関連項目の合計が9点中6点以上の利用者を受け入れた場合に加算(1人1日あたり62単位)	相模原市内の事業所に限る	
横須賀・三浦	横須賀市	①グループホーム設置運営事業補助金 ②指定グループホーム入居生活費扶助	① 【補助対象者】 市内に定員4人以上のグループホームを設置、運営する事業者。市外のグループホームは、本市が支給決定を行った者が入居し、グループホームが所在する市町村の補助制度がある場合に限る。【補助対象経費】 家賃または地代 ※補助額は入居者の家賃負担分に充てる【補助額】 1 市内グループホーム (1)家賃等の月額×1/2(上限10万円)×家賃等を支払った月数 ※市外の支給決定者が入居している場合は、当該額÷定員×市外入居者数を減額 (2)契約更新料の1/2(上限12万円) 2 市外グループホーム 「家賃等の月額×1/2(上限10万円)÷定員×本市支給決定入居者数×家賃等を支払った月数」または「当該所在市町村の補助基準等による補助金額」のいずれか低い額 ② 【対象】 市内に居住する者のうち、法第19条第1項の規定により共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定を受けたものが入居する指定グループホームとする。 【扶助費】 基本分と加算分からなる。 基本分は、対象者の障害支援区分とグループホームの世話人の配置によって1月あたりの額を定める。 加算分は、初期受入支援加算と上限額管理事務加算からなり、それぞれ1月あたりの額を定める。		国補足給付10,000円 + 補助額はグループホーム月額家賃により異なる

市町村名		補助事業名	内容	備考	補助給付
横須賀・三浦	鎌倉市	鎌倉市障害者グループホーム家賃助成	鎌倉市がグループホームの支給決定をして現に入居している利用者で家賃を滞納していない者(一部の利用者を除く)に対し、家賃を助成。 助成金額(月額) =(入居者が支払う家賃金額 - 特定障害者給付費10,000円)×1/2(8,000円上限)		国補足給付10,000円 + 8,000円
	逗子市	民間障がい者福祉施設整備等促進事業	共同生活援助施設に入居する障がい者の自立生活を促進するため、グループホームの家賃の一部を助成する。対象者は逗子市が援護している者で、市内外のグループホームに入居する者。助成する金額は以下のとおり。 ①市民税課税世帯 家賃月額に2分の1を乗じた額で20,000円を限度とする。100円未満の端数は切り捨て。 ②市民税非課税世帯 家賃金額から法の助成額を引いた額で15,000円を限度とする。100円未満の端数は切り捨て。 ③生活保護受給世帯 生活保護住宅扶助の上限を超えた家賃金額に2分の1を乗じた額で、15,000円を上限とする。100円未満の端数は切り捨て。		国補足給付10,000円 + 非課税 上限15,000円課税 上限20,000円
	三浦市				国補足給付10,000円
	葉山町				国補足給付10,000円 + 10,000円
湘南東部	藤沢市	藤沢市障がい者グループホーム等家賃助成金支給事業	グループホーム等に入居する障がい者の自立を促進することを目的として、家賃を助成する		国補足給付10,000円 + 上限10,000円
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市グループホーム利用者家賃助成金	対象者の入居するグループホーム対し、家賃額に応じて月10,000円を上限として支給		国補足給付10,000円
	寒川町				国補足給付10,000円
湘南西部	平塚市	平塚市障がい者グループホーム家賃助成金支給	・特定障害者特別給付費(補足給付)支給対象者 家賃月額の1/2から補足給付を引いた額で、上限10,000円/月 ・特定障害者特別給付費(補足給付)支給対象でない者 家賃月額の1/2で、上限15,000円/月 ・障がい者施設又は精神科医療機関に1年以上入所又は入院していた者が退所又は退院してグループホームに入居する場合 1年に限り、家賃月額の1/2で、補足給付支給対象者は上限25,000円/月、補足給付支給対象でない者は上限30,000円/月		国補足給付10,000円 + 10,000円
	秦野市	秦野市障害者グループホーム家賃助成金	【対象者】 本市援護者、家賃を滞納していない者 ※ ただし、生活保護受給者、課税対象者、地域生活サポート事業(グループホーム利用者地域支援事業)対象者を除く。 【支給額】 グループホームの家賃月額(入居する期間が1か月に満たない場合は、月額をその月の日数で除して得た額に入居日数に乗じて得た額)から特定障害者特別給付費を控除した額に2分の1を乗じた額を支給。ただし、月額10,000円を上限とする。 【支給方法】 偶数月の5日までにグループホームの長から提出される入居者状況報告書(その月の前2か月分)を確認後、提出のあった月の月末までに申請者の口座に振込み。		国補足給付10,000円 + 上限10,000円
	伊勢原市				国補足給付10,000円 + 上限額20,000円から国補足給付額を引いた金額
	大磯町				国補足給付10,000円 + 10,000円
	二宮町				国補足給付10,000円

市町村名		補助事業名	内容	備考	補助給付
県 央	厚木市	厚木市障害者グループホーム家賃助成	市の援護によりグループホームに入居する者(地域生活サポート事業におけるグループホーム利用者地域支援事業の対象者及び体験的な利用者、生活保護受給者を除く。)が負担すべきグループホームの家賃(食費、光熱水費、日用品費、共益費等を除く。)に対し、月額20,000円を限度に助成。ただし、入居者が市民税非課税世帯に属する者であって、障害者自立支援法第34条に基づく特定障害者特別給付費として、月額10,000円の補足給付費の支給を受ける場合においては、月額10,000円を限度とする。		国補足給付10,000円 + 10,000円
	大和市				国補足給付10,000円 + 10,000円
	海老名市	海老名市グループホーム等家賃助成金支給事業	グループホーム等の家賃に対し下記の額を上限として助成金を支給 補足給付対象外の者:20,000円/月 補足給付対象者:17,500円/月		国補足給付10,000円 + 1,7500円
	座間市	座間市グループホーム家賃助成事業	入居者が負担すべきグループホームの家賃(管理費・共益費は除く)を一人につき月20,000円を限度として助成。ただし、入居者が法に基づく家賃助成制度の対象者である時は、一人につき10,000円を限度とする。月の中途に入退去した場合は、その日数で日割り計算とする。生活保護受給者は対象外。		国補足給付10,000円 + 10,000円
	綾瀬市				課税のある方→上限20,000円 非課税の方→上限10,000円
	愛川町				国補足給付10,000円 + 上限10,000円
	清川村				①特定障害者特別給付(補足給付)支給対象者:家賃月額1/2から補足給付を引いた額で、上限10,000円/月。②特定障害者特別給付費(補足給付)支給対象で無い者:家賃月額1/2で、上限20,000円/月。
県 西	小田原市				国補足給付10,000円 + 家賃額によって異なる
	南足柄市				国補足給付10,000円
	中井町				国補足給付10,000円 + 家賃相当額の1/2の額。ただし、月額上限10,000円
	大井町				国補足給付10,000円
	松田町				国補足給付10,000円
	山北町				国補足給付10,000円 + 3万円or家賃の1/2のいずれかの少ない方
	関成町				国補足給付10,000円
	箱根町				国補足給付10,000円
	真鶴町				国補足給付10,000円
	湯河原町				国補足給付10,000円

就労移行支援

就労移行支援

市町村名		補助事業名	内容	備考
政令市	横浜市	体制整備支援事業	体制に係る国加算に3割上乘せ	
	川崎市	市単独加算	別紙「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準」を参照。	
	相模原市	①民間障害福祉施設等運営費助成事業 ②処遇困難者加算 ③重症心身障害者加算 ④送迎加算 ⑤機能訓練加算 ⑥栄養管理体制加算 ⑦就労移行支援体制加算	①障害者に対するサービスの向上及び地域に不足する事業等を促進し、指定障害福祉サービス事業者が、質の高いサービスを障害者に提供できるよう、介護給付費又は訓練等給付費に加算して事業者に助成する。各加算の内容、要件等は以下のとおり。 ②身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1及びA2、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の利用者を受け入れた場合に加算(1日につき29単位) ③児童相談所が重症心身障害者と認定した利用者を受け入れた場合に加算(1日につき582単位) ④民間施設等が送迎サービスをする場合に加算 ○介護給付費等による送迎加算(Ⅰ)の該当民間施設等(片道1人あたり13単位) ○介護給付費等による送迎加算(Ⅱ)の該当民間施設等を除く(片道1人あたり13単位) ○介護給付費等による送迎加算の該当民間施設等を除く(片道1人あたり13単位) ●重症心身障害者の送迎を実施した場合(片道50単位) ⑤作業療法士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、機能訓練士または言語聴覚士等のうち必要な職員を配置し、利用者(身体障害者に限る)に対し機能訓練を行った場合に加算(1日につき144単位) ⑥栄養士を常勤換算1以上配置する場合に加算(1日につき33単位) ⑦介護給付費等の基本報酬の定着率に応じて、下記の区分に該当する場合に加算 ●5割以上の場合(1日につき33単位) ●4割以上5割未満の場合(1日につき22単位) ●3割以上4割未満の場合(1日につき11単位)	①相模原市内の事業所に限る ④同一敷地内の施設入所支援を利用する者を除く ⑥施設入所支援に関して同加算を算定する者を除く
横須賀・三浦	横須賀市	民間社会福祉施設従事職員育成費補助金	【事業の概要】 横須賀市内の障害福祉サービス事業のうち、下記の対象事業所に対して、週30時間を超える職員の賞与に要する経費を補助する 【対象事業所】 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型 【補助対象経費および基準額】 ・前期:17,000円×対象職員数 ・後期:23,000円×対象職員数	
	鎌倉市	鎌倉市障害者訓練等給付事業所家賃助成	小規模事業所から移行した事業所を対象として、1施設に対し1か月あたり家賃等の月額額の2/3の額(ただし、100,000円を限度とする)を助成	
	逗子市			
	三浦市			
	葉山町			

市町村名		補助事業名	内容	備考
東湘 部南	藤沢市			
	茅ヶ崎市			
	寒川町			
湘南 西部	平塚市			
	秦野市	無		
	伊勢原市			
	大磯町			
	二宮町			
県央	厚木市			
	大和市			
	海老名市	無		
	座間市	なし		
	綾瀬市			
	愛川町			
	清川村			
県西	小田原市			
	南足柄市			
	中井町			
	大井町			
	松田町			
	山北町			
	開成町			
	箱根町			
	真鶴町			
	湯河原町			

就労定着支援

就労定着支援

市町村名		補助事業名	内容	備考
市 政 令	横浜市			
	川崎市			
	相模原市	なし		
・横 三須 浦賀	横須賀市	なし		
	鎌倉市			
	逗子市			
	三浦市			
	葉山町			
東湘 部南	藤沢市			
	茅ヶ崎市			
	寒川町			
西湘 部南	平塚市			
	秦野市	無		
	伊勢原市			
	大磯町			
	二宮町			
県 央	厚木市			
	大和市			
	海老名市	無		
	座間市	なし		
	綾瀬市			
	愛川町			
	清川村			
県 西	小田原市			
	南足柄市			
	中井町			
	大井町			
	松田町			
	山北町			
	関成町			
	箱根町			
	真鶴町			
	湯河原町			

就労継続支援A型

就労継続支援A型

市町村名		補助事業名	内容	備考
政令市	横浜市			
	川崎市	市単独加算	別紙「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準」を参照	
	相模原市	①民間障害福祉施設等運営費助成事業 ②処遇困難者加算 ③重症心身障害者加算 ④送迎加算 ⑤機能訓練加算 ⑥栄養管理体制加算 ⑦就労移行支援体制加算	①障害者に対するサービスの向上及び地域に不足する事業等を促進し、指定障害福祉サービス事業者が、質の高いサービスを障害者に提供できるよう、介護給付費又は訓練等給付費に加算して事業者に助成する。各加算の内容、要件等は以下のとおり。 ②身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1及びA2、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の利用者を受け入れた場合に加算(1日につき29単位) ③児童相談所が重症心身障害者と認定した利用者を受け入れた場合に加算(1日につき582単位) ④民間施設等が送迎サービスをする場合に加算 ○介護給付費等による送迎加算(Ⅰ)の該当民間施設等(片道1人あたり13単位) ○介護給付費等による送迎加算(Ⅱ)の該当民間施設等を除く(片道1人あたり13単位) ○介護給付費等による送迎加算の該当民間施設等を除く(片道1人あたり13単位) ●重症心身障害者の送迎を実施した場合(片道50単位) ⑤作業療法士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、機能訓練士または言語聴覚士等のうち必要な職員を配置し、利用者(身体障害者に限る)に対し機能訓練を行った場合に加算(1日につき144単位) ⑥栄養士を常勤換算1以上配置する場合に加算(1日につき33単位) ⑦介護給付費等の就労移行支援体制加算を算定している場合に加算(1日につき16単位)	①相模原市内の事業所に限る ④同一敷地内の施設入所支援を利用する者を除く ⑥施設入所支援に関して同加算を算定する者を除く
横須賀・三浦	横須賀市	民間社会福祉施設従事職員育成費補助金	【事業の概要】 横須賀市内の障害福祉サービス事業のうち、下記の対象事業所に対して、週30時間を超える職員の賞与に要する経費を補助する 【対象事業所】 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型 【補助対象経費および基準額】 ・前期:17,000円×対象職員数 ・後期:23,000円×対象職員数	
	鎌倉市	鎌倉市障害者訓練等給付事業所家賃助成 鎌倉市障害者雇用奨励金	小規模事業所から移行した事業所を対象として、1施設に対し1か月あたり家賃等の月額2/3の額(ただし、100,000円を限度とする)を助成 雇用した知的障害者または精神障害者1人につき月額7,500円(1日4時間以上、1月16日以上勤務した月のみ、給与月額を上限とする)を支給	
	逗子市			
	三浦市			
	葉山町			

市町村名		補助事業名	内容	備考
東湘 部南	藤沢市			
	茅ヶ崎市			
	寒川町			
湘南 西部	平塚市			
	秦野市	無		
	伊勢原市			
	大磯町			
	二宮町			
県央	厚木市			
	大和市			
	海老名市	無		
	座間市	なし		
	綾瀬市			
	愛川町			
	清川村			
県西	小田原市			
	南足柄市			
	中井町			
	大井町			
	松田町			
	山北町			
	関成町			
	箱根町			
	真鶴町			
	湯河原町			

就労継続支援B型

就労継続支援B型

市町村名		補助事業名	内容	備考
政令市	横浜市	体制整備支援事業	体制に係る国加算に3割上乘せ	
	川崎市	市単独加算	別紙「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準」を参照	
	相模原市	①民間障害福祉施設等運営費助成事業 ②処遇困難者加算 ③重症心身障害者加算 ④送迎加算 ⑤機能訓練加算 ⑥栄養管理体制加算 ⑦就労移行支援体制加算 ⑧工賃向上加算	①障害者に対するサービスの向上及び地域に不足する事業等を促進し、指定障害福祉サービス事業者が、質の高いサービスを障害者に提供できるよう、介護給付費又は訓練等給付費に加算して事業者に助成する。各加算の内容、要件等は以下のとおり。 ②身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1及びA2、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の利用者を受け入れた場合に加算(1日につき29単位) ③児童相談所が重症心身障害者と認定した利用者を受け入れた場合に加算(1日につき582単位) ④民間施設等が送迎サービスをする場合に加算 ○介護給付費等による送迎加算(Ⅰ)の該当民間施設等(片道1人あたり13単位) ○介護給付費等による送迎加算(Ⅱ)の該当民間施設等を除く(片道1人あたり13単位) ○介護給付費等による送迎加算の該当民間施設等を除く(片道1人あたり13単位) ●重症心身障害者の送迎を実施した場合(片道50単位) ⑤作業療法士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、機能訓練士または言語聴覚士等のうち必要な職員を配置し、利用者(身体障害者に限る)に対し機能訓練を行った場合に加算(1日につき144単位) ⑥栄養士を常勤換算1以上配置する場合に加算(1日につき33単位) ⑦介護給付費等の就労移行支援体制加算を算定している場合に加算(1日につき16単位) ⑧前年度から前3年間における平均工賃が、前々年度の全国平均を上回っている場合(1日につき25単位)	①相模原市内の事業所に限る ④同一敷地内の施設入所支援を利用する者を除く ⑥施設入所支援に関して同加算を算定する者を除く
横須賀・三浦	横須賀市	民間社会福祉施設従事職員育成費補助金	【事業の概要】 横須賀市内の障害福祉サービス事業のうち、下記の対象事業所に対して、週30時間を超える職員の賞与に要する経費を補助する 【対象事業所】 生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型 【補助対象経費および基準額】 ・前期:17,000円×対象職員数 ・後期:23,000円×対象職員数	
	鎌倉市	鎌倉市障害者訓練等給付事業所家賃助成	小規模事業所から移行した事業所を対象として、1施設に対し1か月あたり家賃等の月額額の2/3の額(ただし、100,000円を限度とする)を助成	
	逗子市			
	三浦市			
	葉山町			

市町村名		補助事業名	内容	備考
東湘 部南	藤沢市			
	茅ヶ崎市			
	寒川町			
湘 南 西 部	平塚市			
	秦野市	無		
	伊勢原市			
	大磯町			
	二宮町			
県 央	厚木市			
	大和市			
	海老名市	海老名市障害福祉サービス事業所家賃補助金交付事業	地域作業所から法内移行を実施した指定障がい福祉サービス事業所に対して、月10万円を上限として家賃補助を行います。	
	座間市	なし		
	綾瀬市			
	愛川町			
	清川村			
県 西	小田原市			
	南足柄市			
	中井町			
	大井町			
	松田町			
	山北町			
	開成町			
	箱根町			
	真鶴町			
	湯河原町			

市町村補助事業 その他

その他

市町村名		補助事業名	内容	備考
政令市	横浜市			
	川崎市	市単独加算	別紙「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準」を参照	
	相模原市	障害福祉サービス負担上限月額軽減制度	障害福祉サービスの利用にかかる負担上限月額がある方のうち、所得税が非課税である場合等に負担上限月額の一部を助成し、利用者の負担を軽減するもの。	
横須賀・三浦	横須賀市	①障害者職場定着支援事業補助金 ②地域活動支援センター・障害者地域作業所運営費等補助 ③障害福祉サービス事業移行支援補助金 ④障害福祉サービス事業運営安定資金貸付 ⑤障害者相談サポートセンター事業	①一般就労した障害者に職場定着支援を実施する障害福祉サービス事業所等に対する補助 ②1運営費補助金 2特別奨励補助金(職員の処遇改善) 3家賃等補助金 4健康診断料補助金 5整備費補助金 1、2の項目について、施設利用者の人数に基づく階層により、補助額を決定している。 3、4、5については実績に基づき補助を行っている。 ③指定障害福祉サービス事業へ移行する地域活動支援センター等に対し、移行の際に必要な開設準備経費を補助する(上限400万円)。 ④指定障害福祉サービス事業へ移行する地域活動支援センター等に対し、事業所の開設時に限り、運営資金貸付を行う制度(上限250万円)。 ⑤障害者相談支援事業受託事業所が、フリースペースを設置。(2カ所) 補助額:67,606,000円	
	鎌倉市	鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金 鎌倉市障害者就労移行支援金	市内に就労移行支援事業所または就労継続支援事業所を開設する法人に対し、1事業所につき、工事費等の経費の2/3以内の額(ただし1,000,000円を限度とする。)を助成 市内に住所があり、次に掲げる要件をすべて満たしている障害のある人に対し、10万円(1人1回限り)を給付 ・鎌倉市から就労移行支援または就労継続支援の給付を受けていた期間が連続して3か月以上 ・就労移行支援または就労継続支援から一般就労に移行するための空白期間が3か月以内 ・一般就労期間が同一の事業所で連続して6か月以上 ・生活保護を受給していない ・市税等を滞納していない	
	逗子市	知的障害者等雇用促進事業	在宅の知的障がい者又は精神障がい者(以下「知的障がい者等」)の雇用を促進し、就労の定着を図るために常時雇用する事業主に対して報償金を支給するもの。 〈対象事業主〉 市内に住所を有する知的障がい者等を3か月以上雇用する市内外の事業主で次の要件どちらかを満たすもの。 (1)常時雇用する労働者が100人以下で、障害者雇用納付金の対象とならない事業者 (2)就労継続支援A型事業所で次の要件をすべて満たすもの ①勤務について原則1日4時間以上かつ10日以上であること ②雇用契約を結んでいること ③報償金は知的障がい等の給与に充当すること ④神奈川県最低賃金相当額を確保すること。 〈支給金額〉 雇用した知的障がい者等一人につき月額30,000円を四半期毎に支給する。	

市町村名		補助事業名	内容	備考
東 湘 部 南	三浦市			
	葉山町			
	藤沢市			
	茅ヶ崎市			
	寒川町			
湘 南 西 部	平塚市			
	秦野市	無		
	伊勢原市			
	大磯町			
	二宮町			
県 央	厚本市			
	大和市			
	海老名市	無		
	座間市	緊急対応加算	緊急時が発生した当日に短期入所及び居宅介護を利用した場合に、短期入所は1泊あたり5万円、居宅介護は30分あたり1,250円の支給をしている。事前に市への連絡は必須している。	
	綾瀬市	就労相談	27年度から開始した事業で、毎週火曜日に専門相談支援員を配置し、障害者の就労相談支援事業として開始した事業である。平成30年度からは離職を防止するために就労後の定着支援として週2日、就労後のフォローとして、勤務先や障がい者と連絡を取りながら、職場での勤務状況や体調など聞きながら、離職しないよう定期的にフォローを行っている。 相談内容としては、相談者の意向により本人が希望する職業に就職できるようハローワークへの同行や企業見学、場合によっては採用面接に同行したりと、一人では就職活動が進まない相談者に対する就労相談を行っている。併せて就職後も就労が定着するように定期的な連絡や訪問による継続的な支援を行っている。 継続的な支援を行っている方の中でも利用回数が多い方(知的障がい者)では年間、20回から30回程度の支援を行っている。	
	愛川町			
	清川村			
	小田原市			
	南足柄市			
	中井町			
県 西	大井町			
	松田町			
	山北町	障害者福祉的就労協力事業所補助金	町内に住所を有する公的評価判定機関(県職業相談等)により一般就労することが困難とされる知的障害者を雇用している事業所に対し、奨励金を交付するもの。	
	関成町			
	箱根町			
	真鶴町			
	湯河原町			

神奈川県との事業

障害者地域生活サポート事業所数 ●＝実施

市町村名		地域生活移行促進			在宅支援				地域社会参加支援		就労等支援	地域生活個別支援							決算予算	
		グループホーム等地域生活移行推進	自立生活訓練等支援	成人サービス移行促進	単独型短期入所促進	短期入所利用促進	医療的ケア訪問支援	在宅障害者緊急通報システム	地域交流等支援	地域防災拠点	通所体験	生活環境改善支援	特別支援支援	重度重複障害者個別支援	行動障害者支援	医療的ケア支援	遷延性意識障害者個別支援	2023年決算額(円)	2024年予算額(円)	
政令市	横浜市													9	3	1	1	22,756,600	23,781,000	
	川崎市																			
	相模原市																			
横須賀・三浦	横須賀市												20	23	6	4	97,910,700	127,641,300		
	鎌倉市				1	1		1					1		1		14,062,000	16,164,000		
	逗子市				3	1				4			2				1,058,150	797,300		
	三浦市												1				144,000	309,000		
	葉山町				1									2		1	630,300	699,000		
湘南東部	藤沢市	2	0			1	0	0		5	50			8		6		50,084,151	52,628,250	
	茅ヶ崎市				3	1			2	4				19		8		44,724,656	48,313,500	
	寒川町					1		1						7	1	2		9,087,000	11,009,000	
湘南西部	平塚市				1	1			0	2	0			10	4	4	3	59,747,000	73,858,906	
	秦野市	1	●	●	2	1	●	●	3	6	3	1	●	8	3	2	●	14,247,000	17,503,000	
	伊勢原市	1				1			2	2	4	1		6	1	4		6,805,000	8,115,000	
	大磯町				1											●		29,000	150,000	
	二宮町					1			1									0	187,000	
県央	厚木市	0		0	2		1	0	5	8	9	0	0	11	3	1	1	28,104,000	45,208,500	
	大和市				●	●		●		●		●				●		18,677,290	28,234,580	
	海老名市								1	1		2		9 (※)				20,289,000	20,997,000	
	座間市				●	●						●						12,783,000	16,056,000	
	綾瀬市				2				2	3		3						5,284,000	5,829,000	
	愛川町																			
	清川村									1								600,000	600,000	
県西	小田原市					1									18			25,520,300	30,916,200	
	南足柄市									2				6	7			12,407,800	19,838,700	
	中井町																			
	大井町					1								3	1			1,630,000	2,703,000	
	松田町														2			0	739,200	
	山北町																			
	開成町					1									1			129,600	4,424,000	
	箱根町					1												1,304,100	1,555,000	
	真鶴町																			
湯河原町					●												357,000	750,000		

※：海老名市内のみ。

市町村名		設置費		運営費			居住支援費	個別支援費					体制整備促進費			決算予算	
		基本分	初度調弁	成人サービス移行促進	初期受入支援加算	上限管理事務加算	移行者家賃支援費	特別支援費	重度重複障害者個別支援費	行動障害者支援費	医療的ケア支援費	遷延性意識障害者個別支援費	グループホーム介護支援費	常勤支援員配置促進費	体験利用促進費	2023年決算額(円)	2024年予算額(円)
政令市	横浜市																
	川崎市																
	相模原市																
横須賀・三浦	横須賀市	14 (※1)		53	53	53										(設置費) 10,703,000 (運営費) 31,882,490	(設置費) 5,000,000 (運営費) 26,623,426
	鎌倉市	0 (※2)	0 (※2)	27 (※2)	14 (※2)									1 (※2)		13,709,000	24,665,000
	逗子市	1	0	23	6	0										4,000,060	3,170,735
	三浦市			17	7									1		6,293,161	5,400,000
	葉山町		0(※3)	5	2				1	1						6,897,703	7,678,000
湘南東部	藤沢市	0	3	57	37	2	25							28		56,337,398	83,974,115
	茅ヶ崎市	1	1	51	23		14								0	21,173,645	30,410,030
	寒川町			16	9	1								1		4,004,000	3,571,000
湘南西部	平塚市	0	0	54	26				1							27,812,000	52,798,841
	秦野市	●	1	27	5	●	●	●	2	1	●	●	●	3	●	23,346,847	19,827,508
	伊勢原市		1	27	8		16							16		7,534,000	10,129,000
	大磯町			7	0											2,328,000	3,000,000
	二宮町		1	22	5											2,409,000	2,437,000
県央	厚木市	0	3	25	11	0	1	0	1	2	0	0		10	3	16,689,000	24,321,000
	大和市		●	●	●	●	●							●		23,366,009	27,153,942
	海老名市		0(※4)	13	2		3(※5)		1(※6)						0(※4)	(予算額) 4,532,000	5,015,000
	座間市	●	●	●	●		●									11,171,000	24,780,000
	綾瀬市		1	●	●		4									2,047,000	2,568,000
	愛川町		1(※7)													0	500,000
	清川村			1												0	0
県西	小田原市	0	0	60	●		7									18,609,515	10,288,400
	南足柄市		0	13	4	0										2,799,465	2,876,000
	中井町			7	3											1,019,014	1,204,000
	大井町			6	3											1,037,000	1,881,000
	松田町			8	4											1,452,380	1,895,808
	山北町			3	●		●			●							
	開成町			●	●	●										0	1,309,000
	箱根町			4	1	0										2,322,390	2,200,000
	真鶴町			2	0	0										307,272	286,518
	湯河原町			8	3											2,240,000	2,724,000

※1：新規開設、増設時の補助。改修は対象外。補助対象経費に備品購入費も含まれる。
 ※2：R6年度実績(～9.30)
 ※3：R4年度に1か所。R5、R6年度は対象なし
 ※4：実績なし

※5：R6.12現在市外含む
 ※6：海老名市内のみ
 ※7：令和6年度

障害者地域活動支援センターの事業費補助 事業所数

市町村名		実施	地域拠点事業			フレキシブル事業									運営基盤安定化事業
			地域ネットワーク事業	地域交流事業	地域拠点事業	専門職配置事業	制度のほご対応事業	重度障害者対応事業	インターンシップ等事業	自立訓練事業	一時利用事業	時間延長事業	休日開所事業	ピアサポート事業	会計事務委託料等
政令市	横浜市														
	川崎市														
	相模原市														
横須賀・三浦	横須賀市														
	鎌倉市	●	8	9	8	7	3	8	3	3	7	6	7	1	8
	逗子市	●		3	3	2	2	3							1
	三浦市	●	1	3	1	3	1	3	1			2	3	1	3
	葉山町	●	1	1	1	1	1	1			1		1	1	
湘南東部	藤沢市	●	5	5	5	1	0	4	5	0	0	0	0	0	4
	茅ヶ崎市	●	7 (※1)	7 (※1)	7 (※1)	2 (※1)	2 (※1)	6 (※1)	5 (※1)	0 (※1)	5 (※1)	3 (※1)	4 (※1)	3 (※1)	
	寒川町	●	1	1											
湘南西部	平塚市	●	11	13	16	5		19							16
	秦野市														
	伊勢原市	●	2	2	2	2		2					2		2
	大磯町														
	二宮町														
県央	厚木市	●	5	5	5	3	0	5	1	2	0	5	4	0	5
	大和市	●	1	1	1	1	1	1				1			1
	海老名市	●	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	座間市	●	4	4	4	2	1	3	1	0	0	1	2	2	3
	綾瀬市	●	2	2	2	1	2					1			2
	愛川町														
	清川村														
県西	小田原市	●	6 (※2)	7 (※2)	7 (※2)	2 (※2)	3 (※2)	5 (※2)	2 (※2)	1 (※2)	3 (※2)	0 (※2)	5 (※2)	1 (※2)	7 (※2)
	南足柄市	●		1	1		1	1							1
	中井町														
	大井町														
	松田町														
	山北町														
	開成町														
	箱根町	●			1										
	真鶴町														
	湯河原町														

※1：2024年度契約時

※2：令和6年度4月時点での今年度実施予定数

障害者優先調達推進法

障害者優先調達推進法状況

市町村名		調達目標額の有無	2023年度の事業決算額（円）	2024年度の事業予算額（円）
政令市	横浜市	有	464,820,685	464,820,685を上回る
	川崎市	有	57,500,000	60,000,000
	相模原市	有	11,870,026	11,870,026
横須賀・三浦	横須賀市	有	6,144,052	6,800,000円以上
	鎌倉市	有	2,254,314	3,000,000
	逗子市	有	7,457,871	7,500,000
	三浦市	有	1,154,040	1,154,040
	葉山町	有	2,402,205	1,500,000
湘南東部	藤沢市	有	10,451,082	11,496,000
	茅ヶ崎市	有	3,321,846	3,300,000
	寒川町	有	2,928,300	2,800,000
湘南西部	平塚市	有	9,771,068	前年度の実績額以上
	秦野市	有	243,000	前年度決算額以上
	伊勢原市	有	418,550	前年度実績額を上回る
	大磯町	有	1,407,204	1,128,000
	二宮町	有	600,113	前年度の実績を上回ることを目標とする
県央	厚木市	有	9,395,573	10,000,000
	大和市	無		
	海老名市	有	7,364,130	前年度以上
	座間市	無		
	綾瀬市	無		
	愛川町	有	97,900	不明
	清川村	無		
県西	小田原市	有	1,824,000	1,400,000
	南足柄市	無		
	中井町	有	88,980	357,000
	大井町	無		
	松田町	無		
	山北町	無		
	開成町	有	243,435	391,000
	箱根町	無		
	真鶴町	無		
	湯河原町	有	100,000	100,000

障害者差別解消法

障害者差別解消法

市町村名		設置検討の有無	取り組み状況
政令市	横浜市	設置している	2016年より設置済
	川崎市	設置している	・リーフレットやチラシを作成し、区役所や関係機関等にて配布 ・市ホームページにて、制度概要や相談窓口、上記パンフレット等を周知 ・障害福祉関係事業者へ開設前説明会や集団指導の場において説明 ・その他、民間事業者向けの周知や市職員向け研修などにより、法の理解促進を図っている。
	相模原市	設置している	障害者差別解消法の施行後、障害者差別解消支援地域協議会を設置したほか、相模原市障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定している。また、法律の周知のためにパンフレット等を作成し、市のイベント等で配布するほか、障害者週間に合わせた「心の輪を広げる体験作文」の展示とホームページへの掲載、津久井やまゆり園事件の日(7月26日)に合わせた図書館の資料展示、外部講師を招いての職員向け研修を実施している。
横須賀・三浦	横須賀市	設置を検討している	合理的配慮の民間企業等における義務化についてホームページに掲載したり、商工会議所を通じて啓発を行ったりしている。
	鎌倉市	設置している	年間約2回協議会を開催し、障害を理由とする差別の事例共有や、差別の解消に資する取組等について協議している。
	逗子市	設置している	逗子市障がい者差別解消支援地域連絡会を設置。地域における関係機関等のネットワークを構築し、事例収集を行い地域の差別解消への取り組みを行っている。
	三浦市	設置している	
	葉山町	設置している	自立支援協議会に設置している。
湘南東部	藤沢市	設置している	
	茅ヶ崎市	設置している	●R3の法改正により、令和6年度より一般事業者の障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化された。当市では「みんなにやさしいお店ちがさき」事業を展開し、合理的配慮に関する3つの項目に宣誓した店舗等に「みんなにやさしいお店ちがさき」ステッカーを配布し掲示してもらっている。宣誓店舗等の情報は、「ちがさき障がい者支援アプリ」内の「みんなにやさしいマップ」に掲載し、市民に公開している。 ●障害者差別解消支援地域協議会は年間2～3回程度開催しており、令和6年度は差別解消に関する相談事例等を委員間で共有することにより差別解消について課題や対応方法の共有を図ったり、市の取り組みについて意見交換、検討を行っている。 ●毎年12月3～9日の「障害者週間」に合わせて障がい理解啓発のためのイベント開催。令和6年度は障がい者の就労を支援する店舗とのコラボ企画や、「みんなにやさしいマップ」宣誓店舗等の紹介展示等を実施。 ●毎年、差別解消に係る市民向け講演会を実施。
	寒川町	設置している	・H27年度以降、職員向けの研修を毎年実施。 ・H29.4.1寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を制定。 ・R6.4.1改定 ・R6町職員に動画視聴研修を実施。協議会委員にアンケートを実施。 ・啓発活動として、広報・町ホームページ・自治会の回覧・寒川総合図書館での企画展示の実施・のぼり旗を作成し、イベントで活用するなど、必要に応じて実施している。

市町村名		設置検討の有無	取り組み状況
湘南西部	平塚市	設置している	(障害者差別解消支援地域協議会) ・湘南西部障害保健福祉圏域の3市2町(平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町)にて、「湘南西部圏域障害者差別解消支援地域協議会」を設置 (取組み内容) 職員研修、事例収集、各市町における事例報告広報活動・啓発活動 等
	秦野市	設置している	湘南西部保健福祉圏域の平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の3市2町が共同で設置している。地域協議会、ワーキングチームを実施して、各市町で普及啓発活動に取り組んでいる。
	伊勢原市	設置している	湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会を圏域の市町(平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町)で設置(H28) ・湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会設置・運営指針を策定(H28) ・伊勢原市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、伊勢原市職員対応要領に係る留意事項を策定(H28)全職員へ対応要領に関する周知 ・市新採用職員研修の実施 ・湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会で研修会、フォーラムの開催
	大磯町	設置している	湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会として、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町で共同設置している。
	二宮町	設置している	湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会として、平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町にて共同設置。
県央	厚木市	設置を検討していない	障害者総合支援法に規定する厚木市障害者協議会を活用している。
	大和市	設置を検討していない	毎年12月に障害者週間にあわせて、「障害者差別解消法に関する講演会」を開催しています。
	海老名市	設置している	自立支援協議会の下部組織として設置し、定期的に協議会を開催しています。
	座間市	設置している	地域自立支援協議会内に障がい者差別解消支援協議会の役割及び機能を持たせた権利擁護部会を設置している。
	綾瀬市	設置を検討している	
	愛川町	設置を検討していない	
	清川村	設置している	精神保健事業連絡会、清川村障がい者協議会と兼ねている。
県西	小田原市	設置している	実施している取組み内容 << 協議会 >> ・関係機関等が対応した相談に係る事例の共有 ・障害者差別に関する相談体制の整備 ・障害者差別の解消に資する取組の共有 ・分析 ・障害者差別の解消に資する取組の周知 ・発信や障害特性の理解のための研修 ・啓発 << 職員向け >> ・障がい理由とする差別の解消の推進に関する小田原市対応要領の策定 ・新人職員向けに障害者差別解消法と合理的配慮についての研修を実施 << 市民向け >> ・個別相談への対応 ・合理的配慮の提供をするための費用の助成
	南足柄市	設置を検討していない	
	中井町	設置している	足柄上地区1市5町で共同設置
	大井町	設置を検討していない	
	松田町	設置を検討していない	
	山北町	設置を検討していない	圏域で設置している自立支援協議会にて協議を行う予定としている。
	開成町	設置を検討していない	協議会の設置はないが、庁内で職員研修を毎年実施している。
	箱根町	設置している	小田原市・足柄下郡圏域で設置
	真鶴町	設置している	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会にて障害者差別解消法への理解促進、事例共有、普及啓発に取り組んでいる。
	湯河原町	設置している	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町自立支援協議会権利擁護部会

市町村独自の物価高騰対策の助成

市町村独自の物価高騰対策の助成

市町村名		市町村単独で実施している補助・助成等
政令市	横浜市	障害福祉サービス事業所以外に、市単独事業を実施する事業所に対し障害福祉施設等物価高騰支援金を交付しています。
	川崎市	
	相模原市	令和6年度においては、高齢・障害者施設等物価高騰緊急対策支援事業に係る予算を9月補正予算にて承認され、今後、申請受付の開始時期等が決まり次第、各法人等に周知させていただく予定となっております。 なお、本事業は神奈川県からの補助を受け実施するもので、神奈川県との制度と同様のものとなっております。 ※令和4年度及び令和5年度においても同様事業を実施しており神奈川県との制度に上乗せする形で、本市独自支援も行っております。
・横須賀市	横須賀市	補助金の交付
	鎌倉市	令和5年度は鎌倉市社会福祉施設等物価高騰対応支援金(障害分)の支給実施していましたが、令和6年9月30日現在では特にありません。
	逗子市	
	三浦市	
	葉山町	
東湘南部	藤沢市	
	茅ヶ崎市	
	寒川町	
湘南西部	平塚市	
	秦野市	
	伊勢原市	・新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰の影響を受けている市内の障がい者施設等への運営支援として、障がい者施設物価高騰支援給付金の支給。
	大磯町	なし
	二宮町	
県央	厚木市	
	大和市	原油価格・物価高騰の影響を受ける障がい福祉施設の負担を軽減するため、光熱費、燃料費、食材費の支援を行いました。詳細は次のとおりです。 〈支援対象事業所〉 ・入所・居住系事業所、通所系事業所、訪問系事業所 〈補助額の内訳〉 ・入所・居住系事業所:定員1名あたり18,000円 ・通所系事業所:1事業所あたり60,000円 ・訪問系事業所:1事業所あたり40,000円
	海老名市	障がい福祉サービス事業所への抗原検査キット配付 令和5年度下期及び令和6年度物価高騰支援金支給実施。
	座間市	なし。
	綾瀬市	
	愛川町	
	清川村	
県西	小田原市	令和5年度には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(10/10)を活用し、障害福祉施設に対して前期・後期の2回にわたり、支援金を給付した。
	南足柄市	
	中井町	
	大井町	
	松田町	運営助成金支給
	山北町	特になし
	開成町	
	箱根町	
	真鶴町	
	湯河原町	

その他ご意見や連絡・問い合わせ事項

その他ご意見や連絡・問い合わせ事項

市町村名		その他ご意見や連絡・問い合わせ事項
市 政 令	横浜市	
	川崎市	
	相模原市	
・ 横 三 須 浦 賀	横須賀市	
	鎌倉市	
	逗子市	
	三浦市	
	葉山町	
東 湘 部 南	藤沢市	
	茅ヶ崎市	
	寒川町	
湘 南 西 部	平塚市	
	秦野市	
	伊勢原市	
	大磯町	
	二宮町	
県 央	厚木市	
	大和市	
	海老名市	
	座間市	
	綾瀬市	
	愛川町	
県 西	清川村	
	小田原市	グループホームの事業所数・棟数が急増している中、障害の軽度な知的障害者・精神障害者の入居も見受けられる。令和6年4月の報酬改定においてグループホームから在宅への支援・退去後の支援への加算が新設されたが、グループホーム側に利用するインセンティブが少なく、在宅生活への支援を促進する方策が必要と考えている。
	南足柄市	
	中井町	
	大井町	
	松田町	
	山北町	
	開成町	
	箱根町	
	真鶴町	
	湯河原町	

各市町村の精神障害者への主な施策・制度（抜粋）

各市町村ホームページ・県障害児者のための制度案内参照による内容も記載

※○級の表示は、精神保健福祉手帳の等級を表記

市町村名		事業名	内容
政令市 			

市町村名		事業名	内容
政令市	川崎市	精神障害者入院医療援護金助成	精神病院（床）に入院している精神障害者のうち、一定の条件（市内住居・前年所得8万7千円以下）を満たすものに対し、月1万円の援護金を助成する。
		居住支援制度	保証人が見付からない障害者への入居機会の確保と安定した居住継続支援
		あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅や協力店を紹介
		市営住宅公募時の優遇	（1・2級）市営住宅募集時に優遇区分を設置。市営住宅に入居資格のある方。
		福祉手当（経過措置）	（1～3級）月額14,600円の手当が5・8・11・2月に分けて障がい者の指定した口座に支払う。所得制限有。20歳以上の旧福祉手当受給者のうち障害を理由とする年金、及び特別障害者手当を受けていない方に昭和61年度以降、支給要件に該当する経過措置として福祉手当を支給。
		福祉バス運行事業	次の団体および施設の方で、研修会、社会見学、スポーツおよびレクリエーションのため利用するとき。利用人員は20人以上45人以内（そのうち約半数が障害児者であること）とします。 (1) 障害児者福祉団体 (2) 障害児者福祉施設費用は、無料とします。ただし、有料道路通行料、駐車料、および宿泊の場合の乗務員の宿泊料は、利用者負担とし、1回の利用は原則として1泊2日以内とします。1団体が年度内（4月から翌年3月）に利用できる回数は2回までです（ただし、1泊2日の利用及び1回に2台のバスを利用した場合は、それぞれ利用回数を2回として計算。）
		災害時要援護者避難支援制度	災害時に、自力で避難することが困難で援護を必要とする方々の、災害時における避難を支援する制度です。名簿登録の申し込みをしていただき、登録後、区役所から地域の支援組織（町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員など）に名簿を提供します。支援組織の支援者が御自宅を訪問し、災害が起きた場合の情報伝達や避難方法及び必要な支援等について確認を行います。
		家具転倒防止金具の取り付け事業	震災発生時に起こりうる家具の転倒事故を防止するため、ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等が居住する家屋の家具への転倒防止金具の取り付けを無料で行う。
		災害時緊急連絡カード	災害時をはじめとした緊急時に自分の安全を守るために、「災害時緊急連絡カード」の作成をお勧めします。必要事項を記入し、身に付ける、家の分かりやすい場所に置く、又は、家族や親しい近所の方にあらかじめ渡すなどをおこなしましょう。緊急時の救護活動や治療のための重要な情報となるほか、万が一の時の安否確認にも役立ちます。
	相模原市	障害福祉サービス負担上限月額軽減制度	障害福祉サービスの利用にかかる負担上限月額がある方のうち、所得税が非課税である場合等に負担上限月額の一部を助成し、利用者の負担を軽減する。
横須賀・三浦	横須賀市	市立施設の使用料の減免	手帳の提示。利用施設によって全額減免または半額減免。体育館、プール、総合福祉会館、横須賀美術館等
		精神障害者雇用奨励金	精神障害のある方を3か月以上雇用しようとする事業主に対して月額30,000円の奨励金支給（国による特定求職者雇用開発助成金等の適用がある場合は、国の助成制度が優先）
		横須賀市重度障害者等福祉手当	重度障害者月額 5,000円、中度障害者月額 4,000円、ただし、65歳以上で初めて障害者の認定を受ける人については対象外
	鎌倉市	鎌倉市障害者就労移行支援金	鎌倉市に住所があり次に満たしている要件をすべて満たしている障害のある人に対し、10蔓延（1人1回限り）を給付 ・鎌倉市から就労移行支援または就労継続支援の給付を受けていた期間が3か月以上 ・就労移行支援または就労継続支援から一般就労に移行するための空白期間が3か月以内 ・一般就労期間が同一の事業所で連続して6か月以上 ・生活保護をじゅきゅうしていない ・市税等を滞納していない
		鎌倉市障害者雇用奨励金	中小企業が雇用した知的障害者または精神障害者1人につき月額20,000円を中小企業に対し支給。（1日4時間以上、1月16日以上勤務した月のみ支給。）
		障害者雇用報奨金支給制度	精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用する事業主に対し雇用した障害者1人につき月額30,000円以内の奨励金を支給。就労継続A型事業所の場合は、月額7,500円以内を支給。（1日4時間以上、1月16日以上勤務した月のみ）
		タクシー利用料金助成制度	（1級）500円の利用券を4枚/月（年間48枚）630円の利用券を3枚/月（年間36枚）
		自動車燃料費助成事業	（1級）本人又は同居の家族が所有する自家用で、本人または同居の家族が運転する場合に限り、自動車燃料の一部を助成。1,500円の助成券を年間12枚交付。
		福祉有償運送利用助成事業	（1級）300円の利用券を4枚/月（年間48枚）
		心身障害者扶養共済制度と共済掛金の助成	障害者をもつ保護者（65歳未満）が加入し一定の掛け金を支払い、保護者に万一のことがあった場合に障害者に年金を支給する制度で、一定の要件を満たせば、加入者が支払う掛け金（基本分）を助成する。
		障がい者就労支援事業所開設補助金	市内に就労移行支援事業所または少雨労継続支援事業所を開設する法人に対し、1事業所につき、工事費等の経費の2/3以内の額（ただし1,000,000円を限度とする。）を助成。
		第一次産業連携促進補助金	第一次産業のうち、農業及び水産業に取り組む市内の福祉事業所に対し、農具購入費等の2/3以内の額（ただし500,000円を上限とする。）を助成。
		市営住宅入居の優遇制度	市営住宅の入居申込資格があって、申込者または同居しようとする親族が、1～4級の身体障害、1～2級の精神障害者、又は同程度の障害と認められる知的障害者

市町村名		事業名	内容
湘南東部	藤沢市	市営住宅の入居優遇	当選率が通常より高めに設定
		文化施設、スポーツ施設等の減免	
		特定健康診査・がん検診の一部負担金の免除	1,2級 一部負担金が免除され無料
		一声ふれあい収集	生活ごみ（大型ごみ・特別大型ごみを除く）・資源を集積場所まで持ち出すことが困難で、家族等の協力が得られない精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、市職員が玄関先等から週1回安否確認の一声をかけながら収集
		公共自動車駐車場駐車料金の減免	1～3級
		市営有料自転車等駐車場利用料金の減免	1～3級 駐車料金の50%減額
	茅ヶ崎市	自立生活支援用具の支給	（1級） 火災警報器・自動消火器
		コミュニティバス乗車割引	（1・2・3級）者本人及び介護者（1名）半額 手帳の提示
		市営施設利用料金免除	市内在住の障害者手帳を持っているご本人と付き添いの方1名個人利用料金免除
		茅ヶ崎美術館観覧料免除	市内在住の障害者手帳を持っているご本人と付き添いの方1名観覧料免除
		茅ヶ崎市障害者団体バス借上げ事業	障害者の団体がバスを借りて行う研修、レクリエーション、その他の社会活動への参加を目的として行う事業についてバスの賃借料と燃料費を補助します（1団体当たり年間3回）市内在住の障がい者及びその家族又は支援者で構成され、そのうち障がい者の割合が1/3以上である団体で、宿泊を伴わない事業。バスの賃借料と目的地までの往復に要する燃料費を合算して得た額と8万円を比較して、いずれか少ない額。
	寒川町	更生訓練費	就労移行支援または自立訓練のサービス利用者（所得により自己負担額あり）
湘南西部	秦野市	重度障害者医療費助成	（1級）保険診療における自己負担額を助成（入院も含む）。手帳当初交付時65歳未満、所得制限あり。
		秦野市在宅障害者福祉手当	（1級）年額 35,000円 （2級）年額 30,000円 ・1年以上市内に在住している。 ・施設等に入所、精神科の病院に6ヶ月以上入院している場合は対象外。
		障害児及び障害者施設等通所交通費助成	（1級、2級、3級）最も経済的な経路での金額を支給（1ヶ月の定期代が上限） ・福祉タクシー券や自動車燃料費助成との重複受給不可。また施設等から交通費を支給されている方は受給不可。生活保護受給者は対象外。
		在宅重度障害者等福祉タクシー事業	（1級）タクシー券500円×4枚/月（自動車税減免者は半数） ・交通費助成受給者、自動車燃料費受給者、生活保護受給者は対象外。
		上下水道基本料金の減免	（1級、2級）上下水道 市民税所得割非課税世帯のみ対象（生活保護受給世帯は除く）
	伊勢原市	重度障害者医療費助成	（1級）保険対象医療費の自己負担分（通院のみ） 年齢制限・所得制限あり
		福祉手当	（1級）年額25,000円 （2級）年額17,000円 市内居住者（施設入所を除く）
		上水道基本料金の減免	（1級）上下水道 減免（下水道は浄化槽・くみ取り便所は対象外）
		通所交通費助成 電車バス	（1級、2級、3級） 補助有
		交通費助成 タクシー	（1級）福祉タクシー券を交付。4月交付500円券48枚、100円券30枚、申請月により交付枚数が異なる。 ・市内居住者（施設入所を除く）

市町村名		事業名	内容
県 央	大和市	自動車燃料費助成	(1級) 1カ月2,000円を限度に、自分の所有する車を自ら運転する方に助成(1級のみ。医師の許可を得た場合に限る)
		紙オムツの支給	(1級) 紙おむつが必要な在宅の65歳未満に年間約500枚を支給(1級のみ、就学児以上)
	海老名市	障害者地域作業所等の運営費補助	毎年4月1日現在で近隣市町のⅢ型事業所に通う市民の人数を基準として補助を行う協定を結んでいる。 委託・補助額2,199,000円(年度末に支払い)
		重度障がい者医療費補助	(1級、2級) 保険対象医療費の自己負担分を全額助成(保険診療分以外は対象外) ・65才未満の手帳取得者・生活保護受給者は除く。
		福祉手当	(1級) 36,000円 (2級) 12,000円
		通所交通費助成・電車バス	(1級、2級、3級) 実費または一月の定期運賃の安い方(ただし、市外の場合は9割支給) ・交通機関を利用して社会福祉施設に通所していること
		交通費助成・タクシー	(1級、2級) 月2,000円分、申請時期に残期間の分を一括交付。 ・手帳の提示
	座間市	粗大ごみ収集手数料減免	・身体、精神、療育障害者手帳所持者世帯および座間市母子等福祉手当の受給世帯 ・その他市長が必要と認めた場合 年間5点
		ふれあい収集	1.介護保険法による要介護1～5の方 2.身体障害者手帳の障害1級～2級の方 3.精神障害者保険福祉手帳1級の方 4.障害年金の受給者で1級の方 5.その他、特に市長が認めた方
	綾瀬市	コミュニティバス運賃の割引	(1・2・3級) 手帳提示により、180円が100円に
		市民スポーツセンター利用料の減免	(1・2・3級) 利用料の半額免除 登録が必要
		放課後デイサービス支援事業	・放課後等デイサービス事業者に対し、職員の雇用に要する経費の一部を助成 ・医療的ケア児の受け入れのための消耗品等の購入
		日中一時支援事業	支給を受ける障害者が市町村民税非課税者、又は同一世帯のものが市町村民税非課税者、生保を受けている者
県 西	小田原市	訪問入浴サービス事業	精神障害者保健福祉手帳1級所持者等(収入に応じる)、4ヶ所(精神対象事業所数)
		食の自立支援事業	精神障害者保健福祉手帳1級所持の単身者等、1食 500円、4ヶ所(精神対象事業所数)
		重度障がい者緊急通報システム事業	精神障害者保健福祉手帳1級所持の単身者等
		障がい者就職支度金給付費	精神障害者保健福祉手帳 1, 2級所持者等(利用料: 20,000円)
		障害者自動車運転免許取得費助成事業	精神障害者保健福祉手帳所持者等(限度額: 100,000円)
		日中一時支援サービス事業費	精神障害者保健福祉手帳所持者等(収入に応じる) 3ヶ所(精神対象事業所数)

市町村名		事業名	内容
県西	南足柄市	重度障害者医療費助成	(1級) 保険適用医療の自己負担分の助成※入院対象外 要件：所得制限
		南足柄市重度障害者等福祉年金	(1級) 12,000円/年 要件：県在宅障害者手当と同一。他障害と重複、市内1年以上在居65歳以下
		南足柄市障害者診断書作成料助成事業	(1・2・3級) 障害者手帳を取得、更新または等級変更するときなどに添付する指定医師の診断書に要した診断料について、2000円を上限として助成します。上限2000円(市民税非課税世帯)
		通所交通費助成	(1・2・3級) 公共交通機関の場合、半額が助成対象。(その他規程有り) 要件：福祉タクシー券制度、燃料費助成との併用不可
		重度障害者福祉タクシー券	(1級) 初乗り分チケット3枚/月
		上下水道基本料金の減免	(1級) 上下の基本料減免
	中井町	重度障害者医療費助成	(1級) 保険診療の自己負担助成 要件:通院医療費のみ
		通所交通費助成	(1・2・3級) 通所事業所までのバス・電車運賃の半額を助成。自家用車の場合は距離に応じた額を補助。 要件：障害福祉事業所に通所していること。
		交通費助成(タクシー)	(1・2級) 町と協定を結んでいる事業者のタクシーで利用できる500券を年に24枚交付。 要件：自動車燃料費の助成を受けていないこと
	大井町	重度障害者医療費助成	(1級) 保険診療の自己負担分助成 通院医療のみ
		障害者施設通所交通費助成	(1・2・3級) 通所にかかる交通費の定期券額の二分の一
		交通費助成(タクシー)	初乗り運賃相当額の助成 月2枚年間最大24枚交付
	松田町	重度障害者医療費助成制度	(1級) 通院のみ助成。65歳未満の新規対象者。所得制限有り。
		知的障害者及び精神障害者施設通所者交通費助成事業	(1・2・3級) (公共交通機関) 最安運賃×通所日数×1/2・(自家用車) 距離に応じた金額×通所日数÷施設開所日数×1/2・(施設車両利用者) 自己負担分全額を助成。要件：施設に通所している在宅の精神・知的障害者。
		まちのり福祉バス在宅重度障害者等福祉タクシー利用助成事業	(1・2・3級) (まちのり福祉バス) 富士急湘南バスの町内通行区間のみ7,340円/年(在宅重度障害者等福祉タクシー) 初乗り運賃を補助する券を2枚/月配布。要件：(まちのり福祉バス) 1～3級該当(タクシー) 1級のみ該当
	山北町	重度障害者医療費助成	(1級) 入院医療は対象外 要件：所得制限、年齢制限あり
		障害者施設通所交通費助成	(1・2・3級) 通所交通費の半額補助 要件：在宅のみ
		交通費助成(タクシー)	(1・2級) 年間24,000円分 要件：在宅のみ
	開成町	重度障害者医療費助成	(1級) 保険診療の医療費の自己負担分を助成。※精神科入院の医療費は対象外。 要件：所得制限有。65歳以降の重度等級取得は不可。
		交通費助成(タクシー)	(1・2級) 初乗り運賃分を年間36枚まで支給。 要件：町で定める所得制限有。
	湯河原	福祉タクシー利用助成	令和5年度からタクシーの初乗り運賃分を障がい者手帳 1 級の方に、年間12枚助成

※ 市町村では、公共施設利用料金入場料等の割引や免除、市民税町民税の障害者減免、心身障害者扶養共済制度の受付等、上記記載外にも精神障害者へのサービス制度があります。調査内容に変更がある場合もあります。詳細については各市町村の担当窓口でお尋ね下さい。

神奈川県制度（抜粋）

精神障害者入院医療援護金助成	精神病院（床）に入院している精神障害者のうち、一定の条件を満たすものに対し、月1万円の援護金助成	
在宅重度障害者等手当	在宅の「重度重複障害者等」（身体・知的・精神障害のうち2つ以上重度の障害者手帳所持者等）	
県営住宅への入居優遇	一般申込者より当選率を良くしている。	
県営住宅使用料減免	家賃の減免（要件有り）精神障害者も対象となる場合がある。	
県営水道の基本料金免除	（1級のいる世帯）基本料金及び基本料金に係る消費税相当額減免（利用要件有）	
タクシー運賃の割引	タクシー運賃が10％割引	
駐車禁止の規制対象からの除外	駐車禁止除外標章交付を受けた障害者が乗車している場合規制対象から除外（1級）自立支援医療給付者	
神奈川県福祉バス	障害者の方が、レクリエーションなどの団体活動に利用できます	
かながわともしびセンター障害者ITサロン	パソコンに関する情報提供、自主学習スペースの設置	
施設等の料金割引	県立公園・三溪園・横浜美術館・ズーラシア・等 無料もしくは割引	
かながわ権利擁護相談センター（あしと）	専門相談（弁護士・成年後見制度等）地域の相談支援機関への支援	神奈川県社会福祉協議会
かながわ成年後見推進センター	成年後見制度一般相談 出張説明会・相談会	
日常生活自立支援事業	利用者との契約によりサービスの利用支援、金銭管理等 利用料有（各市町村社協）	
かながわ福祉サービス適正化委員会	福祉サービスの利用や内容などに関する苦情解決第三者機関	
障害者就業・生活支援センター	就労それに伴う日常生活上の支援 他 地域就労援助センター・精神障害者就労準備・社会適応訓練等	
障害者仕事サポート事業	神奈川県障害者就労相談センターでは、身近な地域での就労相談等に対応するため、地域相談コーナーを設け「障害者しごとサポーター」を配置しています。一般企業等で働くことを希望する障害者の就職から職場定着までを、「障害者しごとサポーター」がさまざまな関係機関と連携しながら、支援します。	
■その他の制度やサービス（実施されている市町村や未実施市町村あり。社会福祉協議会や民間企業等のサービスも含む）		
生活福祉貸付資金	更生資金、福祉資金（各市町村社会福祉協議会 利用条件あり）	
税金等の減免	所得税障害者控除・市民税・県民税の非課税・市民税・県民税の障害者控除・贈与税・相続税の障害者控除・自動車税の減免・自動車取得税の減免・軽自動車税の減免	
公共料金等の減免	水道料金等の減免・ふれあい案内（NTT電話番号案内料の免除）・マル優（少額貯金等利子非課税）制度・住宅金融公庫の融資・携帯電話使用料割引。NHK受信料（要件有）・J:COMNETハートフルパック（精神1級インターネットの割引）	
心身障害者扶養共済制度	障害者を持つ保護者の互助共済制度（担当窓口は各市町村障害福祉担当課）	

神奈川県の福祉制度については、神奈川県保健福祉部障害福祉課で作成された「障害児者のための制度案内」をご参照ください
インターネットホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogaifukusi/tyousei/seidoannai/index.html>

市町村調査回答担当課

市町村名		担当部署名	TEL	FAX	市町村名		担当部署名	TEL	FAX
政令市	横浜市	健康福祉局障害施策推進課	045-671-3603	045-671-3566	県央	厚木市	市民福祉部障がい福祉課	046-225-2225	046-224-0229
	川崎市	精神保健課	044-200-3608	044-200-3932		大和市	健康福祉部 障がい福祉課	046-260-5667	046-262-0999
	相模原市	高齢・障害者福祉課	042-707-7055	042-759-4395		海老名市	障がい福祉課	046-235-4812 046-235-4813	046-233-5731
横須賀・三浦	横須賀市	民生局福祉こども部 障害福祉課	046-822-9839	046-825-6040		座間市	障がい福祉課	046-252-7132	046-252-7043
	鎌倉市	健康福祉部障害福祉課	0467-61-3974	0467-25-1443		綾瀬市	福祉部障がい福祉課	0467-70-5623	0467-70-5702
	逗子市	障がい福祉課	046-873-1111	046-873-4520		愛川町	福祉支援課	046-285-2111	046-285-6010
	三浦市	保健福祉部福祉課	046-882-1111	046-881-0148		清川村	子育て健康福祉課健康福祉係	046-288-3861	04-288-2025
	葉山町	福祉部 福祉課 障害福祉係	046-876-1111	046-876-1717		県西	小田原市	障がい福祉課	0465-33-1468
湘南東部	藤沢市	障がい者支援課	0466-50-3528	0466-25-7822	南足柄市		福祉健康部福祉課	0465-73-8047	0465-74-0545
	茅ヶ崎市	障がい福祉課	0467-81-7160	0467-82-5157	中井町		福祉課	0465-81-5548	0465-81-5657
	寒川町	保健福祉部福祉課	0467-74-1111	0467-74-5613	大井町		福祉課	0465-83-8024	0465-83-8016
湘南西部	平塚市	障がい福祉課 障がい福祉担当	0463-21-8774	0463-21-1213	松田町		福祉課	0465-83-1226	0465-44-4685
	秦野市	障害福祉課	0463-82-7616	0463-82-8020	山北町		福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171
	伊勢原市	障がい福祉課	0463-94-4711	0463-95-7612	開成町		福祉介護課	0465-84-0316	0465-82-5234
	大磯町	町民福祉部福祉課障がい福祉係	0463-73-4530	0463-73-1285	箱根町		福祉課障がい福祉係	0460-85-7790	0460-85-8124
	二宮町	福祉保険課	0463-75-9289	0463-73-0134	真鶴町		保険福祉課	0465-68-1131	0465-68-5119
					湯河原町	社会福祉課	0465-63-2111 (内線312)	0465-63-4194	

※ ご協力いただきありがとうございました。

編集後記

神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会（以下、県精連）の要望調査委員会では、毎年神奈川県下33市町村に障害福祉サービスに関するアンケートを送り、回答をまとめこの市町村補助事業調査票を作成しております。

各市町村担当課の皆様にはお忙しい中、回答に多大なるご協力を頂き、誠にありがとうございます。
今年度のアンケート項目の中には、物価高騰対策に対する各市町村の助成に関しましても追加させていただきました。
同じ神奈川県でも補助事業への取り組み方は様々であることがこの調査票からも見て取れると思います。

県精連要望調査委員会は、神奈川県への要望活動を毎年行っています。

県精連は、「我が国の精神病患者は実にこの病を受けたるの不幸の外（ほか）に、この国に生まれたるの不幸」、その地域に生まれた不幸を改善すべく活動してきました。

神奈川県に住む精神障がいを抱えた方が、どの地域に在住していても平等にサービスを受けることができ、安心した地域生活を送ることが出来るようにこれからも活動していきたいと思います。

調査をまとめるにあたり、それぞれの項目において表記の違いがありますが、市町村の違いが見て取れるように頂いた回答のまま載せておりますことをご了承ください。

特定非営利活動法人 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会（略称：県精連）

〒254-0026 平塚市立中堂4-29 2F

TEL : 0463-79-9441 FAX : 0463-79-9443

URL : <http://www.kenseiren.sakura.ne.jp/>

Em : kenseiren@theia.ocn.ne.jp